

資料 3

第 3 期岩手県国土強靱化地域計画 (最終案)

令和 7 年 〇 月 策 定
岩 手 県

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 基本的な考え方	3
1 基本目標	3
2 事前に備えるべき目標	3
3 計画の策定に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化	3
4 中長期的に取り組むべき課題	8
5 国土強靱化施策の基本的な方針	10
第3章 想定するリスク	11
1 岩手県の地域特性	11
2 対象とする自然災害	16
3 起きてはならない最悪の事態	17
4 施策分野	18
第4章 脆弱性評価	19
1 脆弱性評価の考え方	19
2 脆弱性評価の実施手順	19
3 脆弱性評価結果	19
＜個別施策分野＞	
1－1 行政機能・情報通信・防災教育分野	20
1－2 住宅・都市分野	31
1－3 保健医療・福祉分野	36
1－4 産業分野	44
1－5 国土保全・交通分野	49
＜横断的分野＞	
2－1 リスクコミュニケーション分野	57
2－2 老朽化対策分野	62
2－3 人口減少・少子高齢化対策分野	66
2－4 人材育成分野	69
2－5 官民連携分野	74
2－6 デジタル活用分野	78

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策	82
1 個別施策分野	83
1-1 行政機能・情報通信・防災教育分野	83
1-2 住宅・都市分野	92
1-3 保健医療・福祉分野	96
1-4 産業分野	102
1-5 国土保全・交通分野	106
2 横断的分野	116
2-1 リスクコミュニケーション分野	116
2-2 老朽化対策分野	120
2-3 人口減少・少子高齢化対策分野	124
2-4 人材育成分野	127
2-5 官民連携分野	131
2-6 デジタル活用分野	134
第6章 計画の推進と進捗管理	138
1 県民総参加の取組	138
2 計画の進捗管理と見直し	138
3 他の計画等の見直し	138
(別紙1) 起きてはならない最悪の事態の様相(例示)	139
(別紙2) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	145
(別紙3) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果に基づく対応方策一覧	197
(別紙4) 施策分野ごとの指標一覧	239
(別 冊) 第3期岩手県国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業一覧	

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成25年12月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、政府は、平成26年6月に、国土強靱化に係る他の計画の指針となる、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を策定しました。

また、基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定し、都道府県及び市町村においても、国土強靱化の観点から、他の計画の指針となる国土強靱化地域計画を策定できるとされました。

岩手県では、基本法に基づき、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波の経験や人口減少への対応も踏まえつつ、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手県の強靱化」を推進するための指針とするべく、「岩手県国土強靱化地域計画（以下「第1期計画」という。）」を平成28年2月に策定しました。平成29年6月には、平成28年8月に発生した台風第10号による甚大な被害を踏まえた改定を行い、令和2年1月には、「いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプラン」との整合性を図るための改定を行いました。

第1期計画の計画期間が令和2年度末となっていたことから、平成30年12月に見直しが行われた国土強靱化基本計画や令和元年台風第19号による被害状況、新型コロナウイルス感染症対応などを踏まえ、「第2期岩手県国土強靱化地域計画（以下「第2期計画」という。）」を令和2年12月に策定しました。令和3年3月には、「岩手県耐震改修促進計画」の策定を踏まえた改定を行い、令和7年1月には、令和5年7月に見直しが行われた国土強靱化基本計画等を踏まえた改定を行いました。

これらの取組によって、災害に備えた道路交通環境の整備、学校施設・公立社会体育施設等の耐震化、支援物資の供給等による広域連携体制の構築、再生可能エネルギーの導入、道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策など、多くの成果が挙がっています。

一方で、切迫する大規模地震・津波災害や激甚化・頻発化する気象災害等に備えるため、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて、岩手県の強靱化に向けた取組を一層強化していく必要があります。

「第3期岩手県国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」は、こうした背景のもと、新たに策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 基本法上の位置付け

本計画は、基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、国土強靱化の観点から、「いわて県民計画（2019～2028）」や「岩手県地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものです。

なお、基本法第 14 条においては、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されていることから、本計画は、国土強靱化基本計画（令和 5 年 7 月閣議決定）と調和が保たれるよう策定しています。

(2) これまでの計画策定の経緯

《第 1 期計画策定の経緯》

第 1 期計画の策定に当たっては、様々な分野の関係者から幅広く意見を聴取するため、平成 27 年 4 月に「岩手県国土強靱化地域計画検討会議（以下「検討会議」という。）」を設置し、20 名の委員と関係府省庁の 7 名のオブザーバーが、計画策定に向けた議論を重ねました。

検討会議は 4 回開催され、1 回目に基本目標や脆弱性評価等、2 回目に対応方策、3 回目に重点施策を議論し、4 回目の検討会議における最終案の審議を経て、第 1 期計画が策定されました。

《第 1 期計画策定以降の経緯》

検討会議においては、学識者、行政、ライフライン、医療・福祉、交通・物流、情報通信、土地利用、社会資本整備、地域経済、地域コミュニティの各分野から選任された委員それぞれが、東日本大震災津波の経験等を踏まえ、岩手県の強靱化について幅広く議論を交わすことで、岩手県ならではの計画の策定へとつながったところです。

第 1 期計画策定後、検討会議はその役割を終えましたが、計画の進捗管理と施策の見直し等について意見を聴取するため新たに設置した「岩手県国土強靱化地域計画推進アドバイザー会議」においても幅広い議論が交わされており、第 1 期計画の改定や第 2 期計画の策定に結び付くなど、その趣旨は引き継がれています。

本計画は、こうした策定や見直しの経緯を踏襲しながら、岩手県ならではの計画としての性格を継承し、策定しています。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間とします。

なお、本計画を推進するための事業一覧については、毎年度定めることとします。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本計画を踏まえ、岩手県における、国土強靱化を推進する上での基本目標を次のとおりとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 県民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

国土強靱化基本計画を踏まえ、岩手県における、国土強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおりとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 計画の策定に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

国土強靱化基本計画でも述べられているように、近年、大規模地震の切迫性の高まりや地球規模での気候変動等、災害リスクの高まりに加え、エネルギー・食料等の安定供給に関するリスクの高まりや、デジタル革命・SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）・ポストコロナの生活様式の社会浸透等、国土強靱化を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しています。

また、これまで第2期計画の取組を継続する中、他県で発生した令和6年能登半島地震や令和7年流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故、本県で発生した令和7年大船渡市林野火災等から新たな教訓を得ました。

こうしたことから、今後、本県における中長期の将来にわたる国土強靱化の取組は、国土強靱化基本計画に示す「国土強靱化地域計画の策定に当たって考慮すべき主要な事項や情勢の変化」（次表）を踏まえた上で、課題を整理し、政策の基本方針に沿って具体的な施策を推進することとします。

国土強靱化地域計画の策定に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項	ア 「自律・分散・協調」型社会の促進
	イ 事前復興の取組の促進
	ウ 地震後の洪水等の複合災害への対応
	エ 巨大・広域災害への対応
(2) 分野横断的に対応すべき事項	ア 環境との調和
	イ インフラの強靱化・老朽化対策
(3) 社会情勢の変化に関する事項	ア 気候変動の影響
	イ グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現
	ウ 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
	エ SDGs との協調
	オ デジタル技術の活用
(4) 近年の災害で得られた新たな知見	ア 災害関連死及び孤立集落に関する対策
	イ コロナ禍における自然災害対応
	ウ 林野火災を含めた自然災害等に対応できる消防防災体制

(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項

ア 「自律・分散・協調」型社会の促進

人口が密集する地域が大規模災害に見舞われた際にも、被災者の受入れや社会の重要な機能の代替を可能とすることにより、自然災害に対する「しなやかさ」を高める必要があります。

また、コロナ禍を背景に、リモートワークの普及等により暮らし方や働き方が多様化し、二地域居住や田園回帰への意識が高まっている現況も踏まえ、若者世代や女性に開かれた魅力的な地域づくりを進めるとともに、高規格道路を補完する緊急輸送道路としての役割を担う路線の整備や県内を網羅した地域交通網の確保など、交通ネットワークの充実を図り、人流・物流の多重性・代替性を確保するなど、平時と有事の両面から「自律・分散・協調」型社会を形成する必要があります。

イ 事前復興の取組の促進

「より良い復興（Build Back Better）」という概念は定着してきているが、大規模災害が発生した後の混乱の中で、被災前よりも災害に強い地域に復興していく姿を描くことは容易ではないことから、東日本大震災津波からの復旧・復興を進める中で得られた教訓・知見を踏まえ、事前復興の取組を推進する必要があります。

ウ 地震後の洪水等の複合災害への対応

大規模地震後の復旧には相応の時間が必要であり、その間に風水害や火山噴火等が発生する可能性もあるため、複合災害を想定し、震災と水害・火山災害等の双方に有効な事前防災を推進する必要があります。

また、災害発生に備え、県内市町村や近隣道県、さらには災害の影響が及ばない遠隔地の地方公共団体と相互に災害支援協定を締結するなど、地域連携を構築する必要があります。

エ 巨大・広域災害への対応

未曾有の巨大・広域災害への対応に当たっては、最大クラスの地震・津波が発生する場合のみならず、時間差で大規模な地震が発生する場合の時間的・空間的影響を考慮した対応の検討を通じて、事前の備えを強化するほか、あらかじめ過去の災害経験から得られた知見について情報発信・共有化を図り、初動対応に必要な専門スキルを有する人材や物資を確保できる体制を広域で構築するなど、ハード・ソフトの両面から、県を挙げて取り組む必要があります。

また、経済活動の停滞を回避するためには、サプライチェーンの維持・確保が重要であり、長期に及ぶ移転先の確保等について、比較的被害が軽微な地域が、甚大な被害を受けた地域の後方支援を行う体制づくりを進める必要があります。

なお、一たび災害が発生すれば、迅速かつ正確な被害状況の把握が必要となるため、情報収集手段の冗長性を確保する必要があります。

(2) 分野横断的に対応すべき事項

ア 環境との調和

気候変動の影響が深刻化する中、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラ¹の考えを積極的に推進し、NbS²（Nature-based Solutions：自然を活用した解決策）の考え方にに基づき取り組む必要があります。

イ インフラの強靱化・老朽化対策

気象災害等の激甚化・頻発化やインフラ施設の老朽化が加速度的に進行している状況を踏まえ、インフラが求められる機能を発揮するためには、正しく設計・施工・維持管理される必要があります。

このため、防災関連施設はもとより、交通インフラ、エネルギー関連インフラ等、官民を問わず公共性の高いインフラについて、適切な補強等を行うとともに、定期的な点検・診断の結果に基づく老朽化対策を講じていく必要があります。

一方で、土木系を含む技術系職員数が減少するなど、メンテナンスに携わる担い手が不足していることから、新技術や点検・補修データの利活用などによりインフラメンテナンスの効率化を図る必要があります。

¹ グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

² NbS：社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動。自然生態系を保全・再生しながら社会課題への対応を進める取組。

(3) 社会情勢の変化に関する事項

ア 気候変動の影響

近年、これまで経験のない気象災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しており、今後、地球温暖化の進行に伴って、その強度と頻度が増加することが懸念されるため、気候変動リスクを踏まえハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策を講じていく必要があります。

イ グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現

地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につなげるという考えの下、国は令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、令和5年2月に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定し、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの主力電源化等を進めることとしています。

本県でも、令和元年11月に「温室効果ガス排出量2050年実質ゼロ」を表明するとともに、令和3年3月には、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定し、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進、多様な手法による地球温暖化対策の推進の3本の柱を掲げ、各種取組を進めています。

カーボンニュートラル社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入を促進し、災害時においても地域が一定のエネルギーを賄える仕組みをつくる自立・分散型のエネルギー供給体制の構築と、県内企業の脱炭素経営を支援しグリーンイノベーションによる経済と環境の好循環社会を目指す必要があります。

ウ 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給

エネルギー・食料等の安定供給を取り巻く世界情勢は激動の時代を迎えており、国際紛争下において一層厳しさを増しています。

このため、太陽光・風力等の再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギー源を確保することにより、災害時にも必要なエネルギーを迅速に供給する体制を構築する必要があります。

食料については、食料安全保障への意識の高まりなどを踏まえ、海外依存度の高い作物等の生産拡大などに取り組むとともに、農業生産基盤の着実な整備を進める必要があります。

エ SDGsとの協調

気象災害が激甚化・頻発化し、大規模地震の発生が切迫する中、国民の生命・財産を守り、災害の被害に遭う方を一人でも減らすため、防災・減災、国土強靱化に取り組み、官民が一体となって質の高いインフラ投資を行うことは、SDGsにおいても非常に重要です。

民間の力を活用し、社会課題解決に向けた取組を推進すると同時に、多様性に富んだ包摂的な社会や、一極集中から多極化した社会を形成し、地域を活性化するための施策を推進する必要があります。

特に、あらゆる災害対応において女性の参画を図るほか、障害者や高齢者、訪日外国人旅行者等の要配慮者を取り残さないように取り組む必要があります。

オ デジタル技術の活用

人口減少・少子高齢化が進行し、過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となる中、デジタル技術が急速に発展し、多方面で利活用が進んでおり、超スマート社会 Society5.0 の実現に向けた I o T や A I、ビッグデータ、5 G 等の科学技術の活用は、生産性や生活の利便性を飛躍的に高めることが期待され、人口減少・少子高齢化がより進んでいる地方においてこそ、課題解決の有効な手段になることから、このようなデジタル技術を活用した持続可能で安全安心な地域づくりを進めていく必要があります。

(4) 近年の災害で得られた新たな知見

ア 災害関連死及び孤立集落に関する対策

熊本地震や令和 6 年能登半島地震など近年の災害では、避難生活における疲労や持病の悪化等による災害関連死も多く発生していることから、避難生活が長期化する場合、生活環境の改善を図るほか、避難者に対する心身のケアについて具体的な事案に学ぶ形で改善を図るなど、災害関連死を防ぐ取組を進める必要があります。

また、令和 6 年能登半島地震では、道路の寸断などで車や船による通行が途絶し、移動や流通が困難または不可能な孤立集落が多発し、長期化したことから、関係機関と連携を図りながら、災害時における孤立化対策を総合的に推進する必要があります。

イ コロナ禍における自然災害対応

令和 2 年にはコロナ禍において全国的に大水害が相次いで発生し、避難所における感染症対策が課題となりました。

今後も、一たび感染症がまん延すれば、一定期間継続することを前提に、感染症と自然災害の同時発生を想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市町村を中心に避難所施設の確保等を進めることや、県及び市町村において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整える必要があります。

ウ 林野火災を含めた自然災害等に対応できる消防防災体制

令和 7 年大船渡市林野火災においては、山間部では複雑な地形や狭隘な道が多く、進入に課題があったほか、付近の河川や消火栓では水利が不足するなど、消火活動が困難であったことから、あらゆる事態を想定し、資機材や装備の充実を図っていく必要があります。

また、今回の林野火災においては、大船渡地区消防組合消防本部や大船渡市消防団を始め、緊急消防援助隊や自衛隊、県内の各消防本部が連携して消火活動に当たったところであり、林野火災を含めた自然災害等に対応するため、関係機関の連携強化を始め、消防防災体制の強化が必要です。

林野火災警報等について、国が定めた発令基準等に基づき、各市町村及び消防本部において躊躇なく発令し、制度が適切に運用される仕組みづくりが必要です。

4 中長期的に取り組むべき課題

前節の「計画の策定に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化」を踏まえ、中長期的に取り組むべき課題は以下のとおりである。

中長期的に取り組むべき課題

(1) 大規模自然災害への備えをより盤石に
(2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる県土づくり
(3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現
(4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

(1) 大規模自然災害への備えをより盤石に

大規模地震の切迫性の高まりや、気候変動に伴う洪水発生頻度の増加及び平均海面水位の上昇が予測される中、事前防災対策を強化することが重要であり、岩手県地域防災計画に基づく取組を推進するほか、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた「流域治水」の取組として、中小河川も含め、気候変動の影響を考慮した河川の整備に係る計画を策定し、堤防の整備や排水機場の強化、河道掘削・浚渫を実施するなど、防災インフラの整備を更に推進する必要があります。

また、賢く使う観点から、既存の防災インフラの高度化・効率化を進めるとともに、老朽化したインフラ施設の予防保全に取り組むなど、適切な維持管理を推進する必要があります。

さらに、森林による土砂崩壊の抑制など自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用し、自然災害に対する国土全体の強靱化を図る必要があります。

一たび自然災害が発生すると、災害対応拠点となる避難者受入施設・医療機関等の環境を構築し、順次改善・充実させる必要があります。その拠点が相応の期間使用される場合には、災害関連死を可能な限り生じさせないよう取り組む必要があります。

地域コミュニティにおける災害対応拠点の一つとして、小中学校は重要な役割を果たしていますが、近年、少子化による小中学校の統廃合が進み、地域の災害対応拠点としての機能を維持できなくなっている地域もあります。小中学校を避難時に使用する上での環境改善・防災機能強化だけでなく、小中学校の統廃合を踏まえた地域の災害対応拠点の在り方も検討するなど、取組を進めていく必要があります。

(2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる県土づくり

大規模地震による直接死を最大限防ぐ観点から、構造物の耐震化・耐災害性強化を促進する必要があります。また、被害が長期化しても一定の水準で日常生活や社会経済活動が継続されるよう、あらかじめ事前復興を考えておく必要があります。

このため、被災地域が孤立する可能性も考慮し、救援救護が到着するまでの間、生命を守るために必要な通信・エネルギーを確保できるよう、地産地消の再生可能エネルギー等を活用し

た自立・分散型の仕組みの導入を図るほか、ミッシングリンクの解消やリダンダンシー³の確保、交通結節点の機能強化等交通・物流手段を確保する必要があります。

さらに、経済が一つの大規模災害で壊滅的な損害を受けず、粘り強く早期復興を果たすためには、企業の生産活動を支えるサプライチェーンの強靱化を図ることが重要であり、民間企業の生産拠点・体制の強靱化が図られるよう、支援する必要があります。

このほか、GXの実現のための取組を活用して、大規模自然災害発生後における迅速な経済活動の復旧を図る必要があります。

(3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現

より豊かな社会活動・地域づくりを行う上で、デジタル等新技術の活用は不可欠であり、国土強靱化の分野においても、ヘリやドローンによる情報集約の一層の迅速化・効率化、電子媒体を用いたプッシュ型の情報受発信システムの活用等が期待されています。少子高齢化が進む中、限られた人員でも効率的に災害対応等の活動を可能にする観点から、デジタル技術を最大限活用する必要があります。

一方、デジタル技術の活用に際しては、要配慮者等に対して配慮・工夫する必要があります。

これらの点も踏まえ、デジタル技術の活用を通じて、日常生活と災害時等有事の際の双方において、住民が住み続けたいと思える地域づくりを進める必要があります。

(4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

国土強靱化を実効性あるものにするためにも、県・市町村のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切な連携及び役割分担の下、民の自助や共助の活性化、民の力を公助へ活用することを更に進めていく必要があります。

例えば、災害時における事業継続性の確保や、ライフライン・交通ネットワークの維持・早期復旧に当たっては、県・市町村が管理する道路や港湾・空港等の公共施設の強靱化のみならず、通信・エネルギーを始めとする民間施設の強靱化を促進する必要があります。

また、発災後の迅速な復旧復興に当たっては、被災者の支援体制を充実する必要があり、災害保険等の活用など相互扶助の分野も含めて総合的に取り組む必要があります。県や市町村における民間企業の防災関連技術の活用や、民間主導による防災・減災に関する地域貢献活動等も進められており、民間主導の取組の活性化を図る必要があります。

このようなハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野において多様なニーズを生み出し、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらす可能性を秘めており、競争力の強化につなげ、持続的な経済成長に貢献できるよう、取り組む必要があります。

³ リダンダンシー：「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

5 国土強靱化施策の基本的な方針

前節の「中長期的に取り組むべき課題」や後述の脆弱性評価結果を踏まえ、国土強靱化施策の基本的な方針は以下のとおりです。

(1) 県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

切迫する大規模地震災害や激甚化・頻発化する気象災害等、県土や地域の持続性を脅かす危機に備え、県民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進します。

(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

国際情勢の複雑化に加え、グローバル化の進展やテクノロジーの発展、産業基盤のデジタル化・高度化といった社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図ります。

(3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、本県が直面する災害への対応力を強化します。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな取組を一体で推進します。

(4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

県民の多様化する価値観に即し、本県が直面する災害リスクに対応するため、県内市町村をはじめ、国や近隣道県、さらには遠隔地の地方公共団体との適正な連携・補完関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進します。

(5) 地域における防災力の一層の強化

未曾有の人口減少、少子高齢化の加速等、県土や地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、県土全体でつなぎ合わせ、高齢者・障がい者・子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図ります。

第3章 想定するリスク

1 岩手県の地域特性

(1) 位置

本県は本州の北東部に位置し、北は青森県、西は秋田県、南は宮城県に隣接し、東は太平洋に臨み、東西 122 キロメートル、南北 189 キロメートルで境域は次表のとおりです。

方位	地 名	経 度	方位	地 名	経 度
東端	宮古市重茂	東経 142° 04'	南端	一関市花泉町永井	北緯 38° 45'
西端	和賀郡西和賀町	140° 39'	北端	九戸郡洋野町角ノ浜	40° 27'

(2) 面積

本県の総面積は 15,278.77 平方キロメートルで四国 4 県とほぼ等しく、北海道を除く我が国最大の広さをもつ県で、その内訳は次表のとおりです。

区 分		面 積	備 考
耕 地	田	91,500 ha	令和 6 年耕地面積調査（農水省 HP より）
	畑	普 通 畑	24,900 ha
		樹 園 地	3,210 ha
		牧 草 地	26,300 ha
	小 計	146,000 ha	
森 林	国 有 林	392,646 ha	いわての森林・林業概要（R5 版）
	民 有 林	782,405 ha	
	小 計	1,175,051 ha	

(3) 地勢、地質

ア 山地

県として、日本最大の面積をもつ本県は、総面積の 84 パーセントが山と高原によって占められ、平地は北上川すじにひらけている僅か 16 パーセントに過ぎません。

① 奥羽山系

西部を南北に走る奥羽山脈は、本県と秋田県の県境、分水線となっています。これは第 3 紀後半にできた褶曲地に那須火山系に属する新規の火山を伴った新しい山脈で、1,000 メートル以上の山々が連なり、特に南部は険しい火山群がそびえ、東北地方を東西に分け、交通上、気候上に著しい影響を与えています。

また、この山脈の山麓の東端が断層崖をつくり、これに接して多くの扇状地が発達しているが、地質は第 3 紀の緑色凝灰岩と新しい火山岩からできています。

② 北上山系

奥羽山脈と平行に東部を南北約 250 キロメートル、東西 80 キロメートルにわたって太平洋岸まで広く横たわる北上山地があります。これは、古世代にできた古い山地で何回も

の隆起と沈降をくりかえし、その間の侵食によってなだらかな高原（準平原）となり、高い山の少ないわりに奥行の深い山系です。

また、この山系で1,000メートルをこす高い山々は侵食から残された残丘で、地質はおもに秩父古生層とこれを貫く花崗岩、蛇紋岩、斑禰岩、粉岩などからできていますが、一部に中生層や第3紀層がある。そして古生層はおもに粘板岩、斑岩、硬砂岩、輝緑凝灰岩、石灰岩などからなっています。

イ 河川と平野

奥羽山脈と北上山地の間を北は馬淵川が青森県に、南は北上川が宮城県に流れ、北上山地の東方の川は東流して太平洋にそそいでいます。

① 北上川

岩手郡岩手町に源を発し、全長249キロメートルの長さをもつて南流する北上川はそのうち195キロメートルが本県を流れ、県内のおもな支流25、流域面積7,860平方キロメートルで、北上川の特色としては、傾斜が極めてゆるやかで、水量も豊かですが、支流は急流をなし、一関市の南に延々28キロメートルに及ぶ狭窄部などがあります。

② 馬淵川

岩手郡葛巻町に源を発し、北上川と反対に本県を北方に流れる馬淵川は、途中で二戸高原を流れ下る安比川と合流し青森県八戸市附近で太平洋にそそいでいます。この附近は谷がひらけ河岸段丘が発達しています。

③ その他

北上山地を横につき切って太平洋にそそぐ久慈川、安家川、小本川、閉伊川、大槌川あるいは気仙川があり、いずれも深い峡谷をきざみ河口には小三角洲平地を形づくっています。

ウ 海岸

本県は約700キロメートルの長い海岸によって太平洋に面していますが、宮古市を境として北と南の海岸地形が非常に違ってきます。

① 北部海岸

北部海岸の大部分は、隆起と断層による高い海蝕崖をもつ100～200メートルの海岸段丘が海に面し、白亜紀層によってつくられています。殊に宮古市以北普代に至る海岸では海蝕崗の発達が著しく、島嶼は少なく、さして大きいのは見られません。

また、海岸の平地も久慈、野田附近に僅かに見られるほか、河川の河口附近に僅かに見られるに過ぎません。

② 南部海岸

宮古市以南は、沈降海岸が続き、みさきと深い湾が入り組んで、ノコギリの歯のようなリアス式海岸を形成しています。これは地質時代に古い地塊の北上山地が沈下したため、この沈下した部分には、北上山地をきざんだ谷に海水が侵入してラップ状の湾ができたものです。

(4) 気候

ア 気候型と岩手県の気候区分

気候をその特徴によって分類したのが気候型であり、その分布地域を示したものが気候区分です。気候型は種々の気候因子によって生じたもので、緯度によって熱帯気候、温帯気候、寒帯気候、海陸の分布によって海洋気候、海岸気候、大陸気候、地形によって内陸気候、盆地気候、海拔高度によって高原気候、山岳気候等に分類されますが、これらが相互に結びついてその地域特有の気候区分が決まるわけです。日本の気候型は温帯気候（亜熱帯から亜寒帯までの巾を持つ）、海洋気候を基本としていますが緯度地形、海拔高度等により一般には次の5気候区に大別されます。

- ・太平洋側型（東部北海道型、三陸常磐型、関東東海型、中央高原型）
- ・日本海側型（オホーツク海型、東北北海道型、北陸山陰型）
- ・南海型（九州東部型、四国紀伊南部型）
- ・瀬戸内型（瀬戸内海面地域）
- ・九州型（主に九州西部）

このような気候型に分ければ、岩手県の気候は太平洋側型のうち三陸常磐型に属する所が多いが、常磐地域とは緯度的にかなり違っており、また親潮寒流の影響を長期間受けることなどから考えて、太平洋側型の三陸型として別個に扱われるべきと考えられます。また、西部山沿いの地帯の気候は冬期に雪の多いこと、梅雨期に雨の多いことなどから日本海側型のうち東北北海道型に属します。更に地形、海岸距離、海拔高度などを考慮すれば、沿岸地方、北上山地、内陸平野部、西部山沿地帯に区分できます。

各地区の気候の特徴は次のとおりです。

① 沿岸地方

冬期に太平洋側型の気候の特徴を最も顕著に示し、晴天の日が多く降積雪量は極めて少ないです。反対に梅雨期には親潮寒流の影響が最も顕著に現われ、北東風による冷湿な気流の影響を強く受けて、冷涼な気候を示し、あわせて海霧の浸入により日中最高気温も上昇を押えられて低温悪天候が続くことが多いです。

② 北上山地

冬期の降積雪量は多いが、西部山沿い地方ほどではないです。梅雨期の気候は、海霧の浸入はないが総じて沿岸地方と余り変わらず、冷湿な気候です。また、この地帯は盆地も多いので盆地型の気候に近い所もあり、一般に海拔高度も高い方なので、平均して沿岸地方より低湿多雨です。

③ 内陸平野部

海岸からの距離がかなり大きいので、内陸型の気候特性を示すが、奥羽、北上両山系にはさまれているので盆地型の気候を示すことも多いです。冬期には日本海側型の気候を示す所も多いが、降積雪量は西部山沿い地方ほどには到らず、晴れ間が出ることもかなりあります。朝方の冷え込みの強いことも内陸性気候を示しています。

④ 西部山沿地帯

冬期の季節風の際はその影響を強く受けて、日本海側と同様の気候となり、降積雪量が県内で最も多くなります。また、梅雨期には雨量が多いが、その他の季節には太平洋側内陸型の気候を示し、また盆地型の気候も現われます。

なお、岩手県は南北に 200 キロメートル近くも広がっているので沿岸部や内陸平野部といっても一様に考えることは無理で、これらを更に南北に二分する必要もあり、したがってこのように細分すれば、岩手県の気候区分はかなり多くなり、地域性が多様となることとなります。

イ 気象災害

日本は大陸の東端に位置している関係上気象変化が激しく、古来数多くの気象災害に悩まされて来ています。更に岩手県は、全国一の広い面積を持つ県として、地形の複雑さから気象災害もかなり多く、また、津波の災害に到っては、世界でも有数の地帯となっています。災害の自然的要因（破壊力）の主たるものが気象現象である場合を気象災害と言い、種類として風害（強風、竜巻等）、水害、雪害、雷害、干ばつ、冷害、霜害、霧害、高潮害、高波害等に分類されますが、これとは別に地震、津波、噴火、火災があります。

岩手県内で発生する災害の主なるものは凶冷、水害、並びに津波があげられ、ひとたび発生した場合、その規模や被害高において他を圧します。季節的推移からみて、特に注意すべき異常気象の出現状況は次のとおりです。

① 大雪

県西部の山岳や山沿い地帯は降積雪が非常に多く、湯田気象通報所で最深積雪 368 センチメートル（1974 年 1 月 27 日）という観測結果があります。これらの大雪は主として北西季節風が奥羽山脈に吹きつけて降らせるもので、山頂から東に進むにつれて減少します。

ところが北上山地の東側から沿岸地方にかけて最深積雪の大きい地域があり、150 センチメートルを越す所もあります。この地域の大雪は低気圧の通過時に降るもので、特に太平洋沿岸沿いに北上してくる低気圧の場合比較的短時間の間に強く降るのが特徴で、一夜にして 50 センチメートル～100 センチメートルも降らせることがあり、しかも重たいしめり雪となるので被害も増大します。初冬にも沿岸地方主体にこのような大雪の降ることはあるが数は少なく、早春期が大部分で、しかも暴風による高波被害が重なることが多く被害を増大させます。

② 春の暴風、異常乾燥、晩霜

3 月末頃から 4 月を中心に南寄りの強風に見舞われることがあります。これは冬期が解消して、移動性高気圧と低気圧が交互に本州を東進する際、低気圧が日本海に入って発達すると本州全体に南寄りの暖かい強風が吹くためです。天気は周期的に変わり、そのたびごとに気温が上昇して「なだれ」や融雪洪水を起こしたり、大陸からの乾燥気団に伴う異常乾燥や晩霜が出現します。

③ 梅雨期の大雨

梅雨型気圧配置の際、オホーツク海から三陸沖に広がる北方高気圧から親潮寒流上を冷湿な山背風となって吹走してくることが多いが、最近はこの型とは多少趣を異にし、沿海州方面から大陸寒気流が北西風に乗って降りてくるケースも多くなっています。いずれにしても、梅雨前線が本州南岸沿いに形成され、梅雨の初期には雨の降り方も地雨式のしとしとした降り方が多いが、末期には低気圧の進路が一層岩手県に接近するのでかなり強く降るようになります。ことに梅雨の終り頃（7 月中旬～下旬）梅雨前線が北上し、低気圧が通過する際は、雷雨を伴いいわゆる梅雨末期の大雨を降らせることが多いです。大雨

の中心域は日本海側にあることが多く、岩手県では西部山沿い地帯を中心として降り、沿岸部では雨量は比較的少ないのが通例です。

梅雨期の大雨記録としては、平成 12 年 7 月 8 日の宮古の日降水量 319 ミリメートルが極値になっています。

④ 夏の大雨と台風

盛夏期、北方を通る低気圧から南に伸びる前線の通過でかなりの雨が降るが、これが台風の雨に重なって局地的大雨をもたらすことがあります。日本に襲来する台風は 7 月～9 月がおもであるが、東北地方では 8 月～9 月に多いです。暑いさかりにくる台風は、日本にくるものでも発達期にあるものや最盛期のものもあり、余り衰えないうちにやってくるので、被害の大きいことが多いです。また上層風が弱いので進行が一般に遅く、進路も定まらずいわゆる迷走台風に類するものが多く進路予想も困難です。一般には本州を迂回して朝鮮や大陸方面に進むものが多いが、日本海に入って東進することがあり、岩手県通過の際大雨を降らせることがあります。また、線状降水帯と言われる、組織化した積乱雲群によって強い降水を伴う雨域が数時間にわたってほぼ同じ場所に停滞することがあり、令和 5 年 8 月 13 日岩泉町小本で観測した 484 ミリメートルがこれまでのすべての日降水量の最大記録となっています。

⑤ 秋の長雨と台風

夏の始めに梅雨があり、夏の終わりに秋の長雨があります。これは梅雨前線が北上通過する際の梅雨期の大雨、一たん北上した前線が夏の終わりころ再び南下する際に降らせる前線性的大雨が秋の長雨です。岩手県における降水量のピークは 7 月と 9 月に現われるが、7 月は梅雨前線による西部山沿い地方が主体であり、9 月は秋雨前線による県北東部が主体となっています。

岩手県に過去大水害を起こした台風は、おおむね関東地方から三陸沖を進むような経路を通るものが多く、昭和 23 年 9 月 16 日のアイオン台風が好例でこの時の住田町世田米の日降水量 334 ミリメートルが極値となっています。

2 対象とする自然災害

対象とする自然災害は、県内で発生しうる大規模自然災害として、地震、津波、火山噴火、風水害・土砂災害、雪害等とし、県が取りまとめた被害想定及び過去に大きな被害をもたらした規模を設定しました。

	自然災害	想定する主な災害〔発生日等〕（規模）【被害状況】
(1)	地震	本県最大クラスの地震・津波被害想定〔R4.9.22 岩手県公表〕 死者数：7,100 人 避難者：59,000 人 停電：62.8 万人 断水：26.4 万人 建物被害（全壊）：35,000 棟 都市ガス供給停止：12 千戸 電話不通：24.8 万人
(2)	津波	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）〔H23.3.11〕 （M9.0 最大震度 7 津波の高さ 8.5m 以上）※ 死者・行方不明者数：5,802 人 避難者：48,000 人 産業被害額：8,294 億円 停電：81 万戸 断水：18 万戸 家屋倒壊：25,716 棟 公共土木施設被害額：2,573 億円 ガス供給停止：9.4 千戸 電話不通：6.6 万回線 ※ 津波観測点で収録されていた記録を回収・分析した中で、最も高い値を記載
(3)	火山噴火	岩手山における山体崩壊〔約 6,000 年前〕（大規模な山体崩壊） 岩手山における水蒸気爆発（水蒸気噴火）〔約 3,200 年前〕 （噴出量 1,000 万 m³） 岩手山における山頂噴火〔1686 年（貞享 3 年）〕（噴出量 8,500 万 m³） 〔火山灰、噴石、溶岩流、火砕流、土石流、火山泥流等〕 <岩手県内の活火山：八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山>
(4)	風水害・土砂災害	アイオン台風〔S23.9.16〕（最大日降水量 285.2mm）（死者が過去最大） 死者・行方不明者数：709 人 床上浸水：15,774 棟 土木被害：5,621 箇所 家屋倒壊：3,715 棟 床下浸水：14,157 棟 農作物被害：60,000ha 平成 28 年台風第 10 号〔H28.8.29〕（被害額が過去最大） 死者・行方不明者数：28 人 床上浸水：120 世帯 土木施設等被害：440 億円 家屋倒壊：2,955 世帯 床下浸水：1,474 世帯 農林水産関係被害：336 億円
(5)	雪害	豪雪災害〔S38.1.6〕（最大積雪 3m） 〔死者数：11 人 土木（道路）被害：87 箇所〕
(6)	その他	三陸フェーン火災〔S36.5.30〕（異常乾燥下における林野火災） 〔建物全焼：1,142 棟〕 大船渡市林野火災〔R7.2.26〕（異常乾燥下における林野火災） 〔建物全焼：175 棟〕

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国土強靱化基本計画に掲げられている6つの「事前に備えるべき目標」に対する35の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、岩手県では、対象とする自然災害や地域特性等を踏まえ、統合・組替え等を行い、6つの「事前に備えるべき目標」に対する22の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

なお、起きてはならない最悪の事態の様相（例示）については別紙1（138ページ）のとおりです。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）
		1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
		2-5 被災地における感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
		4-2 食料等の安定供給の停滞
		4-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 情報通信機能の長期停止
		5-2 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		5-3 上下水道等の長時間にわたる供給停止
		5-4 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野

国土強靱化基本計画に掲げられている 12 の個別施策分野及び 6 つの横断的分野を参考に、岩手県の実情に即して、統合・組替え等を行い、5 つの個別施策分野と 6 つの横断的分野を設定しました。

(1) 個別施策分野

- ① 行政機能・情報通信・防災教育
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業
- ⑤ 国土保全・交通

(2) 横断的分野

- ① リスクコミュニケーション
- ② 老朽化対策
- ③ 人口減少・少子高齢化対策
- ④ 人材育成
- ⑤ 官民連携
- ⑥ デジタル活用

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、国土や経済、暮らしが、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つこととされています。

基本法第9条においては、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとされており、国土強靱化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

岩手県においても、本計画の策定に当たり、国が実施した評価手法等を参考に、主に県が取り組んでいる施策を中心に脆弱性評価を実施しました。

2 脆弱性評価の実施手順

第3章で定めた22の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、これまでの取組の成果を踏まえ、県が取り組んでいる施策について、推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた施策の対応力について、改めて分析・評価を行いました。

また、同じく第3章で定めた5つの「個別施策分野」及び6つの「横断的分野」ごとの取組状況が明らかになるよう、脆弱性評価結果は、施策分野ごとに再整理しました。

なお、脆弱性評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、できる限り指標を活用しました。

3 脆弱性評価結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果は別紙2（145ページ）、施策分野ごとの脆弱性評価結果は次のとおりです。

1－1 行政機能・情報通信・防災教育分野

1 行政機能

(1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化（総務部、県土整備部）

《県庁舎の強化》

- ・ 大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎は、計 21 棟あるが、地区合同庁舎は耐震化が完了し、県庁舎は耐震化・長寿命化に向けた再整備の検討を行っている。
- ・ 大規模停電時においても、庁舎機能を維持できるよう、自家用発電設備の整備も併せて行っている。

[現状] 県庁舎等の耐震化率：90.5%（R6） 全国 85.6%（H30）

災害対策本部が設置される都道府県庁舎及び代替庁舎の耐震状況 95.7%（R4）

《市町村庁舎の強化》

- ・ 大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす市町村庁舎（階数 3 以上かつ床面積の合計 1,000m² 以上）は 85 棟あるが、令和 5 年度末までに 79 棟が耐震化済みである。
- ・ 市町村では、財政状況を考慮しつつ、おおむね計画どおりに耐震化を進めている。
- ・ 大地震時の大規模災害時における災害対策本部機能を確保するため、今後も、計画的に、市町村庁舎の耐震化の促進を図る必要がある。

[現状] 市町村庁舎の耐震化率：92.9%（R5）

(2) 県における災害時業務継続計画の策定（復興防災部）

- ・ 本庁舎版県災害時業務継続計画（BCP）（平成 25 年度策定）を基に、平成 26 年度に全ての合同庁舎で BCP を策定した。
- ・ 単独公所等における BCP について、策定が必要な 121 公所すべてにおいて平成 27 年度に策定した。

[現状] 県災害時業務継続計画（BCP）を策定する本庁舎及び合同庁舎数：15 庁舎

(3) 避難体制整備（復興防災部）

《防災体制の強化及び避難行動の周知》

- ・ 市町村消防防災主管課長会議等において、市町村に対し、緊急避難場所等の指定について働きかけを行った結果、平成 28 年度に全市町村が指定を完了した。
- ・ 今後は、災害時に円滑な設置・運営を行えるよう、職員を対象とした研修等が必要である。

《避難指示等発令基準の策定》

- ・ 洪水災害へ対応するため、避難指示等発令基準の策定を働きかけるとともに、発災時に円滑に市町村が避難指示等の発令を行えるよう、継続して助言等を行っていく必要がある。

[現状] 市町村の策定状況（洪水予報河川及び水位周知河川に係る洪水災害）

：30 市町村（R6）

(4) 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（復興防災部）

《広域防災拠点の配置、防災拠点の充実》

- ・ 「広域防災拠点運用マニュアル」に基づく広域防災拠点の本格運用を行っている。
- ・ 復興道路等の整備の進展、風水害の激甚化、災害対応の広域化等、当初計画策定後の動向を踏まえ、災害応急対策に必要な機能を集約した新たな防災拠点施設の整備等について、令和5年度（6年3月）に計画の見直しを行った。
- ・ 市町村や各施設の担当者による連絡会議を開催し、当該構成施設の将来的な動向の把握のほか県内の情報収集等を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行う。

[現状] 広域防災拠点配置数：10エリア（R6）

担当省会議の開催：各エリア年1回

《非常物資の備蓄体制の強化》

- ・ 令和5年度に全ての広域防災拠点（備蓄倉庫7箇所）に備蓄物資の配備が完了した。
- ・ 能登半島地震など近年頻発する災害における教訓等を踏まえ、避難所環境及び多様なニーズに応じた物資の整備等に係る「岩手県災害備蓄指針」の見直し等を行う必要がある。

[現状] 広域防災拠点における主な備蓄量（R6年度末）

：食料（乾パン、アルファ化米等）24,804食、
飲料水（ペットボトル）67,140リットル、携帯トイレ173,600個、
組立式トイレ95台、段ボールベッド1,723台、パーティション804台、
不織布マスク9,750枚、消毒液1,740本

(5) 県外自治体との広域応援・受援体制の整備（復興防災部）

- ・ 東日本大震災津波の教訓を踏まえて、平成24年5月に「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を改正し、カバー体制（北海道・東北ブロックは関東ブロック支援を基本）の確立、連絡調整機能の全国知事会への付与等、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震等の大規模災害への対応について規定された。
- ・ 発災直後に応援職員や義援物資の受入れ及び送出しを円滑に行うためのスキームとして、平成26年4月に「岩手県災害時受援応援計画」を策定した（最終改正：令和3年3月）。
- ・ 平成26年10月には「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」の改正により、本県のカバー県を秋田県とする等、より実効性のある見直しを行った。
- ・ 広域応援・受援に係る組織や実施体制の改善について、平成27年3月に策定した「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」を令和4年4月に改正し、連絡会議を開催するなど平時から連携体制の構築を行っている。

[現状] 各道県連絡会議の開催：年1回

(6) 技術職員等による応援体制の構築（ふるさと振興部）

- ・ 現在の法律に基づく職員派遣制度を有効に機能させるため、国による任期付職員の一括採用や、令和2年度から導入された復旧・復興技術支援職員確保システムの効果的な運用など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、引き続き国に働きかけていくことが必要である。

(7) 災害処理能力の向上（復興防災部）

- ・ 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する必要がある。
- ・ 災害時に活用が想定されるドローン等を保有する県内自治体は 19 市町村（57.6%）に留まっており、人材の育成・確保や具体的な活用方策の提案等の導入支援が必要である。
- ・ 紙ベースで受付を行っている避難所対応業務など、防災分野ではアナログな仕組みが多く、災害発生時に膨大な事務が発生しており、改善策を検討する必要がある。

(8) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進（復興防災部）

- ・ 本県においては、東日本大震災津波の経験を踏まえ、最大クラスの津波を想定しつつ、更に想定を超える可能性や整備された防潮堤や湾口防波堤では防ぎきれない規模の津波も前提とする必要がある。
- ・ 令和 4 年 9 月に公表した「岩手県地震・津波被害想定調査報告書」では、津波による最大死者数が 7,000 人と想定され、このうち 1,100 人は低体温症により死亡することが報告されており、犠牲者ゼロを目指した対策を実施する必要がある。
- ・ 令和 7 年 7 月に発生したカムチャツカ半島地震により本県に発令された津波警報対応において課題となった避難所等での暑さ対策等、新しい課題への対応を進める必要がある。

2 警察

(1) 災害警備本部機能の強化（警察本部）

- ・ 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、災害警備計画を策定し、毎年度、同計画に基づき救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成し、被災地の社会秩序の維持を図ることとしている。
- ・ 警察本部及び警察署庁舎の耐震化率及び非常用発電設備整備率は、いずれも 100%である。
- ・ 警察施設が、大規模災害発生時における災害警備活動及び治安維持活動拠点として必要な機能を果たすことができるよう、施設の老朽度に応じて、計画的な建替え又は修繕を実施する必要がある。
- ・ 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し、代替庁舎を確保するとともに災害警備本部機能の移転訓練を行っている。
- ・ 執務時間外において、災害が発生した場合に迅速に災害警備体制の確立が図られるよう、非常招集訓練を行っていく必要がある。

〔現状〕 災害警備計画の策定：年 1 回（R6）

警察本部及び警察署庁舎の耐震化率：100%（R6） 全国 99%（R6）

警察本部及び警察署庁舎の非常用発電設備の整備率：100%（R6）

災害警備本部機能移転訓練等の実施回数：本部/各署年 1 回（R6）

非常参集訓練の実施回数：本部/各署年 1 回（R6）

(2) 災害対策用装備資機材等の更新整備（警察本部）

- ・ 災害時の非常連絡手段として、警察本部（通信指令課、警備課及び機動隊）及び全警察署に衛星携帯電話を配備している。

- ・ 今後は、災害時において有効に機能発揮できるよう、機能維持のための更新整備を行っていく必要がある。
- ・ 災害発生初期から現場で活動する職員の、食料、飲料水供給などの後方支援体制が整うまでの間の非常食について、更新計画に基づき備蓄しており、備蓄率は計画値に対して 100%である。
- ・ 非常食の保管管理を徹底し、災害発生時、非常食を迅速・的確に供給できるよう継続して非常食の更新整備を行っていく必要がある。

[現状] 衛星携帯電話の配備台数（累計）：20 台（R6）

非常食の備蓄率：100.0%（R6）

(3) 災害対処能力の向上（警察本部）

- ・ 大規模災害発生時における救出救助活動においては、警察のほか消防・自衛隊と連携した対応が不可欠であるため、県総合防災訓練や各機関が主催する訓練に相互に参加している。
- ・ 今後も、災害対処能力の向上を図るため、訓練を通じて警察・消防・自衛隊等との関係強化を図っていく必要がある。
- ・ 各警察署において災害警備活動の中核となる人材を育成するため、全警察署の災害警備業務担当者等に対し、専門的災害警備教養・訓練を行っている。
- ・ 今後も、職員の災害警備に係る知識・技能の向上、災害に係る危機意識の醸成、受傷事故防止を図るため、施設や資機材を整備の上、教養・訓練を継続する必要がある。
- ・ 災害発生時は、災害現場の状況把握が必要不可欠であるが、これを安全かつ適切に行うため、デジタル技術を活用し、災害対応力を強化する必要がある。

[現状] 広域緊急援助隊による関係機関と連携した訓練の実施回数：年 2 回（R6）

警察署等における災害警備に係る人材の育成：年 16 人（R6）

(4) 災害に備えた道路交通環境の整備（警察本部）

- ・ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、停電時に自動的に信号機へ電力を供給する信号機電源付加装置の整備を進めている。
- ・ 県内の主要幹線道路又は主要幹線道路と災害応急対策の拠点とを連絡する道路に設置されている信号機を対象に整備を進め、交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる交差点から優先して整備を進める必要がある。
- ・ 停電時の確実な動作を担保するため、設置から 15 年（法定の耐用年数）を超える信号機電源付加装置について、更新整備を進める必要がある。
- ・ 災害発生時の緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等の道路障害物の除去に関し、日本自動車連盟東北本部岩手支部と覚書を取り交わし、道路障害物の排除活動に係る支援体制を確立している。
- ・ 災害発生時の信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事の実施に関し、全国交通信号工事技術普及協会及び全国道路標識・標示業協会東北支部岩手県協会と協定を締結し、被災施設の機能確保及び回復を図るための支援体制を確立している。
- ・ 今後も、災害発生時における支援・協力体制を確保するため、事業者との連携を強化する必要がある。

- ・ 災害発生による車両の通行を禁止又は制限した場合における緊急通行車両の確認及び標章等の交付について、地方公共団体及び民間事業者から事前届出を受理しているが、早急な災害応急対策に資するため、今後、事前届出制度について、関係団体等への指導を行うとともに、適正な確認を行う必要がある。

[現状] 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数（累計）

： 97 台（R6 年度末） 全国 11,760 台（R5 年度末）

設置から 15 年を超える信号機電源付加装置： 1 基（R6 年度末）

道路障害物の排除活動に係る協力要請団体： 1 事業所（H27～）

交通安全施設の被害調査・応急復旧に係る協力要請団体： 2 団体（H27～）

緊急通行車両の事前届出（累計）： 18,791 台（R7.3）

(5) 被留置者の逃走・事故防止（警察本部）

- ・ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規程に基づき、留置施設のある本部留置管理課及び警察署（11 署）において大規模災害等非常時における被留置者の逃走防止について「留置場非常計画」を策定の上、護送訓練を実施している。
- ・ 東日本大震災津波発災時においては、沿岸署において非常計画に基づく各指定場所への避難護送を実際に行っている。
- ・ 今後も、被留置者の逃走等を防止するため、非常計画に基づく護送訓練を継続して実施する必要がある。

[現状] 留置場非常計画に基づく被留置者の護送訓練の実施所属：

本部留置管理課直轄留置施設及び警察署 11 施設（R7）

3 消防

(1) 地域の消防力の強化（復興防災部）

《消防本部・消防署等庁舎の強化》

- ・ 消防本部及び消防署等庁舎の耐震化率は 96.3% となっている。
- ・ 大規模災害発生時においても、災害応急対策の拠点としての機能を発揮して業務を継続するため、十分な耐震性を有し、かつ浸水による被害に耐えうるよう整備を促進するとともに、電力・ガスなどのエネルギーの確保等を強化する必要がある。
- ・ 国の消防防災施設整備費補助金を活用し、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、高機能消防指令センター等の整備を促進する必要がある。

[現状] 消防本部、消防署等庁舎の耐震化率： 96.3%（R6） 全国 96.2%（R6）

《消防団活動の充実強化》

- ・ 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、県内では年々消防団員数が減少している。
- ・ 地域住民の消防団活動への理解と入団促進を図るため、県民に対する啓発活動や市町村に対する情報提供等の支援、効果的な活動に向けた装備の充実を行っていく必要がある。

[現状] 消防団の条例定数充足率： 79.5%（R6） 全国 85.4%（R6） ※ 4 月 1 日現在

(2) 防災ヘリコプターの円滑な運航の確保（復興防災部）

- ・ 大規模災害発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送、林野火災においては空中からの散水消火を円滑に行うため、ヘリポートを確保する必要がある。
- ・ 防災航空隊の効果的な部隊運用を行うため、ヘリコプターの位置情報をリアルタイムに把握できるヘリコプター動態管理システムを導入し運用を図っている。
- ・ 大規模災害等が発生し、他の都道府県防災航空隊の部隊の応援を受ける際に、知事の要請に基づき消防本部が防災航空隊に派遣する消防職員をあらかじめ登録し、航空消防防災活動を支援する体制を整えている。
- ・ ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するとともに、大規模災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図るため、岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、課題等の検討や調整を行っている。

(3) 救急・救助活動等の体制強化（復興防災部）

- ・ 救急救命士の処置範囲の拡大に対応した講習等を実施しているほか、救急救命士の生涯教育のための研修会を実施するなど、各消防本部に所属する救急救命士の資質向上を図るための支援を行っている。
- ・ 国の緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用により、緊急消防援助隊の消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等の整備を促進する必要がある。

(4) 防火対策（復興防災部）

- ・ 不特定多数が集まる施設に設置されている消火設備の適切な維持管理を図るため、消防機関による立入検査や指導を定期的に実施している。
- ・ 消防設備士及び危険物取扱者の育成や技術向上を推進し、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止を図る必要がある。
- ・ 消防本部において、林野火災等の大規模火災時に消火活動が円滑に行われるよう、車両資機材の充実を図る必要がある。

(5) 消防機関の連携体制整備（復興防災部）

- ・ 緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練については、国の「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、毎年度実施されている。
- ・ 近年の災害発生時における緊急消防援助隊の活動を踏まえ、今後も、北海道東北ブロック合同訓練等に参加し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- ・ 東日本大震災津波時には、28 都道府県から、延べ 4,770 隊 17,701 名の緊急消防援助隊が県内被災地に派遣され、被災地支援に大きな役割を担った。
- ・ 令和 7 年大船渡市林野火災時には、15 都道府県から、延べ 2,454 隊 9,136 名の緊急消防援助隊が派遣され、消火活動に大きな役割を担った。
- ・ 国の「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の改正を踏まえ、令和 10 年度末までに目標とされる登録隊数に増隊するとともに、その隊数の維持に努める必要がある。

[現状] 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練への参加：年 1 回

緊急消防援助隊登録数：105 隊（R6） 目標：100 隊（R6）

(6) 林野火災警報の適切な運用（復興防災部）

- ・ 林野火災警報等について、国が定めた発令基準等に基づき、各市町村及び消防本部において躊躇なく発令し、制度を適切に運用していく必要がある。

4 教育

(1) 学校施設・公立社会体育施設等の耐震化

（ふるさと振興部、商工労働観光部、教育委員会事務局）

《公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化》

- ・ 各市町村において、幼稚園、小中学校の耐震化の推進に取り組んでいるが、学校統廃合に係る地域との協議・調整、自治体の財政状況等を要因として、令和7年度末までの耐震化完了が困難である見通しが示されている。
- ・ 県立学校の耐震改修は「岩手県耐震改修促進計画」（対象建築物「学校等：階数3及び床面積1,000㎡以上」）に基づき取り組み、令和2年度末までに耐震化が完了した。
- ・ 文部科学省の「耐震改修状況調査」で示す対象建築物（2階建て以上又は延床面積200㎡超）は、令和6年4月1日時点では、耐震化が未了だったが、令和6年度末までに完了した。
- ・ 耐震化が完了したものの、老朽化した施設が多いことから、老朽化対策や長寿命化改修等を推進する必要がある。
- ・ 公立学校施設、公立社会体育施設及び公立社会教育施設は、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化等の一層の促進を図る必要がある。
- ・ ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する必要がある。

〔現状〕 公立幼稚園の耐震化率：100%（R6） 全国 98.5%（R6）

公立小中学校の耐震化率：99.5%（R6） 全国 99.9%（R6）

公立高等学校の耐震化率：99.0%（R6） 全国 99.7%（R6）

公立特別支援学校の耐震化率：100.0%（R6） 全国 100%（R6）

公立幼稚園の吊り天井等の落下防止対策：100.0%（R6） 全国 100.0%（R6）

公立小中学校の吊り天井等の落下防止対策：98.5%（R6） 全国 99.6%（R6）

公立高等学校の吊り天井等の落下防止対策：98.0%（R6） 全国 99.7%（R6）

公立特別支援学校の吊り天井等の落下防止対策：100.0%（R6） 全国 99.8%（R6）

《私立学校の耐震化》

- ・ 私立学校の学校安全計画（災害安全点検）の策定や学校施設の耐震化は、取組が進められているものの、策定率や耐震化率は全国平均を下回っている状況にある。
- ・ 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時に地域住民の避難所として利用されることもあることから、日常的な点検や施設の耐震化等により安全性を確保する必要がある。
- ・ 多数の児童等が同時に被災することを防ぐため、私立学校が行う計画的な耐震化等の取組を促進していく。

〔現状〕 私立学校の耐震化率：93.0%（R6） 全国 93.6%（R6）

私立学校の学校安全計画（災害安全点検）の策定率

：79.1%（H30） 全国 88.9%（H30）

《県立職業能力開発施設の耐震化》

- ・ 老朽化した県立職業能力開発施設について、必要な改修工事等の検討を進める必要がある。

〔現状〕 県立職業能力開発施設の耐震診断実施率：100%（H28）

(2) 学校防災体制の確立（教育委員会事務局）

- ・ 東日本大震災津波の教訓を踏まえ、学校防災体制を確立するために、「学校防災・災害対応指針」と「教育委員会危機管理マニュアル・改訂版」を策定し、適宜、実情に合わせた改訂を行っている。
- ・ 学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかけている。
- ・ 大規模災害等が発生した際に学校教育の早期再開を支援し、子どもたちの学びの場を確保するため、専門的知識や実践的な対応力を備える教職員を育成している。

(3) 防災教育の推進（復興防災部）

- ・ 防災教育を推進するため、毎年度、県立学校・小中学校の管理職等を対象に、防災教育研修会を開催している。
- ・ 大規模災害に備え、学校における防災教育は極めて重要であることから、今後も防災研修会を継続して開催する必要がある。

〔現状〕 防災研修会の開催状況：年 1 回

(4) 「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進（教育委員会事務局）

- ・ 改訂した復興教育副読本は、様々な自然災害について学習できる内容になっており、各学校において積極的に活用し、児童生徒の防災意識を高めていくよう働きかけている。
- ・ 学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を働きかけていく必要がある。

5 情報通信

(1) 住民等への情報伝達の強化・災害情報システムの整備（復興防災部）

《災害情報の円滑な伝達》

- ・ 全ての市町村において J-アラートと災害情報伝達機能を接続し、目標を達成した。

〔現状〕 J-アラートと災害情報伝達機能を接続した市町村（自動起動機整備市町村）

：33 市町村〔100.0%〕

《災害情報システムの整備》

- ・ 全ての市町村において災害情報システムを活用しており、目標を達成した。

〔現状〕 災害情報集計システムを活用している市町村：33 市町村〔100.0%〕

(2) 行政情報通信基盤の耐災害性強化（ふるさと振興部）

《市町村の行政情報通信基盤の耐災害性強化》

- ・ 庁舎被災時においても行政機能を停止させないための対策が必要である。

[現状] 情報バックアップ体制の構築：23 団体、サーバの長時間停電対策：27 団体

《県の行政情報通信基盤の耐災害性強化》

- ・ 県が保有する行政データは、耐震化された場所で定期的なバックアップが行われているが、サーバと同じ場所において行われている状況である。
- ・ 今後、災害による行政データ消失に備え、サーバと物理的に隔離された遠隔地バックアップの必要性について検討する必要がある。

(3) 情報通信利用環境の整備（ふるさと振興部）

《携帯電話等エリア整備》

- ・ 携帯電話不感地域解消のため、通信事業者による基地局の自主整備のほか、市町村による国の携帯電話等エリア整備事業を活用した基地局整備が行われており、県内のエリア内人口カバー率は 99.96%となっている。
- ・ 一部の通信事業者において、令和 5 年度（2023 年度）末までの全てのエリア外人口の解消が計画されていたが、一部条件不利地域で不感地域が残っている状況にある。
- ・ 災害時に有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消していくため、引き続き通信事業者への働きかけを行う必要がある。

[現状] 携帯電話不感地域解消率： 99.96%（R5 年度末） 全国 99.99%（R5 年度末）

《民放ラジオ難聴解消》

- ・ 地域によって民放ラジオ難聴地区が存在している。
- ・ 災害時に多くの住民に対し情報伝達を行うことのできるラジオの難聴解消のため、国の民放ラジオ難聴解消支援事業を活用し、ラジオの難聴解消のための中継局の整備を進める必要がある。

《ブロードバンド利用環境整備》

- ・ 県内においては、超高速ブロードバンド（F T T H）は 99.96%の世帯で利用可能となっている。
- ・ 引き続き、超高速ブロードバンド整備のため、国の補助事業の制度拡充を国へ働きかけるとともに、未整備地区を有する市町村へ国の補助事業の活用等による整備の積極的な検討を促す必要がある。

[現状] 超高速ブロードバンド（F T T H）利用可能世帯率

： 99.96%（R4 年度末） 全国 99.84%（R4 年度末）

《通信事業者・放送事業者との連携》

- ・ 発災後の情報通信基盤の障害状況を把握するため、通信事業者・放送事業者と引き続き連絡体制を維持する必要がある。

6 訓練・連携体制

(1) 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携（復興防災部）

- ・ 東日本大震災津波を契機に、複数市町村を対象とした広域的な県総合防災訓練を行っており、県・市町村・防災関係機関・NPO・ボランティア等の多様な主体が連携し、市町村における避難指示等の発令から避難、避難生活に至るまで多項目の訓練を実施している。
- ・ これらの訓練を通じ、県・市町村・防災関係機関等の連携を強化し、訓練から得られた成果と課題を今後の防災対策につなげていく必要がある。
- ・ 県総合防災訓練では地域住民等に対する防災知識の普及啓発のため、炊き出し訓練をはじめとする住民参加型の訓練、家庭における備蓄品の展示等を行っている。
- ・ 災害対策本部においては、防災関係機関（通信会社、電力会社等）を現地情報連絡員として受け入れ、防災対応を行っており、引き続き、県総合防災訓練等を通じて連携の強化を図っていく必要がある。
- ・ 今後も本県の防災対応力の強化に向け、継続して効果的な訓練を行っていく必要がある。

[現状] 県総合防災訓練の実施状況：年1回

(2) 防災訓練の推進（復興防災部）

- ・ 大規模災害の発生に備え、「公助」の観点から、市町村職員が状況の整理や現状把握などの手法を習熟した上で、防災に対する実務を推進することが重要と考え、県では、市町村に職員を派遣し、研修会開催に係る支援を行っている。
- ・ 今後も各市町村における災害対応力強化に向け、取組を継続する必要がある。

[現状] 県職員派遣による市町村職員防災対応研修を開催した市町村：14市町村（R6）

(3) 学校における継続的な防災訓練や防災教育等の推進（教育委員会事務局）

- ・ 学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育を進めていく必要がある。

(4) 孤立集落を想定した防災訓練の実施等（復興防災部）

《県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練の実施》

- ・ 孤立集落の発生を想定した防災訓練を、県総合防災訓練の一環として実施しており、今後も継続して実施する必要がある。
- ・ 各市町村において孤立化するおそれのある地域の状況を調査した結果、29市町村の449地域（R6）となっており、各市町村は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に連絡するなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網の整備に努めている。

[現状] 県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練実施回数：1回（R6）

《孤立可能性集落対策》

- ・ 能登半島地震など近年頻発する災害における教訓等を踏まえ、令和6年度孤立集落フォローアップ調査結果を踏まえ、孤立リスクの更なる見える化を図るとともに、市町村による取組を促す必要がある。

[現状] 孤立の可能性のある集落数：29市町村の449集落（R6）

(5) 水道災害訓練（環境生活部）

- ・ 県の総合防災訓練の一環として実施する情報連絡訓練などにおいて、県内の水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧に係る協定締結先等の関係機関と連携を図っている。
- ・ 災害時に協定に基づく活動が円滑に行われるよう、訓練を継続し、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 水道災害関係通信情報連絡訓練：年 1 回（R6）

1-2 住宅・都市分野

(1) 住宅・大規模建築物の耐震化等（復興防災部、県土整備部）

《住宅・ブロック塀等の耐震化等》

- ・ 市町村との連携のもと、木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等により、住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。
- ・ 木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等の活用状況が低いことなどから、住宅の耐震化に対する必要性や支援制度の周知が課題である。
- ・ 住宅の耐震化を一層促進するため、市町村と連携し、支援制度の周知を行い、所有者負担の軽減を図る必要がある。
- ・ また、ブロック塀等の倒壊による避難路等の閉塞や人的被害のおそれのある箇所についても、耐震化や除却等の安全対策を促進する必要がある。

〔現状〕住宅の耐震化率（推計値）：約 86.1%（R5） 全国約 90%（R5）

《住宅・建築物の耐震・耐風対策》

- ・ 地震や強風時における屋根ふき材等の落下や飛来による人的被害、住宅・建築物の損壊等の被害が想定される。
- ・ これまで、民間建築物の所有者に対して、落下物対策についての指導を行ってきたところであるが、屋根ふき材等の耐震・耐風性能が不十分な住宅・建築物等については、今後も被害抑制のための総合的な取組を推進する必要がある。

《大規模建築物の耐震化》

- ・ 耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物（ホテル・旅館等）に対し、耐震診断・耐震改修への補助等の制度を設け、市町村との連携のもと、対象施設に耐震化を働きかけているものの未改修の施設がある。
- ・ 耐震化を促進するため、耐震性が不足している建築物の所有者に対し、引き続き耐震化の啓発や支援制度の周知などを図る必要がある。

《発災時の応急仮設住宅の確保等》

- ・ 発災時に備え、応急仮設住宅を早急に確保するための供給マニュアルは整備済みである。
- ・ 建設型供給について、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を、プレハブ建築協会をはじめとした多様な建設関係団体と締結している。
- ・ 借上型供給について、被災者のための住宅について情報提供等を行う「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」を県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会岩手県本部と締結している。
- ・ 発災時に応急仮設住宅建設用地を早急に確保できるよう、平時から応急仮設住宅建設候補地を選定する必要がある。

(2) 公営住宅の老朽化対策等（県土整備部）

- ・ 個別施設計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。
- ・ また、水害や土砂災害等により被害を受けるおそれのある公営住宅について、入居者の安全を確保する必要がある。

(3) 市街地整備（県土整備部）

《幹線街路整備》

- ・ 市街地における都市計画道路は、計画延長 732.6 km に対して整備済み延長 515.7 km となっている。
- ・ 避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国や市町村と連携を図り都市計画道路の整備を推進する必要がある。

[現状] 幹線街路整備進捗率： 70.4% (R5) 全国 72.6% (R5)

《都市公園における防災対策》

- ・ 県内の都市公園 1,402 箇所のうち防災公園として位置づけている公園数は 73 箇所である。
- ・ 発災時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備促進のため、市町村が実施する事業に対して、助言等を実施していく必要がある。

[現状] 防災公園数： 73 箇所 (R5)

《市街地等の幹線道路の無電柱化》

- ・ 市街地等の幹線道路における無電柱化を進めている。
- ・ 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、電線管理者の理解と協力を得ながら市街地等の幹線道路における無電柱化を進める必要がある。

[現状] 緊急輸送道路における無電柱化整備延長（累計）： 31.4km (R6)

《災害に強い市街地の形成等》

- ・ 災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、引き続き立地適正化計画の強化（防災を主流化）や防災移転支援計画制度の活用等による移転を推進する必要がある。
- ・ 津波避難タワー等の整備や市街地再開発事業等による不燃化促進、緊急車両のアクセス性の向上、都市機能や居住の移転、防災機能強化を促進する必要がある。
- ・ 老朽化した建物が密集する地域において、防災性や生活環境の改善等を目的として市街地開発事業が実施されているが、事業費の高騰等により事業が長期化している事業がある。

(4) 都市公園施設の老朽化対策（県土整備部）

- ・ 県の都市公園施設の個別施設計画は策定済みであり、定期点検結果等を踏まえ、計画を更新していく必要がある。
- ・ また、計画的・効率的な維持管理を推進するため、個別施設計画に基づいた維持管理を推進する必要がある。

(5) 空き家対策（県土整備部）

- ・ 人口減少社会の到来に伴い、空き家率が、前回調査より上昇している。
- ・ 倒壊のおそれがある空き家や密集市街地における空き家は、大規模災害発生時、倒壊による避難経路の閉塞や火災発生、類焼のリスクが高い。また、防犯上や環境衛生上も、周辺に悪影響を与えている。
- ・ 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して、倒壊のおそれ等がある危険な空き家（特定空き家）の解体を促す必要があり、また、活用が可能な空き家の再利用等を図るなど、地域課題を解決するため、空き家活用による

住み替え・定住・交流の促進といった、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

[現状] 空き家率：17.3% (R5) 全国 13.8% (R5)

(6) 水道施設の防災機能の強化（環境生活部）

- ・ 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を促進する必要がある。

[現状] 水道基幹管路の耐震適合率：49.7% (R5) 全国 43.3% (R5)

耐震適合性のある水道基幹管路の整備延長：1,439,130m (R5)

浄水場・配水場耐震化計画策定率：48.3% (R5)

2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場（県内 9 箇所）の停電対策完了率：56% (R5)

2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、洪水等の浸水想定区域内にある施設（県内 6 箇所）の浸水災害対策完了率：0% (R5)

給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（県内 466 か所）のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合：8% (R5)

水道の急所施設である導水管・送水管（約 1,400 km）の耐震化完了率：49% (R5)

水道の急所施設である取水施設（県内の取水施設能力 約 53 万 m³/日）の耐震化完了率：42% (R5)

水道の急所施設である浄水施設（県内の浄水施設能力 約 57 万 m³/日）の耐震化完了率：45% (R5)

水道の急所施設である配水池（県内の配水池有効能力 約 36 万 m³）の耐震化完了率：48% (R5)

(7) 災害時等における下水道復旧支援に関する協定（県土整備部）

- ・ 県、下水道事業（類似する集落排水事業を含む。）を実施する全 33 市町村と日本下水道管路管理業協会は、「災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定」を締結し、支援が必要となった場合、県が窓口となって協会に支援を要請することとしている。
- ・ 今後は、情報連絡訓練などを行い、県と市町村との連絡体制強化を図っていく必要がある。

(8) 下水道施設の防災機能の強化（環境生活部、県土整備部）

《下水道施設の地震対策》

- ・ 県流域下水道の地震対策は重要な施設が完了しているが、その他施設においても計画的に対策を進めていく必要がある。

[現状] 地震対策上重要な下水道施設の地震対策実施率（県事業）：100.0% (R6)

《下水道施設の浸水対策》

- ・ 近年の豪雨による下水道施設の機能停止を防止するため、施設の浸水対策を行う必要がある。

《下水道 B C P の見直し》

- ・ 北上川上流流域下水道事務所流域下水道事業業務継続計画（県流域下水道 B C P）は平成 25 年度に策定済みである。

- ・ 下水道事業実施 31 市町村でも下水道 B C P を策定済みである。
 - ・ 今後は、火山降灰等により下水道施設が被災した場合等を追加した「下水道 B C P マニュアル 2022 年版（自然災害編）」を基に、各自治体で下水道 B C P の改定を行う必要がある。
- [現状] 2019 マニュアル改定に基づく事業継続計画（下水道 B C P）の策定率：100.0%（R6）
2022 マニュアル改定に基づく事業継続計画（下水道 B C P）の策定率（市町村事業）：12.9%（R6）

《下水道施設の老朽化対策》

- ・ 腐食のおそれ大きい箇所について、令和元年度末時点で、マンホール 1,470 箇所と管渠約 16.7km が対象となっている。現状では大きな腐食等は見られないが、点検・調査・維持管理を実施していく必要がある。
- [現状] 腐食のおそれ大きい箇所の点検実施率（マンホール）：99.7%（R6）
腐食のおそれ大きい箇所の点検実施率（管渠）：99.4%（R6）

《ストックマネジメント計画の見直し》

- ・ 管渠施設、処理場、ポンプ施設のストックマネジメント計画は平成 29 年度に県流域下水道及び市町村で策定済みである。
- ・ スtockマネジメント計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《合併浄化槽への転換及び浄化槽台帳システムの整備》

- ・ 単独浄化槽は、平成 13 年 4 月 1 日より原則として新規設置が禁止され、以後、設置基数は緩やかに減少している。
 - ・ 本県でも、合併浄化槽の導入が進み、単独浄化槽は令和 5 年度末時点で 6 % 程度と減少している。
 - ・ 残存している単独浄化槽について、老朽化による破損・漏水が懸念されていることから、引き続き合併浄化槽への転換を進める必要がある。
 - ・ 災害区域の浄化槽の状況を迅速に把握するため、浄化槽台帳システムを構築し、浄化槽の設置及び維持管理状況を正確に把握する必要がある。
- [現状] 汚水処理人口普及率：岩手県 85.9%（R6） 全国 93.7%（R6）

(9) 内水危険箇所の対策（県土整備部）

《内水ハザードマップの作成》

- ・ 岩手県独自の取組目標として、「いわて汚水処理ビジョン 2017」において、平成 11 年度～28 年度の 18 年間に浸水被害が発生した 25 市町村で内水ハザードマップを作成・公表することとし、そのうち、内水ハザードマップを作成・公表している市町村は、令和 6 年度末で 16 市町村となっており、未策定の市町村は雨水計画の見直し等により対象外となったことから、対象としている市町村全てで内水ハザードマップの作成・公表が完了している。
 - ・ 令和 3 年度に水防法が改正され、想定最大規模降雨による浸水想定区域を反映した内水ハザードマップの作成と公表が求められている。
- [現状] 内水ハザードマップを作成した市町村の割合：100%（R6）
改正水防法に則った内水ハザードマップを作成した市町村の割合：0%（R6）

《内水危険箇所のハード対策》

- ・ 「いわて汚水処理ビジョン 2017」では、「内水により氾濫するおそれのある面積」のうち 1,000ha に対して雨水排水施設を整備することを目標とし、令和 6 年度末までに 1,485ha が整備済みとなっている。
- ・ 近年のゲリラ豪雨等の増加も踏まえながら、内水被害の防止に向け、一層の雨水排水施設の整備を進める必要がある。

[現状] 浸水対策面積：1,485ha (R6)

《内水に対する住宅等の安全対策》

- ・ 内水により被害を受けるおそれのある住宅について、関係機関等と連携し、所有者に対して危険性の周知を行い、移転等の安全対策を促進する必要がある。

(10) 大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等

(環境生活部、農林水産部、県土整備部)

- ・ 盛土等に伴う災害から人命を守るため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を行うことが重要である。

(1) 病院・社会福祉施設等の耐震化（保健福祉部）

《病院の耐震化》

- ・ 災害時に医療救護活動の拠点となる災害拠点病院 11 病院については、全て耐震化済みであるが、その他の病院の耐震化率は全国と比較して低い状況にある。
- ・ 大規模停電時においても、診療機能を維持できるよう、災害拠点病院をはじめとする病院の自家用発電装置や燃料タンク等の非常用設備の整備を進めている。
- ・ 既存の国の医療提供体制施設整備交付金を活用するなどし、耐震化されていない病院、施設に対し、改修等の促進を図る必要がある。

[現状] 病院の耐震化率：78.3%（R5） 全国 80.5%（R5）

《社会福祉施設等の耐震化》

- ・ 社会福祉施設の耐震化率は全国と比較して低い状況にある。
- ・ 災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金や社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、就学前教育・保育施設整備交付金を活用した介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を進める必要がある。

[現状] 社会福祉施設の耐震化率：86.4%（R2） 全国 92.5%（R2）

(2) 災害時における医療提供体制の構築（保健福祉部）

《災害拠点病院の体制強化》

- ・ 被災地の医療提供体制の維持に係る支援体制の構築・強化をするため、県医師会及び県歯科医師会と協定を締結している。
- ・ 災害発生直後の急性期におけるDMA T⁴の出動体制を強化するため、各災害拠点病院のDMA T隊が複数となるよう、国主催の養成研修への参加や県独自の養成研修の実施に取り組んでいる。
- ・ 今後とも研修の実施等を通して、DMA T養成を推進する必要がある。

[現状] 災害拠点病院におけるDMA T数：49 チーム（R6）

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

- ・ 災害等による電力不足に備えて、在宅で人工呼吸器等を使用している患者に貸与するための非常用電源装置について、難病医療拠点・協力病院が整備するための補助を行っている。
- ・ 災害時の在宅難病患者等の療養の確保に必要な非常用電源装置について、随時、充足状況等の実態把握に努め、必要に応じて医療機関へ整備・更新の働きかけを行っていく必要がある。
- ・ 災害時における透析患者への支援について、透析医療の確保を図るため「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」を策定し、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保についての具体的な対策等を定めている。

⁴ DMA T : Disaster Medical Assistance Team の略。災害の発生直後の急性期（おおむね 48 時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

- ・ 今後も、随時、マニュアルの見直し等を実施するなど、透析医療関係機関・団体の連携強化を図る必要がある。

[現状] 非常用電源装置の充足率：59.7% (R6)

《災害時における医療機能の維持》

- ・ 医療機関において、非常電源施設の確保を進める必要がある。
- ・ 医療機能を支えるため、水や燃料が優先的に配分されるよう関係機関との協力体制を構築するとともに、事業継続計画の策定等により事業継続性を確保する必要がある。

《被災地内で対応が困難な重症患者の対応》

- ・ 被災地内で対応が困難な重症患者を治療するための拠点・施設等の強化に向けて、必要な設備等について、平時活用策も含めて必要性を検討する必要がある。

(3) 医療情報のバックアップ体制の構築（保健福祉部）

- ・ 災害時に医療機関に保管されていた紙のカルテやサーバ等の機器が流出した経験を踏まえ、災害時においても適切な医療が提供できるよう、遠隔地へバックアップする体制構築をさらに推進していくとともに、医療情報のバックアップ体制の前提となる電子カルテの導入を推進する必要がある。

[現状] 県内の病院の電子カルテ導入状況（一部導入を含む）： 57.1% (R5)

全国 62.5% (R5)

(4) ドクターヘリの運航確保（保健福祉部）

- ・ ドクターヘリを運航し、平時には県全域の救急医療に対応し、災害発生時にはDMAT搬入の先遣隊としての移動手段と患者搬送に利用することとしている。
- ・ 災害時において、機動的にドクターヘリを活用するための体制整備を進める必要がある。
- ・ 北東北三県広域連携について、平成 26 年 10 月に三県知事による協定を締結し、広域連携運航を行っている。
- ・ 岩手県及び宮城県ドクターヘリ広域連携について、平成 29 年 4 月 1 日に両県知事による協定を締結し、広域連携運航を行っている。
- ・ ドクターヘリのより効果的な運航を確保するため、全ての災害拠点病院の敷地内又は病院近接地にヘリポート等を設置している。
- ・ ドクターヘリを安全かつ円滑に運航するため、消防機関との連携を密にするとともに、出動事例の事後検証を行うことで、より効果的な運用を図る必要がある。

[現状] ドクターヘリの年間運航回数：387 回 (R6)

北東北三県ドクターヘリ広域連携の運航実績（三県計）：447 回 (H25.4～R7.3)

岩手県及び宮城県ドクターヘリ広域連携の運航実績（二県計）：22 回

(H29.4～R6.12)

(5) 災害ケースマネジメント推進体制の整備（復興防災部）

- ・ 県民が平時から災害時、復旧・復興まで、一貫して切れ目なく生活再建に向けた相談支援が受けられる体制を実現するため、災害ケースマネジメント推進体制の整備が必要である。

(6) 避難所の環境改善（復興防災部）

- ・ 地震・津波、風水害等の大規模災害が発生した際に、避難所の運営が円滑に行われるよう、避難所運営マニュアル作成モデルに基づき、市町村の取組を支援する必要がある。
- ・ 避難所の生活環境の質の向上を図るため、十分なトイレの確保、温かい食事の提供、プライバシーに配慮した生活スペースの確保など、避難所の環境改善を進めていく必要がある。

(7) 福祉避難所の指定・協定締結（復興防災部）

- ・ 令和4年時点で全ての市町村において福祉避難所の指定・協定締結が実施され、福祉避難所が確保された。
- ・ 市町村によっては福祉避難所の受入可能人数が不十分であったり、福祉避難所の開設経験がない等の課題があることから、災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営に向けた市町村の取組を促進する必要がある。

[現状] 福祉避難所指定・協定締結済み市町村数の割合：100%（R4）

(8) 避難行動要支援者名簿の作成・活用（復興防災部）

- ・ 災害対策基本法に基づき、市町村に作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿については、全市町村で作成された。
- ・ 高齢者や障がい者などの災害発生時の避難支援などが迅速かつ的確に行われるよう、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供し、発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくりを促すとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別避難計画の策定を促進する必要がある。

[現状] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合：100.0%（R1）

(9) 感染症対策（保健福祉部）

- ・ 感染症の集団発生により、医療救護班や後方の医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策（発生予防、拡大防止等）を実施する感染制御支援チーム（ICAT）を結成している。
- ・ 今後も、研修会や訓練を実施するなどして、災害発生時に備える必要がある。
- ・ 県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会を通し、災害発生時の連携体制の構築に努めている。
- ・ 今後も、各種訓練に参加するなどして保健活動班、疫学調査班やDMATなどとの連携について、検討を進める必要がある。
- ・ 感染症対策など、健康管理に関し県民に適切な情報提供が必要である。
- ・ 災害の発生や新たな感染症の感染拡大を見据え、保健所の保健師の増員を図り、保健所の体制を強化する必要がある。
- ・ また、感染症対策の専門的な知識を有する保健師等の専門職を育成していく必要がある。
- ・ 新たな感染症発生時の全庁的な応援体制の構築・市町村との連携を強化する必要がある。

[現状] 感染症対策に関する研修、訓練の実施回数：年44回（R6）

(10) 要配慮者等への支援

(復興防災部、ふるさと振興部、環境生活部、保健福祉部、教育委員会事務局)

《要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における防災体制の強化》

- ・ 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）に対し、立地条件等の情報提供が必要である。
- ・ 非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する定期的な点検と指導・助言が必要である。
- ・ 非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について、要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の特徴に応じたマニュアルの作成や先進的取組事例の情報提供が必要である。

《要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における避難行動の支援》

- ・ 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）に対する避難情報の正確な知識の周知・徹底が必要である。
- ・ 地域と連携した避難体制整備に向け、先進的取組事例等の情報提供や、地域と連携した避難訓練等の実施に対する支援、協力が必要である。
- ・ 同一市町村内に立地している県所管要配慮者利用施設（社会福祉施設等）と市町村等所管の同施設の間で、非常災害対策等について情報共有が必要である。

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

- ・ 災害等による電力不足に備えて、在宅で人工呼吸器等を使用している患者に貸与するための非常用電源装置について、難病医療拠点・協力病院が整備するための補助を行っている。
- ・ 災害時の在宅難病患者等の療養の確保に必要な非常用電源装置について、随時、充足状況等の実態把握に努め、必要に応じて医療機関へ整備・更新の働きかけを行っていく必要がある。
- ・ 災害時における透析患者への支援について、透析医療の確保を図るため「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」を策定し、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保についての具体的な対策等を定めている。
- ・ 今後も、随時、マニュアルの見直し等を実施するなど、透析医療関係機関・団体の連携強化を図る必要がある。

[現状] 非常用電源装置の充足率： 59.7% (R6)

《福祉避難所の指定・協定締結》

- ・ 令和4年時点で全ての市町村において福祉避難所の指定・協定締結が実施され、福祉避難所が確保された。
- ・ 市町村によっては福祉避難所の受入可能人数が不十分であったり、福祉避難所の開設経験がない等の課題があることから、災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営に向けた市町村の取組を促進する必要がある。

[現状] 福祉避難所指定・協定締結済み市町村数の割合： 100% (R4)

《福祉避難所等における福祉的支援》

- ・ 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う、福祉専門職による災害派遣福祉チーム員は 287 名（48 チーム相当）となっているが、所属する福祉施設等での人事異動など様々な事情により、一部のチーム員について、実際に活動することが難しくなっている。

- ・ 今後も、チーム員の募集・養成研修の実施等により、必要なチーム員を確保していくとともに、市町村や関係団体への周知のほか、派遣主体となる岩手県災害福祉広域支援推進機構の運営を通じて、派遣体制を整備・強化する必要がある。
- ・ 迅速かつ効果的な派遣を実現するため、市町村の避難所運営マニュアルや地域防災計画への規定など、市町村との連携体制強化が必要となる。
- ・ 災害時における要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）への支援について、受入医療機関との調整や避難所運営における配慮等、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」において具体的に明記し、市町村の避難所運営マニュアルに反映されるよう周知を図っており、今後も適時適切な改訂を通じて、市町村の円滑な避難所運営体制の構築に向けた取組を支援する。

〔現状〕 災害派遣福祉チーム（DWA T）数：48 チーム（R6）

《要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援》

- ・ 高齢者が避難所や仮設住宅などで生活する場合、孤立化や生活不活発病を防止することが必要であることから、住民主体の介護予防や通いの場の充実のための市町村による取組を支援した結果、取組に広がりは見られるが、今後も、要配慮者（高齢者）の増加が見込まれていることから、支援を継続する必要がある。
- ・ 認知症高齢者及びその家族が安心して避難所生活を送れるよう、認知症に対する正しい知識と理解の促進を図る必要があることから、認知症サポーターの養成に取り組んだ結果、サポーター数は順調に増加しているが、今後も、認知症高齢者の増加が見込まれていることから、取組を継続する必要がある。
- ・ 災害時等において介護老人福祉施設や障害福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援していく必要がある。
- ・ 災害時に、避難する際や避難所において、地域住民の協力を得ながら障がい者が必要な支援を受けられるよう、平常時から障がいについての理解促進を図る必要がある。

〔現状〕 認知症サポーター養成数：11,853 人（R6）

《災害時における福祉機能の維持》

- ・ 福祉施設において、給水設備及び非常用自家発電設備等の確保を進める必要がある。
- ・ 福祉機能を支えるため、関係機関と連携し、水や燃料、支援に必要な資器材が優先的に配分されるような協力体制の構築やBCPの策定等により事業継続性を確保する必要がある。

《男女のニーズの違いに配慮した支援》

- ・ 避難所等では、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏ることや男女のニーズの違い等による様々な困難が生じることから、男女共同参画の視点を取り入れた対策が必要である。
- ・ 平時から、防災に係る政策・施策決定過程において男女共同参画が図られるよう市町村に働きかけを行っている。
- ・ 平時から、岩手県男女共同参画センターの相談窓口において、気軽に相談できる体制を整えておく必要がある。

- ・ また、男性や性的マイノリティ（L G B T⁵等）の悩みや困りごとに関する相談にも対応する必要がある。

〔現状〕 3人以上の女性委員が参画する市町村防災会議の割合：75.7%（R6）

女性委員が参画する市町村防災会議の割合：84.8%（R1）

岩手県男女共同参画センターに設置した相談窓口への相談件数：1,249件（R6）

岩手県男女共同参画センターに設置した男性相談への相談件数：43件（R6）

《外国人への支援》

- ・ 希少言語の在留外国人が増加傾向にあることから、やさしい日本語の普及に取り組んでいるが、引き続き支援体制の整備に向け取り組む必要がある。
- ・ 災害時に対応するボランティアの育成に引き続き取り組み、今後も多言語及びやさしい日本語での情報発信に向けた取組を進めていく必要がある。

〔現状〕 災害時外国人サポーター：22人（R6）

《福祉関係機関の連携体制の構築》

- ・ 大規模災害の発災に備え、既存の県内10広域地区社会福祉協議会連絡協議会の組織を活用し、地区内及び地区ごとに支援を行う体制について協定（岩手県社会福祉協議会広域ブロック災害時相互支援協定）を締結している。

《災害用医薬品等の確保》

- ・ 災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、「災害時医薬品等供給体制構築のための行動マニュアル」を策定するとともに、県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会東北地域本部岩手県支部及び県薬剤師会と協定を締結するなど災害用医薬品の供給体制等を整備している。
- ・ 協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

〔現状〕 災害時協定の締結件数：4者（R6）

《こころのケア体制の確保》

- ・ 大規模災害等発生時に被災地域の要請に基づき、精神保健医療需要に対応できるよう、DPAT指定医療機関との協定締結、研修や訓練参加によるチームの質の維持向上、活動に必要な資機材の整備を進めていく必要がある。
- ・ 東日本大震災津波の被災地域におけるこころのケアの取組については、国の「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）を踏まえ、将来的なあり方について検討を進める必要がある。

〔現状〕 災害派遣精神医療チーム（DPAT）のチーム員を対象とした研修会の実施回数（累計）：3回（R6）

《児童生徒の心のサポート》

- ・ 東日本大震災津波で被災した児童生徒等の心のサポートのために、小・中学校、県立学校（高等学校・特別支援学校）へのスクールカウンセラーの配置及び派遣を継続した。
- ・ 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置も継続した。

⁵ L G B T：性的指向及び性自認に関し、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉。L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）、G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）、B：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル）、T：こころの性とからだの性との不一致（Transgender：トランスジェンダー）。

- ・ 「こころのサポート」に係る資質向上のための教員研修を実施した。
なお、令和3年度から県立高校、令和4年度から公立中学校における「こころのサポート校内研修会」を2年に一度の悉皆研修として位置付けるなど、見直しをかけながら実施することとした。
- ・ きめ細かな心のサポートを行うための基礎データの収集を目的に、全公立小・中・高・特別支援学校を対象に、「心とからだの健康観察」を継続した。
- ・ 臨床心理士や社会福祉士の資格を有する人材の確保に努め、県全域での人材確保とその配置を工夫した。
- ・ 児童生徒の心のサポートを継続して行ってきた。

《動物救護対策》

- ・ 災害時の動物救護については、県獣医師会、動物愛護団体等と協定を締結し、救護体制を整備するとともに、策定済みの「災害時の動物救護マニュアル」において災害時の具体的対策について定めているほか、動物との同行避難の重要性について周知を図っている。
- ・ 今後も、防災訓練の実施等を通じて関係機関との連携を強化するとともに、訓練の結果や動物の飼養状況等を踏まえ、随時、協定及びマニュアルを見直す必要がある。
- ・ 災害時の対応力の強化の観点から、災害時のペットの同行避難に関する訓練等の実施について、市町村等に働きかける必要がある。

〔現状〕 災害時の同行避難に関する訓練等参加者数（累計）：502人（R6）

(11) 災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成（保健福祉部）

- ・ 災害発生時に、被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チームの派遣調整や活動支援など、高度な知識を有する災害医療コーディネーター⁶を養成するための研修実施等に取り組んでいる。
- ・ 今後も、災害医療コーディネーターを確保するため、研修実施などの取組を推進する必要がある。
- ・ 災害発生時に、自主防災組織が自ら避難所の衛生確保・健康維持に取り組めるよう、指導や助言ができる災害医療従事者を養成するため、研修の実施等に取り組んでいる。
- ・ 災害医療における県の体制や取組等を県民に広く周知するため、情報発信を行う必要がある。
- ・ 今後も、災害医療従事者を確保するため、研修実施などの取組を推進する必要がある。
- ・ 引き続き、災害医療・救急救護・介護に携わる人材の計画的な確保・育成等に平時から取り組み、災害時に人材の絶対的不足による被害拡大を生じないようにしていく必要がある。
- ・ DMA Tの派遣体制の整備・強化を進める必要があるとともに、新興感染症等の発生時や感染拡大時に対応可能なDMA T隊員を養成する必要がある。
- ・ 介護福祉士等を計画的に確保するため、修学資金の貸付けを行っている。
- ・ 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う、福祉専門職による災害派遣福祉チーム員は287名（48チーム相当）となっているが、所属する福祉施設等での人事異動など様々な事情により、一部のチーム員について、実際に活動することが難しくなっている。
- ・ 今後も、チーム員の募集・養成研修の実施等により、必要なチーム員を確保していくとともに

⁶ 災害医療コーディネーター：大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築を助言したり、医療機関への傷病者の受入れ調整などの業務を行う者。

に、市町村や関係団体への周知のほか、派遣主体となる岩手県災害福祉広域支援推進機構の運営を通じて、派遣体制を整備・強化する必要がある。

[現状] 介護福祉士等修学資金年間貸付人数：50 人（R6）

災害派遣福祉チーム数：48 チーム（R6）

1－4 産業分野

(1) 支援物資の供給等に係る応援協定等の締結（商工労働観光部）

- ・ 災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等に関する応援協定等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について協力要請することとしている。
- ・ 災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数（民間企業、団体）：14 者（商工関係：R7）

(2) 物流機能の維持・確保（商工労働観光部）

- ・ 災害時の救援物資等に係る緊急輸送の円滑化を図るため、平時から物資集積拠点の管理・運営に係る事業者（岩手産業文化センター）や物流を担う団体（県トラック協会、赤帽岩手県軽自動車運送協同組合等）との協力体制を継続していく必要がある。
- ・ 災害時に迅速に救援物資等に係る緊急輸送体制を構築するため、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアル等を適宜更新し、定期的に訓練を行う必要がある。

[現状] 災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定件数：2 件（R7.6 月末現在）

(3) 企業における業務継続体制の強化（商工労働観光部）

- ・ 自然災害による地域経済への影響を最小限とするため、中小企業への事前の防災・減災対策（事業継続力強化計画）の普及啓発や策定支援を図る必要がある。
- ・ 商工会・商工会議所が市町村と共同で行う普及啓発や指導助言、復旧支援などの支援事業（事業継続力強化支援計画）の策定を推進し、中小企業への支援の強化を図る必要がある。

[現状] 事業継続力強化計画の認定件数：490 件（R7.5 月末現在）

事業継続力強化支援計画の策定状況：25 団体（R7.6 月末現在）

(4) 被災企業への金融支援（商工労働観光部）

《制度融資による円滑な資金供給》

- ・ 災害発生後、罹災した中小企業者が早期に事業を再開できるよう、災害救助法の適用を受けた市町村区域等を対象に、県の融資制度として「中小企業災害復旧資金」の取扱いを開始している。
- ・ 貸付対象については、災害救助法の適用区域に関わらず、知事が特に認める災害により被災したものを対象とする弾力的な運用を可能としている。

《甚大な災害発生時における相談対応》

- ・ 災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置している。
- ・ 金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う必要がある。

(5) 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（復興防災部、商工労働観光部）

《避難所等への燃料等供給の確保》

- ・ 災害時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合と協定を締結しているほか、L P ガスや資機材の確保について協力を要請するため、県高圧ガス保安協会とも協定を締結している。
- ・ 県石油商業協同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。
- ・ 災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、避難所、病院等に設置する災害時に活用可能な石油製品・L P ガスの貯槽等の導入を進める必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数（県石油商業協同組合・石油連盟・県高圧ガス保安協会）
： 3 者（R7）

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》

- ・ 災害時において、緊急車両等（物資運搬用トラックを含む）への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合との間で協定を締結している。
- ・ 協定が災害時に有効に機能するよう、随時、防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数（県石油商業協同組合・石油連盟）： 2 者（R7）

(6) 石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実（復興防災部）

- ・ 久慈国家石油備蓄基地に係る総合的な防災対策の推進を図り、地域住民の身体及び財産を災害から保護するため、「岩手県石油コンビナート等防災計画」に基づき、関係機関が連携し、防災訓練（隔年実施）を実施している。

[現状] 石油コンビナート等総合防災訓練の実施：隔年実施

(7) エネルギー供給体制の強化（復興防災部、商工労働観光部）

- ・ ガソリンスタンドや石油ガス充填事業場が被災・停電等により供給機能を停止しないよう、災害対応型中核給油所や中核充填事業者の設置を進め、ハード、ソフトそれぞれの災害対応能力を強化する必要がある。
- ・ 製油所等の被災により燃料供給機能が停止しないよう、製油所の危険物施設及び高圧ガス施設をはじめとする燃料供給に必要な設備の耐震化及び液状化対策を進める必要がある。

[現状] 中核充填事業者： 7 社（R6）

(8) 石油製品の安定供給の確保（商工労働観光部）

- ・ 火災や自然災害等の災害予防計画に基づく防災力の強化を促進するほか、災害発生時における応急対策や迅速な復旧が行われるよう、体制を整える必要がある。
- ・ 石油製品の安定供給を確保するため、国の支援策の活用を検討しながら、災害対応能力を強化するための地下タンクの入換えや自家発電機導入などを進めていく必要がある。

(9) 再生可能エネルギーの導入促進（環境生活部、農林水産部、県土整備部、企業局）

- ・ 平成 24 年 7 月から始まった固定価格買取制度を契機として、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が進んでいる。
- ・ 全国トップクラスにある再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、引き続き地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進を図る必要がある。
- ・ 風力や地熱については、運転開始まで相当の準備期間を要することから、導入拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。
- ・ 県自らの率先した取組として、県有施設への再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギーを活用した県営発電所の建設や再開発を推進する必要がある。
- ・ 災害にも対応できる自立・分散型エネルギー供給システムの構築に向けて、市町村等の取組を支援していく必要がある。
- ・ 公共施設及び民間施設における木質バイオマス利用機器の導入を促進するとともに、木質バイオマス発電施設等の大口木質燃料需要に対する、木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けた取組を進める必要がある。

[現状] 再生可能エネルギーによる電力自給率：45.7%（R5）

チップの利用量：238,866 BD t（R6）

再生可能エネルギーを活用した県営発電所：20 か所（R6）

(10) 電力系統の接続制約等の改善（環境生活部）

- ・ 再生可能エネルギーの適正な導入に向け、送配電網の強化や、地域、環境に配慮した制度改善等に向けて国に働きかけるなどの取組を推進する必要がある。

(11) 建設業等の担い手の確保・育成（県土整備部）

- ・ 地域の建設企業が、良質な社会資本の整備や維持管理、災害時の緊急対策等の役割を果たしていくためには、機械の維持・更新や人材の確保等について安定して取り組んでいくことや、競争力・営業力の強化等が必要である。

(12) 人材育成を通じた産業の体質強化（商工労働観光部）

- ・ 県の産業の柱であるものづくり産業においては、以前から、地域ものづくりネットワークが中心となり、技能に注目した人材育成を図ってきたが、企業からは、産業構造の変化や第4次産業革命⁷等の社会情勢の変化に対応できる高度な技術と柔軟な発想を持った人材が求められている。
- ・ 大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、こうした高度な人材がより必要になることから、育成に力を入れる必要がある。
- ・ 民間事業者による自助・共助の取組を強化するため、民間事業者の内部でのBCPの担い手に加えて、商工会及び商工会議所が作成する事業継続力強化支援計画を通じ、地域をけん引する専門人材を各地域に育成するなど、民間における人材育成に取り組み、地域力を高める必要がある。

⁷ 第4次産業革命：人工知能（AI）やIoT、ロボットなどのIT技術によって、製造業を中心に産業構造を大きく転換しようとする動き。

(13) 農林水産業の生産基盤・経営の強化（農林水産部）

《農地利用の最適化支援》

- ・ 市町村、農業委員会及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地の集積・集約化、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援し、荒廃農地発生未然防止に取り組む必要がある。

[現状] 担い手への農地集積率：56%（R6）

荒廃農地面積：3,580ha（R5）

《効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備》

- ・ 農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進する必要がある。

[現状] 水田整備面積：16,821ha（R6）

《効率的かつ安定的な林業経営の確立》

- ・ 効率的かつ安定的な林業経営の確立に向け、森林施業の集約化を促進するとともに、計画的な路網整備を推進し、森林整備事業等による伐採跡地への造林、間伐などを継続して進める必要がある。

[現状] 再造林面積：872ha（R6） 全国 19,138ha（R3）

《漁業生産基盤の有効かつ効率的な活用》

- ・ 水産物を安定的に供給するため、老朽化の進行状況に応じた漁港施設の長寿命化を計画的に進めていく必要がある。

[現状] 漁港施設の長寿命化対策実施施設数（累計）：36 施設（R6）

(14) 災害発生時の復旧支援体制・対応能力の強化（農林水産部）

《生産技術の復旧支援体制》

- ・ 震災や気象災害を受けた地域においては、農業者や市町村の意見を踏まえながら、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動を支援していく必要がある。

《災害に強い産地形成》

- ・ 激甚化する風水害等の自然災害に備え、災害に強い産地づくりを推進する必要がある。

(15) 県産食料品の供給体制の強化（商工労働観光部）

- ・ 災害時において安定的に食料の供給を行うためには、平時における生産・供給体制を強化し、一定の供給量を確保していくことが必要である。
- ・ 災害時はもとより、今後の人口減少も見据え、食料品製造事業者の商品開発から販路開拓、さらには生産性の向上を担う人材の確保・育成など県産食料品の供給体制を維持・強化する必要がある。

(16) 野生鳥獣による農作物被害防止（環境生活部、農林水産部）

《野生鳥獣による農作物被害防止》

- ・ 農作物被害額が近年増加傾向となっており、有害鳥獣の捕獲等の取組強化が必要である。

[現状] ニホンジカ捕獲頭数：27,485 頭（R6）

《クマによる被害防止》

- ・ 本県に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りながら、人身被害の防止及び農林業等被害の軽減に取り組む必要がある。

(1) 道路施設の整備等（復興防災部、農林水産部、県土整備部）

《道路施設の防災対策》

- ・ 道路防災点検結果に基づき、落石や崩壊のおそれのある斜面等の要対策箇所について対策工事を実施しており、緊急度の高い 93 箇所の対策工事を継続している。
- ・ 緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所の整備を進める必要がある。
- ・ 防災上の位置付けがある道の駅の建物の無停電化及び災害時も活用可能なトイレの確保を進める必要がある。
- ・ 農道橋・農道トンネル及び林道橋・林道トンネルの点検診断は令和 2 年度までに全て完了し、個別施設計画を策定した。
- ・ 農道及び林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進めるため、関係市町村との連携を強化していく必要がある。

[現状] 緊急輸送道路の要対策箇所（ランク A）93 箇所のうち、26 箇所で事業進捗中

基幹農道の保全対策整備延長：22.0km（R6）

林道橋・林道トンネルを対象とした保全整備：26%（R6）

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》

- ・ 緊急輸送道路上の落橋等のおそれがある橋梁（15m 以上かつ複数径間）について、319 橋の耐震補強工事が完了しており、災害に強い道路ネットワークの構築に向けて、引続き未対策橋梁の耐震補強を推進する必要がある。
- ・ 高規格道路等の幹線道路は、東日本大震災津波や平成 28 年台風第 10 号において、避難や救急物資輸送を支える「命の道」として、発災当初から有効に機能した一方、平成 28 年台風第 10 号では、一般国道等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援活動や物資輸送等に大きな支障が生じた。
- ・ 東日本大震災津波後に復興道路として国により整備が進められてきた三陸沿岸道路や高規格道路については、令和 3 年度までに全線開通したが、緊急輸送道路等について、災害時に迅速な避難、救急活動等が行えるよう、引き続き、あい路の解消や防災対策などを推進し、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークを早期に構築する必要がある。

[現状] 緊急輸送道路における耐震化完了橋梁数（累計）：37 橋（R6）

緊急輸送道路の整備延長：40.6km（R6）

《沿道建設物の耐震化》

- ・ 大規模災害時の建物倒壊による避難路（緊急輸送道路）の閉塞などを防止するため、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図る必要がある。

《交通安全施設等の整備》

- ・ 道路利用者の安全安心を確保し、災害や事故発生時にも迅速に道路利用者が避難・退避できるようにするため、歩道等の交通安全施設を整備する必要がある。
- ・ 災害発生時には被災者を受け入れるとともに、被災地に向かう自衛隊・警察・消防等の後方支援基地となる道の駅などの道路休憩施設を設置する必要がある。

- ・ 災害発生時に円滑な通行の確保を図るため、自転車を活用した計画を策定していく必要がある。
- ・ 緊急時に円滑な通行状況を把握するため、必要な区間に路面監視カメラの設置を進める必要がある。

〔現状〕 災害時の自転車活用が位置付けられた自転車活用推進計画の策定数：0 市町村 (R6)

《液状化ハザードマップの作成》

- ・ 地震発生時に液状化現象が起りやすい場所等を事前に把握し、迅速な避難行動につなげる必要がある。
- ・ 液状化ハザードマップの作成におけるノウハウの不足、予算や人材の確保に課題があり検討が進んでいない。

(2) 冬期の道路交通確保（県土整備部）

- ・ 今後、気象状況の変化等により新たな対策が必要な箇所が生じた場合は、対応を検討していく必要がある。
- ・ 冬期の立ち往生車両の未然防止のため、適切な道路の除排雪、凍結抑制剤の散布及び雪寒事業対策必要箇所の整備を行っていく必要がある。

(3) 円滑な通行の確保（県土整備部）

- ・ 道路通行規制時における円滑な通行の確保を図るため、道路通行規制等の情報を提供・発信していく必要がある。

(4) 鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備（ふるさと振興部）

- ・ 災害発生時における救援物資等の輸送手段を確保するため、県と J R 東日本、J R 貨物、三陸鉄道、I G R いわて銀河鉄道、公益社団法人岩手県バス協会は「災害時における輸送の確保に関する協定」を締結している。
- ・ 鉄道事業者については、橋梁や高架の耐震補強など鉄道施設の耐災害性をより一層確保する必要がある。
- ・ バス事業者については、バス車両及び運転士をより一層確保する必要がある、バス車両の購入や運転士の育成及び確保に対して国と連携して支援を行っている。

(5) 津波防災施設の整備等（農林水産部、県土整備部）

《津波防災施設の整備》

- ・ 東日本大震災津波からの復旧・復興事業により整備された防潮堤等の津波防災施設による津波防災対策をより確実なものとするため、防潮堤等の耐震化を推進するとともに、施設整備後も適切な管理を継続していく必要がある。
- ・ 人命と暮らしを守る安全で安心な防災のまちづくりを進めるため、湾口防波堤の整備を早急に進める必要がある。

〔現状〕 久慈港湾口防波堤の整備率：73.1%（R6 年度までの事業費ベース）

《海岸水門等操作の遠隔化・自動化》

- ・ 遠隔化・自動化された海岸水門等による津波防災対策をより確実なものとするため、施設整備後も適切な管理を継続していく必要がある。

《津波ハザードマップの作成》

- ・ 津波防災地域づくりに関する法律において、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル等を踏まえた、最大クラスの津波に対応した浸水想定が設定され警戒区域の指定があった場合には、関係市町村は津波ハザードマップの作成が義務付けられており、作成済みの市町村においても新たに設定する津波浸水想定に照らした見直しが必要となることから、助言等を行っていく必要がある。
- ・ 水防法において、想定最大規模の高潮に対応した高潮浸水想定区域の指定があった場合には、関係市町村は高潮ハザードマップの作成が義務付けられていることから、助言等を行っていく必要がある。

[現状] 最大クラスの津波に対応した津波ハザードマップを作成した市町村：8市町村（R6）
想定最大規模の高潮に対応した高潮ハザードマップを作成した市町村：0市町村（R6）

《津波に対する住宅等の安全対策》

- ・ 津波により被害を受けるおそれのある住宅について、関係機関等と連携し、所有者に対して危険性の周知を行い、移転等の安全対策を促進する必要がある。

(6) 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備（農林水産部、県土整備部）

《港湾施設の耐震・耐津波強化対策等》

- ・ 県内の港湾が、災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を果たすことができるよう、平時より、岸壁の耐震・対津波性能の強化など、県内港湾の機能強化を推進することが必要である。

[現状] 耐震強化を計画している岸壁の整備割合：25.0%（R6）
全国 51.6%（R4）

《港湾における機能継続体制の整備》

- ・ 県内にある重要港湾4港において、港湾機能継続計画（港湾BCP）を策定した。

[現状] 重要港湾における港湾機能継続計画（港湾BCP）が策定されている割合
：100.0%（R6） 全国 100.0%（R6）

《漁港施設の耐震・耐津波強化対策》

- ・ 水産物の流通拠点や海上輸送拠点に位置付けられている漁港は、災害時において緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を担うため、地震・津波などの自然災害に備えた防波堤・岸壁等の機能強化を図る必要がある。

[現状] 海上輸送拠点漁港における防波堤・岸壁等の整備延長の割合：43%（R6）

《漁港における機能継続体制の整備》

- ・ 災害発生後においては、漁業活動をはじめとした地域の水産業の可能な限りの継続又は早期の再開を図る必要がある。

[現状] 流通拠点漁港における業務継続計画（水産業BCP）が策定されている割合
：67%（R6） 全国 14%（R5）

(7) 港湾・漁港における避難対策（農林水産部、県土整備部）

- ・ 港湾利用者の避難対策推進のため、地元自治体の避難計画に合わせ、港湾就労者や交流施設利用者を安全な高台へと誘導する施設及び避難看板等の設置等を進める必要がある。
- ・ 漁港や漁場からの避難対策推進のため、漁業者や一般来訪者を安全な高台等に誘導することが必要である。

[現状] 漁港からの避難誘導計画策定漁港数（累計）：2 漁港（R6）

(8) 河川改修等の治水対策（県土整備部）

《河川整備》

- ・ 近年に浸水被害を受けた箇所など、緊急性が高い地域について、着実に整備を進めている。
- ・ 気候変動に伴い激甚化・頻発化する洪水災害に対する安全度の向上を図るため、引き続き河川改修等の整備を進めていく必要がある。

[現状] 河川整備率（国管理）：52.0%（R6）

河川整備率（県管理）：52.8%（R6）

《立木伐採と堆積土砂の撤去》

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による国費も活用しながら計画的に実施している。
- ・ 気候変動に伴い激甚化・頻発化する洪水災害に対する安全度を確保するため、引き続き河川内の立木伐採と堆積土砂の撤去を実施する必要がある。

《洪水浸水想定区域の指定》

- ・ 令和3年の水防法改正により、周辺に住宅等の防護対象がある全ての河川において想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域の指定が義務付けられ、住宅等の防御対象がある全294河川を令和7年度末までに指定する予定である。

[現状] 想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域を指定した河川数（累計）
：213 河川（R6）

《洪水ハザードマップの作成》

- ・ 水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定された場合には、関係市町村は洪水ハザードマップの作成が義務付けられており、全33市町村で洪水ハザードマップ（防災マップ等を含む）を作成済みである。そのうち想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成が完了した市町村は3市町村となっている。
- ・ 今後、想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの見直しについて、市町村へ助言等を行っていく必要がある。

[現状] 洪水ハザードマップを作成した市町村：33 市町村（R6）

想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成が完了した市町村
：3 市町村（R6）

《「流域治水」の取組》

- ・ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組に加えて、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要がある。

《洪水に対する住宅等の安全対策》

- ・ 洪水により被害を受けるおそれのある住宅について、関係機関等と連携し、所有者に対して危険性の周知を行い、移転等の安全対策を促進する必要がある。

(9) 砂防関係施設の整備等による土砂災害対策（県土整備部）

《砂防関係施設の整備》

- ・ 土砂災害のおそれがある箇所を対象に、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設等の砂防関係施設の整備を進めているが、要整備箇所の施設整備率が低い状況にある。
- ・ 今後も、被災履歴がある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所など、保全対象の重要性や緊急性を踏まえ重点化を図りながら整備を進める必要がある。
- ・ また、林野火災により林地が荒廃した地域で、降雨による土砂災害から避難所等を保全するため、砂防堰堤の整備等を進める必要がある。

[現状] 要整備箇所施設整備率（人家5戸以上の箇所）： 12.3%（R6）

《堆積土砂の撤去》

- ・ 土砂災害に対する安全度を確保するため、砂防堰堤に堆積した土砂等の除石や樹木伐採を実施する必要がある。

《火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定》

- ・ 突発的な火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減する必要がある。

[現状] 火山噴火緊急減災砂防計画を策定した県内の常時観測火山： 2火山〔50%〕

《土砂災害等に対する住宅等の安全対策》

- ・ 土砂災害等により被害を受けるおそれのある住宅について、関係機関等と連携し、所有者に対して危険性の周知を行い、移転等の安全対策を促進する必要がある。

(10) 農山村地域における防災対策（農林水産部）

《農山村地域における防災対策》

- ・ 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
- ・ 大雨や地震等による林地崩壊や土石流などの山地災害を防止するため、治山事業による治山施設の設置や、森林整備による公益的機能の維持・強化を進める必要がある。
- ・ 大雨や地震等による、ため池等の決壊などを未然に防止するため、ため池や農業用ダムの点検・調査を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行う。
- ・ 林野火災により林地が荒廃した地域で、降雨による土砂災害から人家や道路等を保全するため、治山施設の整備を進める必要がある。

[現状] 山地災害防止機能が確保された集落数（累計）： 1,010 集落（R6）

全国約 58.1 千集落（R5）

《土地改良施設における機能継続体制の整備》

- ・ 災害発生時において、地域の基幹的な土地改良施設への被害の影響を最小化し、迅速な復旧・復興を図る必要がある。

(11) 空港の体制整備（県土整備部）

《大規模災害時の空港運用体制の構築》

- ・ 大規模災害が発生した場合でも速やかに空港が運用再開できるよう、空港施設の点検や補修方法などを定めた空港保安管理規程が定められている。
- ・ 東日本大震災津波発災時のように空港が 24 時間体制で運用された場合、空港事務所の職員体制のみでは対応が不可能であるため、空港管理業務経験を有する職員の応援依頼を速やかに行うなどの準備をしておく必要がある。
- ・ 大規模災害時に空港の運営を継続するための花巻空港 A2－BCP を策定している。

《広域防災拠点としての受入体制の整備》

- ・ 大規模災害時に空港が広域防災拠点として、応援への受入れや災害医療活動、支援物資受入業務を迅速かつ適切に行えるよう、連絡体制の整備や各種訓練を継続的に実施する必要がある。

(12) 県営発電施設の災害対応力の強化（企業局）

- ・ 引き続き、電力の長期供給停止を発生させないため、県営発電所の建築物等について、施設の重要度・発電所運転への影響などを考慮しながら、耐震診断・耐震化を進める必要がある。

(13) 工業用水道施設の耐震化（企業局）

- ・ 大規模災害時に安定した工業用水供給を継続するため、配管の計画的な更新、耐震化を今後も進める必要がある。

[現状] 県工業用水道施設（管路）耐震化率： 73.0%（R6）

(14) 旧松尾鉱山新中和処理施設の稼働の継続（環境生活部）

- ・ 本施設による処理が継続できなくなった場合、強酸性の坑廃水が赤川へ流入し北上川本川を汚染し、その影響は、工業用水、農業用水等に及び、年間約 500 億円の被害が予測されている。
- ・ 災害発生時にも稼働停止にならないよう、引き続き防災機能の強化を進めていく必要がある。

(15) 森林資源の適切な保安全管理（環境生活部、農林水産部）

《適切な森林整備》

- ・ 森林の有する国土保全や洪水緩和等の多面的機能の維持・増進を図るため、市町村と連携し、継続して造林や間伐等の森林整備を進める必要がある。
- ・ 林野火災により甚大な被害を受けた森林について、森林の有する多面的機能の早期回復を図るため、市町村と連携し、造林等の森林整備を進める必要がある。

[現状] 再造林面積： 872ha（R6） 全国 19,138ha（R3）

《県民への普及啓発》

- ・ 本県の森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐため、県民参加の森林づくり促進事業やいわて森のゼミナール推進事業により、児童・生徒をはじめ広く県民を対象に森林・林業に対する理解の醸成を図る必要がある。
- ・ 山火事を防止するための普及啓発や、林業・木材産業循環成長対策交付金を活用した、初期消火体制の整備など、地域の防災体制を強化する取組の充実・強化を図る必要がある。

《地域住民等の活動支援》

- ・ 森林の多面的機能の発揮を図るため、国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、地域住民等で構成する活動組織が実施する里山林の保全管理活動等を支援する必要がある。

[現状] 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業実績：78 組織（R6）

《シカによる被害防止》

- ・ 森林整備事業による忌避剤の散布や防護柵の設置を行っており、引き続き市町村や関係機関と連携し、生息域の拡大の監視、生息域・被害状況の分析を行いながら、被害対策を進める必要がある。

[現状] 林木被害の実損面積：23ha（R6）

《自然公園等の整備・長寿命化対策》

- ・ 災害などにより損壊した自然公園施設等の復旧や老朽化施設の計画的な再整備に継続して取り組む必要がある。

(16) 農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化（農林水産部）

- ・ 農林水産物の供給基地としての役割を果たすため、農業共同利用施設や農業水利施設、漁港施設等の再編・整備や長寿命化対策を着実に推進する必要がある。
- ・ 農道及び林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所等の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進めるため、関係市町村との連携を強化していく必要がある。

[現状] 農業用排水路等の長寿命化対策着手施設数：105 施設（R6）

基幹農道の保全対策整備延長：22.0km（R6）

林道橋・林道トンネルを対象とした保全整備率：26%（R6）

漁港施設の防災・減災対策実施施設数（累計）：39 施設（R6）

漁港施設の長寿命化対策実施施設数（累計）：36 施設（R6）

(17) 災害廃棄物処理対策（環境生活部、保健福祉部）

《協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築》

- ・ 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- ・ 災害が発生した場合、県と関係団体（県産業資源循環協会及び県環境整備事業協同組合）が締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理やし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

《市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制の構築》

- ・ 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる市町村においては、迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要があることから、未策定の市町村に対し助言等を行い、「災害廃棄物対策指針」に基づく早期の計画策定を促進する必要がある。

《アスベスト粉じんばく露防止対策》

- ・ 災害により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周

辺住民がばく露する危険性があるため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく解体方法等を周知するとともに、アスベスト飛散の有無を確認するための調査体制等の充実を図る必要がある。

《毒物及び劇物流出時の応急措置実施の徹底》

- ・ 毒物及び劇物取締法により、毒物及び劇物を取り扱う者に、毒物若しくは劇物等が流出した場合において、不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある場合、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置の実施等を義務付けており、今後も、その徹底などにより、毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害防止を講じる必要がある。

[現状] 災害廃棄物処理計画策定済み市町村数：28 市町村 (R6)

《P C B 早期処理のための対策》

- ・ 災害等により P C B を含有する油等が環境中に漏洩することで、人の健康や生活環境に係る被害が生じるおそれもあることから、期限内処理に向けて事業者が保管等している低濃度 P C B 廃棄物の処理を促進する必要がある。

(18) 地籍調査の実施（農林水産部）

- ・ 事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興を円滑に実施するためには、土地境界を明確にする地籍調査を進める必要がある。

[現状] 地籍調査進捗率：86.8% (R6) 全国 53% (R6)

(19) 海岸漂着物等対策（環境生活部）

- ・ 二次災害を防止する観点から、海岸漂着物等の処理を推進する必要がある。

[現状] 海岸漂着物等の回収・処理量：約 419 t (R5)

(20) 渇水対策に係る情報共有等（環境生活部）

- ・ 異常少雨、暖冬等に伴う渇水が発生すると、水道施設における断水、農作物被害など、県民生活に広範囲な影響が生じる。
- ・ 降雨量やダム・河川の状況を関係機関と共有し、渇水の兆候がある場合は各機関が連携して対応できる体制を整えておく必要がある。
- ・ 渇水時等における代替水源としての雨水・再生水等の活用について、各機関が今後検討していくための情報提供を実施する必要がある。

[現状] 岩手県渇水情報連絡会議の開催：渇水時等必要な都度

(21) 温泉供給の維持（環境生活部）

- ・ 災害が発生した場合、温泉事業者と連携して、源泉及び温泉供給施設等の被災状況を確認できる体制を構築する必要がある。

(22) デジタル技術の活用（県土整備部）

- ・ 国土強靱化の取組を効率的に進めるために、現場におけるドローン、A I 等の活用、I C T 施工の実施、遠隔監視、自動施工技術の活用等のデジタル技術の活用を推進する必要がある。

2-1 リスクコミュニケーション分野

(1) ハザードマップによる災害危険箇所等の周知（復興防災部、農林水産部、県土整備部）

《津波避難計画の策定》

- ・ 令和4年に本県として最大クラスの津波浸水想定が発表されたことから、避難計画を見直す必要がある。

〔現状〕 令和4年3月に公表した新たな津波浸水想定に基づく津波避難計画を策定した

市町村数：5市町村〔41.7%〕（R6）

《津波ハザードマップの作成》

- ・ 津波防災地域づくりに関する法律において、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル等を踏まえた、最大クラスの津波に対応した浸水想定が設定され警戒区域の指定があった場合には、関係市町村は津波ハザードマップの作成が義務付けられており、作成済みの市町村においても新たに設定する津波浸水想定に照らした見直しが必要となることから、助言等を行っていく必要がある。
- ・ 水防法において、想定最大規模の高潮に対応した高潮浸水想定区域の指定があった場合には、関係市町村は高潮ハザードマップの作成が義務付けられていることから、助言等を行っていく必要がある。

〔現状〕 最大クラスの津波に対応した津波ハザードマップを作成した市町村

：8市町村（R6）

想定最大規模の高潮に対応した高潮ハザードマップを作成した市町村

：0市町村（R6）

《洪水ハザードマップの作成》

- ・ 水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定された場合には、関係市町村は洪水ハザードマップの作成が義務付けられており、全33市町村で洪水ハザードマップ（防災マップ等を含む）を作成済みである。そのうち想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成が完了した市町村は3市町村となっている。
- ・ 今後、想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの見直しについて、市町村へ助言等を行っていく必要がある。

〔現状〕 洪水ハザードマップを作成した市町村：33市町村（R6）

想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成が完了した市町村

：3市町村（R6）

《土砂災害ハザードマップの作成》

- ・ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定が行われた場合、市町村は土砂災害ハザードマップを作成する必要がある、県内全市町村で作成済みである。
- ・ 一方、土砂災害防止対策基本方針の改定（R2.8）を踏まえ、高精度な地形情報を用いて抽出した、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の土砂災害警戒区域等の指定箇所について、指定の進捗に応じ、今後、市町村においてハザードマップへの反映が必要となる。

〔現状〕 土砂災害ハザードマップを作成した市町村：33市町村〔100%〕（R6）

《内水ハザードマップの作成》

- ・ 岩手県独自の取組目標として、「いわて汚水処理ビジョン 2017」において、平成 11 年度～28 年度の 18 年間に浸水被害が発生した 25 市町村で内水ハザードマップを作成・公表することとし、そのうち、内水ハザードマップを作成・公表している市町村は、令和 6 年度末で 16 市町村となっており、未策定の市町村は雨水計画の見直し等により対象外となったことから、対象としている市町村全てで内水ハザードマップの作成・公表が完了している。
- ・ 令和 3 年度に水防法が改正され、想定最大規模降雨による浸水想定区域を反映した内水ハザードマップの作成と公表が求められている。

〔現状〕 内水ハザードマップを作成した市町村の割合：100%（R6）

改正水防法に則った内水ハザードマップを作成した市町村の割合：0%（R6）

《ため池ハザードマップの作成》

- ・ ため池や農業用ダムの漏水・決壊を防止するため、計画的にため池等の点検・調査と保全対策を行うとともに、ため池決壊の浸水想定図に基づいた、市町村によるハザードマップの作成と地域住民への公表を支援し、防災訓練等に活用するなど、ハード・ソフトを組み合わせた対策を講じる必要がある。

〔現状〕 ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合：100%（R4）

《火山ハザードマップの作成及び周知》

- ・ 常時観測 3 火山（岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山）の全てにおいて、火山ハザードマップを作成した。
- ・ 今後は登山者に火山防災対策の周知を図るとともに、各火山の噴火警戒レベルの状況に応じた対応を実施していく必要がある。

〔現状〕 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山：3 火山〔100%〕

(2) 防災情報提供・普及啓発の充実（復興防災部、県土整備部）

《土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定》

- ・ 県内の土砂災害警戒区域等（1 巡目）は、令和 4 年度に全箇所指定済みである。
- ・ 一方、土砂災害防止対策基本方針の改定（R2.8）を踏まえ、高精度な地形情報を用いて抽出した、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」（9,992 箇所）について、土砂災害警戒区域等津等の指定を進める必要がある。

〔現状〕 土砂災害警戒区域指定割合（指定数/土砂災害警戒区域数）：100%（R4）

新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の土砂災害警戒区域等の指定数：1,525 箇所〔15.3%〕（R6）

《土砂災害警戒情報の周知》

- ・ 降雨による土砂災害の危険性が高まった際に発表している土砂災害警戒情報については、精度の向上等を図るため、令和 5 年度に発表基準等を見直したところであるが、今後も降雨の状況や土砂災害の発生状況等を踏まえ、適宜、見直しを行う必要がある。

《水位周知河川の指定》

- ・ 平成 16 年度から水位周知河川の指定を進めており、令和 6 年度末で、47 河川 61 区間を指定している。

- ・ 水位周知河川の指定に当たっては、流域内に人口及び資産が集中する区間、過去に浸水被害が発生した区間、防災拠点（役場等）を含む区間等を勘案した上で、緊急性の高い河川から計画的に指定を進めていく必要がある。

《土砂災害警戒区域等を明示した標識の設置》

- ・ 住民等が日常から土砂災害の危険性を認識できるよう、土砂災害警戒区域等を明示した標識を現地に設置することにより、土砂災害警戒区域等の認知度の向上を図る必要がある。

[現状] 土砂災害警戒区域等を明示した標識の設置数：284 箇所〔41.2%〕（R6）

《火山ハザードマップの作成及び周知》

- ・ 常時観測 3 火山（岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山）の全てにおいて、火山ハザードマップを作成した。
- ・ 今後は登山者に火山防災対策の周知を図るとともに、各火山の噴火警戒レベルの状況に応じた対応を実施していく必要がある。

[現状] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山：3 火山〔100%〕

《災害情報の円滑な伝達・災害情報システムの整備》

- ・ 全ての市町村において J-アラートと災害情報伝達機能を接続し、目標を達成した。

[現状] J-アラートと災害情報伝達機能を接続した市町村（自動起動機整備市町村）：33 市町村〔100.0%〕

《災害情報システムの整備》

- ・ 全ての市町村において災害情報システムを活用しており、目標を達成した。

[現状] 災害情報集計システムを活用している市町村：33 市町村〔100.0%〕

《防災意識向上に向けた地域住民等への普及啓発》

- ・ 県総合防災訓練では地域住民等に対する防災知識の普及啓発のため、炊き出し訓練をはじめとする住民参加型の訓練、家庭における備蓄品の展示等を行っている。
- ・ 自主防災組織の組織化及び活動の活性化を図るため、自治会を対象とした市町村主催の研修会等に「岩手県地域防災サポーター」を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行う等、市町村等の取組を支援していく必要がある。

[現状] 県総合防災訓練の実施状況：年 1 回

岩手県地域防災サポーターの地域への派遣回数：63 回（R6）

《水害に関する情報提供等の強化》

- ・ 洪水等の水害の激甚化・頻発化により洪水等からの逃げ遅れや社会経済被害が発生しており、多様な連携体制の構築を図り、水害に関する情報提供を充実させる必要がある。

《孤立可能性集落対策》

- ・ 能登半島地震など近年頻発する災害における教訓等を踏まえ、令和 6 年度孤立集落フォローアップ調査結果を踏まえ、孤立リスクの更なる見える化を図るとともに、市町村による取組を促す必要がある。

[現状] 孤立の可能性がある集落数：29 市町村の 449 集落（R6）

(3) 学校における防災教育等の推進（復興防災部、教育委員会事務局）

《学校防災体制の確立》

- ・ 東日本大震災津波の教訓を踏まえ、学校防災体制を確立するために、「学校防災・災害対応指針」と「教育委員会危機管理マニュアル・改訂版」を策定し、適宜、実情に合わせた改訂を行っている。
- ・ 学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかけている。
- ・ 大規模災害等が発生した際に学校教育の早期再開を支援し、子どもたちの学びの場を確保するため、専門的知識や実践的な対応力を備える教職員を育成している。

《防災教育の推進》

- ・ 防災教育を推進するため、毎年度、県内県立学校・小中学校の管理職等を対象に、防災教育研修会を開催している。
- ・ 大規模災害に備え、学校における防災教育は極めて重要であることから、今後も防災研修会を継続して開催する必要がある。

[現状] 防災研修会の開催状況：年1回

《学校における継続的な防災訓練や防災教育等の推進》

- ・ 学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育を進めていく必要がある。

《「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進》

- ・ 改訂した復興教育副読本は、様々な自然災害について学習できる内容になっており、各学校において積極的に活用し、児童生徒の防災意識を高めていくよう働きかけている。
- ・ 学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を働きかけていく必要がある。

(4) 関係機関との連携の促進（環境生活部、教育委員会事務局）

《世界遺産登録資産の防災対策》

- ・ 平泉の文化遺産については包括的保存管理計画を策定しており、中尊寺では管理者が地震時の火災予防、震災時の避難、風害対策、大雨時の土砂災害対策、異常気象時の点検等の措置を行うこととし、非常時には消防機関及び地元自治体災害対策本部と協力して対処することとしている。
- ・ 実効性がある計画となるよう、地元自治体を中心となり所有者、関係機関・団体、地域住民と調整し、県も引き続き地元自治体と連携しながら協力体制をより強固にしていく必要がある。
- ・ 所有者（管理責任者）による管理のほか、文化財保護指導員による文化財パトロールの中で世界遺産関連地域を重点地域として実施しているが、防災の視点も意識した実態把握に努める必要がある。
- ・ 必要に応じた他地域からの支援に係る連携体制など広域的な行動計画の検討も必要である。
- ・ 世界遺産である平泉の文化遺産や橋野鉄鉾山、御所野遺跡が、大規模災害により被害を受けた場合の復旧を支援するとともに、資産と周辺の維持管理・パトロールを行いつつ、所有者・管理者・関係機関との日常的な連携・情報共有が必要である。

《文化財の耐震化等》

- ・ 文化財の耐震化を進めるとともに、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるため、博物館における展示方法・収蔵方法等の点検や、文化財の保存対策を進める必要がある。

《特定動物の逸走防止》

- ・ 県条例により、特定動物飼養者に、災害時における特定動物の逸走防止及びその他のとるべき緊急措置を定めておくことや、逸走時における通報及び緊急措置の実施等を義務付けている。
- ・ 今後も、上記の徹底などにより、特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じる必要がある。

《クマによる被害防止》

- ・ 本県に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りながら、人身被害の防止及び農林業等被害の軽減に取り組む必要がある。

2-2 老朽化対策分野

(1) 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進（総務部、警察本部）

《公共施設等総合管理計画の策定》

- ・ 高度成長期に集中的に整備されたインフラ等の公共施設等が一斉に老朽化し、今後、大量に更新・修繕の時期を迎える一方、人口減少・少子高齢化等による利用需要の変化が見込まれる。
- ・ 厳しい財政状況、人口減少問題に直面する現状を踏まえ、将来に向けた財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、老朽化等の現状及び将来見通しを整理・分析し、国のインフラ長寿命化基本計画の行動計画に位置付けられる「岩手県公共施設等総合管理計画」を平成 27 年度に策定し、平成 28 年度以降、順次、「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定し、計画的な公共施設マネジメントの取組を推進している。
- ・ 令和 7 年度策定の「第 2 期岩手県公共施設等総合管理計画」に基づいて、学校施設も含め、施設類型別の老朽化比率を明示し、計画に定める整備の優先度と財政見通しを連動させるなど、より実効的な公共施設マネジメントを推進する。

[現状] 公共施設（学校施設を含む）の延床面積の削減率（令和 2 年度比）
： 2.5%（R6）

《県庁舎等の老朽化対策》

- ・ 大規模災害時においても災害対策本部機能を維持するため、県庁舎及び各地区合同庁舎について、老朽化対策の観点も含めた老朽化に資する計画的な保全、補修、修繕等を実施する必要がある。

《警察施設等の老朽化対策》

- ・ 警察施設が、大規模災害発生時における災害警備活動及び治安維持活動拠点として必要な機能を果たすことができるよう、施設の老朽度に応じて、計画的な建替え又は修繕を実施する必要がある。

(2) 公営住宅の老朽化対策等（県土整備部）

- ・ 個別施設計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。
- ・ また、水害や土砂災害等により被害を受けるおそれのある既存住宅について、入居者の安全を確保する必要がある。

(3) 上下水道施設等の老朽化対策（環境生活部、県土整備部、企業局）

《水道施設の老朽化対策》

- ・ 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を促進する必要がある。

[現状] 水道基幹管路の耐震適合率： 49.7%（R5） 全国 43.3%（R5）
耐震適合性のある水道基幹管路の整備延長：1,439,130m（R5）
浄水場・配水場耐震化計画策定率： 48.3%（R5）

2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場（県内 9 箇所）の停電対策完了率：56%（R5）

2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、洪水等の浸水想定区域内にある施設（県内 6 箇所）の浸水災害対策完了率：0%（R5）

給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（県内 466 か所）のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合：8%（R5）

水道の急所施設である導水管・送水管（約 1,400 km）の耐震化完了率：49%（R5）

水道の急所施設である取水施設（県内の取水施設能力 約 53 万 m³/日）の耐震化完了率：42%（R5）

水道の急所施設である浄水施設（県内の浄水施設能力 約 57 万 m³/日）の耐震化完了率：45%（R5）

水道の急所施設である配水池（県内の配水池有効能力 約 36 万 m³）の耐震化完了率：48%（R5）

《下水道施設の老朽化対策》

- ・ 腐食のおそれ大きい箇所について、令和元年度末時点で、マンホール 1,470 箇所と管渠 約 16.7km が対象となっている。現状では大きな腐食等は見られないが、点検・調査・維持管理を実施していく必要がある。

〔現状〕腐食のおそれ大きい箇所の点検実施率（マンホール）：99.7%（R6）

腐食のおそれ大きい箇所の点検実施率（管渠）：99.4%（R6）

《ストックマネジメント計画の見直し》

- ・ 管渠施設、処理場、ポンプ施設のストックマネジメント計画は平成 29 年度に県流域下水道及び市町村で策定済みである。
- ・ スtockマネジメント計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《工業用水道施設の老朽化対策》

- ・ 大規模災害時に安定した工業用水供給を継続するため、配管の計画的な更新、耐震化を今後も進める必要がある。

〔現状〕県工業用水道施設（管路）耐震化率：73.0%（R6）

(4) 都市公園施設の老朽化対策（県土整備部）

- ・ 県の都市公園施設の個別施設計画は策定済みであり、定期点検結果等を踏まえ、計画を更新していく必要がある。
- ・ また、計画的・効率的な維持管理を推進するため、個別施設計画に基づいた維持管理を推進する必要がある。

(5) 道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（農林水産部、県土整備部）

《道路施設の老朽化対策》

- ・ 道路施設の個別施設計画は策定済みであるが、今後、新たに整備された施設を計画に追加する必要があるほか、定期点検結果等を踏まえ、計画を更新していく必要がある。

- ・ 異状が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、早期に修繕等が必要な施設が存在しており、個別施設計画に基づいて計画的な修繕等を推進する必要がある。
- ・ その他、舗装や法面、交通安全施設、道路付属物等の道路施設についても、適切な維持管理を行っていく必要がある。また、新技術やD X等を活用し、効果的・効率的な点検や修繕に取り組む必要がある。

[現状] 早期に修繕が必要な道路施設の修繕完了数（累計）

※令和7年度直近の過去5年の点検結果を基に算出

- ・ 道路橋：107 橋（R6）
- ・ 道路トンネル：36 施設（R6）
- ・ 大型道路構造物：8 施設（R6）

《農林道等の老朽化対策》

- ・ 農道橋・農道トンネル及び林道橋・林道トンネルの点検診断は令和2年度までに全て完了し、個別施設計画を策定した。
- ・ 農道及び林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進めるため、関係市町村との連携を強化していく必要がある。

[現状] 基幹農道の保全対策整備延長：22.0km（R6）

林道橋・林道トンネルを対象とした保全整備率：26%（R6）

(6) 港湾施設の老朽化対策（県土整備部）

《港湾施設の老朽化対策》

- ・ 港湾施設の計画的で効率的な維持管理を推進するため、新たに整備する港湾施設の個別施設計画を策定する必要がある。
- ・ 策定した個別施設計画に基づき、港湾施設の計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

(7) 河川管理施設、海岸保全施設及び砂防関係施設の老朽化対策（農林水産部、県土整備部）

《河川管理施設・ダム施設の老朽化対策》

- ・ 河川管理施設及びダム施設の個別施設計画を策定済みであるが、今後新たに整備する施設等については、随時、計画に盛り込んでいく必要がある。
- ・ 策定した個別施設計画に基づき、河川管理施設及びダム施設の計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《海岸保全施設の老朽化対策》

- ・ 策定した個別施設計画に基づき、海岸保全施設の計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《砂防関係施設の老朽化対策》

- ・ 砂防関係施設の適切な機能の維持を図るため、令和2年度に個別施設計画を策定し、点検や計画的な修繕を進めている。

- ・ 今後も、点検や計画的な修繕を進めるほか、新技術やD X等を活用し、効果的・効率的な点検や修繕に取り組む必要がある。

(8) 農地・農業用施設、漁港施設等の老朽化対策（農林水産部）

《農業・水産業の生産基盤の老朽化対策》

- ・ 洪水防止機能や土砂崩壊防止機能などの、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、多面的機能支払制度を活用した農地や農業水利施設等の保全管理を推進する必要がある。
- ・ 農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業により、機能診断に基づく計画的な予防保全対策や適時適切な補修・更新などを推進する必要がある。
- ・ 水産物を安定的に供給するため、老朽化の進行状況に応じた漁港施設の長寿命化を計画的に進めていく必要がある。

[現状] 農業用排水路等の長寿命化対策着手施設数：105 施設（R6）

漁港施設の長寿命化対策実施施設数（累計）：36 施設（R6）

《治山施設の老朽化対策》

- ・ 治山施設の老朽化対策のため、治山調査事業等による治山施設点検や機能診断を行っており、老朽化により補修等が必要な箇所については、計画的に保全対策を推進する必要がある。

(9) 空港施設の老朽化対策（県土整備部）

- ・ 花巻空港の個別施設計画については、定期的な点検結果を反映させ、内容の修正をしていく必要がある。
- ・ また、計画的・効率的な維持管理を推進するため個別施設計画に基づいた維持管理を推進する必要がある。

(10) 県営発電施設の長寿命化対策（企業局）

- ・ 県営発電施設により発電する電力量の約4分の3は、運転開始後40年以上経過した施設に依存していることから、老朽化による長期供給停止を発生させないよう長寿命化対策を進める必要がある。

2-3 人口減少・少子高齢化対策分野

(1) 共助機能の維持・強化（復興防災部）

《消防団活動の充実強化》

- ・ 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、県内では年々消防団員数が減少している。
- ・ 地域住民の消防団活動への理解と入団促進を図るため、県民に対する啓発活動や市町村に対する情報提供等の支援、効果的な活動に向けた装備の充実を行っていく必要がある。

[現状] 消防団の条例定数充足率：79.5%（R6） 全国 85.4%（R6） ※4月1日現在

《自主防災組織の結成及び活性化支援》

- ・ 災害による被害の軽減を図るためには、国、県、市町村等の防災体制の整備にとどまらず、地域住民による避難誘導、救護等の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことから、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織が重要である。
- ・ 自主防災組織の組織化及び活動の活性化を図るため、自治会を対象とした市町村主催の研修会等に「岩手県地域防災サポーター」を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行う等、引き続き市町村等の取組を支援していく必要がある。
- ・ 「自主防災組織リーダー研修会」の開催等を通じて、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る必要がある。

[現状] 岩手県地域防災サポーターの地域への派遣回数：63回（R6）

自主防災組織に対する研修会の実施回数：2回（R6）

《地域コミュニティにおける防災体制の強化》

- ・ 人口減少・高齢化により自主防災組織や消防団等の維持が困難となっており、地域の防災活動における持続可能な共助のあり方について検討の上、自主防災組織・消防団の活動の活性化を図りながら、多様な主体が参画する共助の体制を構築していく必要がある。
- ・ 災害対策基本法の一部改正に伴い創設された「被災者援護協力団体登録制度」を活用し、自主防災組織等の補完的役割を担うNPOを育成する必要がある。

[現状] 自主防災組織率：88.7%（R7速報値）

(2) 要配慮者等への支援（保健福祉部）

《要配慮者（高齢者）への福祉的支援》

- ・ 高齢者が避難所や仮設住宅などで生活する場合、孤立化や生活不活発病を防止することが必要であることから、住民主体の介護予防や通いの場の充実のための市町村による取組を支援した結果、取組に広がりは見られるが、今後も、要配慮者（高齢者）の増加が見込まれていることから、支援を継続する必要がある。
- ・ 認知症高齢者及びその家族が安心して避難所生活を送れるよう、認知症に対する正しい知識と理解の促進を図る必要があることから、認知症サポーターの養成に取り組んだ結果、サポーター数は順調に増加しているが、今後も、認知症高齢者の増加が見込まれていることから、取組を継続する必要がある。

- ・ 災害時等において介護老人福祉施設や障害福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援していく必要がある。

[現状] 認知症サポーター養成数：11,853 人 (R6)

(3) 地域コミュニティの維持・強化

(ふるさと振興部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、教育委員会事務局)

《地域コミュニティ力の強化》

- ・ 人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の影響等によるコミュニティ活動への参加の機会の減少等により地域コミュニティの機能低下や担い手不足が危惧され、持続可能な地域コミュニティづくりとコミュニティを支える人材の育成に向けた対策等は急務となっている。
- ・ 地域コミュニティ活動に対する意識の普及啓発や地域内外の人材を活用しながら、地域活動の担い手の育成に取り組んでいる。
- ・ 国の過疎地域持続的発展支援交付金をはじめとする各種コミュニティ助成制度を有効に活用しながら、市町村や地域づくり団体等の活動支援に取り組んでいる。
- ・ 多面的機能支払制度を活用した、地域共同活動による農地や農業水利施設等の保全管理や、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した、地域住民等による里山林等の保全管理活動等への支援を通じ、地域コミュニティの維持・活性化を推進する必要がある。

《都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化》

- ・ 農山漁村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの地域資源を活用した都市と地域住民の交流・連携活動を促進する必要がある。
- ・ 地域コミュニティ力強化のため、複数の集落の機能を補完して、農用地活動保全や生活支援活動、防災活動など、地域コミュニティの維持・活性化に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村RMO⁸）の形成・育成を進める必要がある。

[現状] 活動中の元気なコミュニティ特選団体数：241 団体 (R6)

地域共同活動による農地等の保全管理への参加人数：84,894 人 (R6)

農林漁家民泊等利用者数：61,895 人回 (R6)

県内の農村RMOの形成状況：5 組織 (R7.3 時点)

《学びを通じた地域コミュニティの再生支援》

- ・ 各市町村において、「放課後子ども教室」、「児童クラブ」、「児童館」等を適切に設置し、放課後の公的な居場所がある小学校区の割合は増加傾向にある。

[現状] 放課後の公的な居場所がある小学校区の割合：98.9% (R6)

《農林水産業の担い手の確保・育成》

- ・ 生産資材価格の高騰や主要魚種の不漁、高齢化の進行等による従事者の減少などの課題を抱える中、食料供給基地としての役割を果たしていくためには、供給体制を支える担い手の確保・育成が必要である。
- ・ 農業においては、地域農業の核となる経営体を育成するとともに、新規就農者の確保・育成や、多様な農業人材の確保に取り組む必要がある。

⁸ 農村RMO：複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

- ・ 林業においては、意欲と能力のある林業経営体等の能力向上や新規就業者の確保、現場技術者の育成などに取り組む必要がある。
- ・ 水産業においては、専業漁家の経営基盤の強化や、新規就業者の受入環境の整備などにより、生産性・収益性の高い中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保に取り組む必要がある。

[現状] リーディング経営体の育成数（累計）：163 経営体（R6）

いわてアグリフロンティアスクールの修了生（累計）：557 人（R6）

いわて林業アカデミーの修了生数（累計）：126 人（R6）

中核的漁業経営体数：358 経営体（R6）

新規漁業就業者数：35 人（R6）

《建設業の担い手の確保・育成》

- ・ 地域の建設企業が、良質な社会資本の整備や維持管理、災害時の緊急対策等の役割を果たしていくためには、機械の維持・更新や人材の確保等について安定して取り組んでいくことや、社会経済情勢に応じた経営力・営業力の強化等が必要である。
- ・ 近年、大規模な自然災害が多発しており、地域の建設企業が災害発生時に即時に対応できる体制を確保、維持していく必要がある。
- ・ 建設業における担い手の確保・育成のため、ICTの活用等による生産性の向上や、建設キャリアアップシステム活用による処遇の改善、週休2日工事の促進等による働き方改革の一層の推進が必要である。
- ・ 高度経済成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化が加速度的に進行する中、維持管理業務を担う地方公共団体の技術系職員は減少を続けており、インフラメンテナンスを効率的・効果的に推進していく必要がある。

[現状] 県営建設工事におけるICT活用工事の実施件数（累計）：212 件（R6）

《空き家対策》

- ・ 人口減少社会の到来に伴い、空き家率が、前回調査より上昇している。
- ・ 倒壊のおそれがある空き家や密集市街地における空き家は、大規模災害発生時、倒壊による避難経路の閉塞や火災発生、類焼のリスクが高い。また、防犯上や環境衛生上も、周辺に悪影響を与えている。
- ・ 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して、倒壊のおそれ等がある危険な空き家（特定空家）の解体を促す必要があり、また、活用が可能な空き家の再利用等を図るなど、地域課題を解決するため、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進といった、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

[現状] 空き家率：17.3%（R5） 全国 13.8%（R5）

2-4 人材育成分野

(1) 地域の防災に関する人材育成（復興防災部、警察本部）

《防災人材の育成》

- ・ 災害による被害の軽減を図るためには、国、県、市町村等の防災体制の整備にとどまらず、地域住民による避難誘導、救護等の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことから、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の重要性が高まっている。
- ・ 自主防災組織の組織化及び活動の活性化を図るため、自治会を対象とした市町村主催の研修会等に「岩手県地域防災サポーター」を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行う等、市町村等の取組を支援していく必要がある。
- ・ 「自主防災組織リーダー研修会」の開催等を通じて、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る必要がある。
- ・ 地域防災力の向上を図るためには、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策が重要であり、防災人材の育成に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要がある。

[現状] 岩手県地域防災サポーターの地域への派遣回数：63回（R6）

自主防災組織に対する研修会の実施回数：2回（R6）

防災士に対する研修会の実施回数：1回（R6）

《消防設備士、危険物取扱者の免状業務や講習の実施》

- ・ 不特定多数が集まる施設に設置されている消火設備の適切な維持管理を図るため、消防機関による立入検査や指導を定期的に実施している。
- ・ 消防設備士及び危険物取扱者の育成や技術向上を推進し、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止を図る必要がある。

《警察・消防・自衛隊の関係強化》

- ・ 大規模災害発生時における救出救助活動においては、警察のほか消防・自衛隊と連携した対応が不可欠であるため、県総合防災訓練や各機関が主催する訓練に相互に参加している。
- ・ 今後も、災害対処能力の向上を図るため、訓練を通じて警察・消防・自衛隊等との関係強化を図っていく必要がある。

[現状] 広域緊急援助隊による関係機関と連携した訓練の実施回数：年2回（R6）

《警察署等の災害警備担当者等に対する訓練の実施》

- ・ 各警察署において災害警備活動の中核となる人材を育成するため、全警察署の災害警備業務担当者等に対し、専門的災害警備教養・訓練を行っている。
- ・ 今後も、職員の災害警備に係る知識・技能の向上、災害に係る危機意識の醸成、受傷事故防止を図るため、施設や資機材を整備の上、教養・訓練を継続する必要がある。

[現状] 警察署等における災害警備に係る人材の育成：年16人（R6）

《災害対応に係る行政職員の人材育成》

- ・ 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する必要がある。

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》

- ・ 災害対策基本法に基づき、市町村に作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿については、全市町村で作成された。
- ・ 高齢者や障がい者などの災害発生時の避難支援などが迅速かつ的確に行われるよう、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供し、発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくりを促すとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別避難計画の策定を促進する必要がある。

[現状] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合：100.0% (R1)

(2) 医療・福祉等に関する人材育成

(復興防災部、ふるさと振興部、保健福祉部、教育委員会事務局)

《災害医療・救急救護・介護に関わる人材育成》

- ・ 災害発生時に、被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チームの派遣調整や活動支援など、高度な知識を有する災害医療コーディネーターを養成するための研修実施等に取り組んでいる。
- ・ 今後も、災害医療コーディネーターを確保するため、研修実施などの取組を推進する必要がある。
- ・ DMA Tの派遣体制の整備・強化を進める必要があるとともに、新興感染症等の発生時や感染拡大時に対応可能なDMA T隊員を養成する必要がある。

[現状] 介護福祉士等修学資金年間貸付人数：62人 (R1)

《災害ケースマネジメントに関わる人材の育成》

- ・ 発災時に、個別に被災者を訪問し見守りや相談支援等を行うアウトリーチ⁹人材を育成する必要がある。

《福祉避難所等における福祉的支援》

- ・ 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う、福祉専門職による災害派遣福祉チーム員は287名(48チーム相当)となっているが、所属する福祉施設等での人事異動など様々な事情により、一部のチーム員について、実際に活動することが難しくなっている。
- ・ 今後も、チーム員の募集・養成研修の実施等により、必要なチーム員を確保していくとともに、市町村や関係団体への周知のほか、派遣主体となる岩手県災害福祉広域支援推進機構の運営を通じて、派遣体制を整備・強化する必要がある。

[現状] 災害派遣福祉チーム(DWAT)数：48チーム (R6)

《要配慮者(高齢者・障がい者等)への福祉的支援》

- ・ 認知症高齢者及びその家族が安心して避難所生活を送れるよう、認知症に対する正しい知識と理解の促進を図る必要があることから、認知症サポーターの養成に取り組んだ結果、サポーター数は順調に増加しているが、今後も、認知症高齢者の増加が見込まれていることから、取組を継続する必要がある。

[現状] 認知症サポーター養成数：11,853人 (R6)

⁹ アウトリーチ：自ら支援にアクセスできない被災者のいる場所に出向き、支援につながるよう積極的に働きかける取組

《外国人への支援》

- ・ 希少言語の在留外国人が増加傾向にあることから、やさしい日本語の普及に取り組んでいるが、引き続き支援体制の整備に向け取り組む必要がある。
- ・ 災害時に対応するボランティアの育成に引き続き取り組み、今後も多言語及びやさしい日本語での情報発信に向けた取組を進めていく必要がある。

[現状] 災害時外国人サポーター：22 人（R6）

《こころのケア体制の確保》

- ・ 大規模災害等発生時に被災地域の要請に基づき、精神保健医療需要に対応できるよう、DPAT 指定医療機関との協定締結、研修や訓練参加によるチームの質の維持向上、活動に必要な資機材の整備を進めていく必要がある。
- ・ 東日本大震災津波の被災地域におけるこころのケアの取組については、国の「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）を踏まえ、将来的なあり方について検討を進める必要がある。

[現状] 災害派遣精神医療チーム（DPAT）のチーム員を対象とした研修会の実施回数（累計）：3回（R6）

《児童生徒の心のサポート》

- ・ 東日本大震災津波で被災した児童生徒等の心のサポートのために、小・中学校、県立学校（高等学校・特別支援学校）へのスクールカウンセラーの配置及び派遣を継続した。
 - ・ 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置も継続した。
 - ・ 「こころのサポート」に係る資質向上のための教員研修を実施した。
- なお、令和3年度から県立高校、令和4年度から公立中学校における「こころのサポート校内研修会」を2年に一度の悉皆研修として位置付けるなど、見直しをかけながら実施することとした。
- ・ きめ細かな心のサポートを行うための基礎データの収集を目的に、全公立小・中・高・特別支援学校を対象に、「心とからだの健康観察」を継続した。
 - ・ 臨床心理士や社会福祉士の資格を有する人材の確保に努め、県全域での人材確保とその配置を工夫した。
 - ・ 児童生徒の心のサポートを継続して行ってきた。

《感染制御研修会、各種訓練への参加、DMATなど関係機関との連携》

- ・ 感染症の集団発生により、医療救護班や後方の医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策（発生予防、拡大防止等）を実施する感染制御支援チーム（ICAT）を結成している。
- ・ 今後も、研修会や訓練を実施するなどして、災害発生時に備える必要がある。
- ・ また、感染症対策の専門的な知識を有する保健師等の専門職を育成していく必要がある。
- ・ 県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会を通し、災害発生時の連携体制の構築に努めている。
- ・ 今後も、各種訓練に参加するなどして保健活動班、疫学調査班やDMATなどとの連携について、検討を進める必要がある。
- ・ 感染症対策など、健康管理に関し県民に適切な情報提供が必要である。

[現状] 感染症対策に関する研修、訓練の実施回数：年 44 回（R6）

(3) 防災教育等の推進（復興防災部、県土整備部、教育委員会事務局）

《防災教育の推進》

- ・ 防災教育を推進するため、毎年度、県内県立学校・小中学校の管理職等を対象に、防災教育研修会を開催している。
- ・ 大規模災害に備え、学校における防災教育は極めて重要であることから、今後も防災研修会を継続して開催する必要がある。

[現状] 防災研修会の開催状況：年１回

《学校における継続的な防災訓練や防災教育等の推進》

- ・ 学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育を進めていく必要がある。
- ・ 大規模災害等が発生した際に学校教育の早期再開を支援し、子どもたちの学びの場を確保するため、専門的知識や実践的な対応力を備える教職員を育成している。

《「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進》

- ・ 改訂した復興教育副読本は、様々な自然災害について学習できる内容になっており、各学校において積極的に活用し、児童生徒の防災意識を高めていくよう働きかけている。
- ・ 学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を働きかけていく必要がある。

《出前講座等の実施》

- ・ 防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施している。

(4) 中小企業の担い手の確保・育成（商工労働観光部）

《産業人材の育成基盤強化》

- ・ 県の産業の柱であるものづくり産業においては、以前から、地域ものづくりネットワークが中心となり、技能に注目した人材育成を図ってきたが、企業からは、産業の高度化及び多様化に対応できる技術と柔軟な発想を持った人材が求められている。
- ・ 大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、こうした高度な人材がより必要になることから、育成に力を入れる必要がある。

《民間事業者の人材育成》

- ・ 民間事業者による自助・共助の取組を強化するため、民間事業者の内部でのBCPの担い手に加えて、商工会及び商工会議所が作成する事業継続力強化支援計画を通じ、地域をけん引する専門人材を各地域に育成するなど、民間における人材育成に取り組み、地域力を高める必要がある。

(5) 農林水産業の担い手の確保・育成（農林水産部）

- ・ 生産資材価格の高騰や主要魚種の不漁、高齢化の進行等による従事者の減少などの課題を抱えている中、食料供給基地としての役割を果たしていくためには、供給体制を支える担い手の確保・育成が必要である。

《リーディング経営体や新規就農者の確保・育成》

- ・ 地域農業の核となる経営体を育成するとともに、新規就農者の確保・育成や、多様な農業人材の確保に取り組む必要がある。

《林業における経営体の育成、新規就業者の確保》

- ・ 林業においては、意欲と能力のある林業経営体等の能力向上や新規就業者の確保、現場技術者の育成などに取り組む必要がある。

《水産業における経営体の育成、新規就業者の確保》

- ・ 専業漁家の経営基盤の強化や、新規就業者の受入環境の整備などにより、生産性・収益性の高い中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保に取り組む必要がある。

[現状] リーディング経営体の育成数（累計）：163 経営体（R6）

いわてアグリフロンティアスクールの修了生（累計）：557 人（R6）

いわて林業アカデミーの修了生数（累計）：126 人（R6）

中核的漁業経営体数：358 経営体（R6）

新規漁業就業者数：35 人（R6）

(6) 建設業等の担い手の確保・育成（県土整備部）

《建設業の担い手の確保・育成》

- ・ 地域の建設企業が、良質な社会資本の整備や維持管理、災害時の緊急対策等の役割を果たしていくためには、機械の維持・更新や人材の確保等について安定して取り組んでいくことや、社会経済情勢に応じた経営力・営業力の強化等が必要である。
- ・ 近年、大規模な自然災害が多発しており、地域の建設企業が災害発生時に即時に対応できる体制を確保、維持していく必要がある。
- ・ 建設業における担い手の確保・育成のため、ICTの活用等による生産性の向上や、建設キャリアアップシステム活用による処遇の改善、週休2日工事の促進等による働き方改革の一層の推進が必要である。
- ・ 高度経済成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化が加速度的に進行する中、維持管理業務を担う地方公共団体の技術系職員は減少を続けており、インフラメンテナンスを効率的・効果的に推進していく必要がある。

[現状] 災害情報伝達合同訓練等の実施回数（累計）：32 回（R6）

2-5 官民連携分野

(1) 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携（復興防災部）

- ・ 東日本大震災津波を契機に、複数市町村を対象とした広域的な県総合防災訓練を行っており、県・市町村・防災関係機関・NPO・ボランティア等の多様な主体が連携し、市町村における避難指示等の発令から避難、避難生活に至るまで多項目の訓練を実施している。
- ・ これらの訓練を通じ、県・市町村・防災関係機関等の連携を強化し、訓練から得られた成果と課題を今後の防災対策につなげていくことが必要である。
- ・ 県総合防災訓練では地域住民等に対する防災知識の普及啓発のため、炊き出し訓練をはじめとする住民参加型の訓練、家庭における備蓄品の展示等を行っている。
- ・ 災害対策本部においては、防災関係機関（通信会社、電力会社等）を現地情報連絡員として受け入れ、防災対応を行っており、引き続き、県総合防災訓練等を通じて連携の強化を図っていく必要がある。
- ・ 今後も本県の防災対応力の強化に向け、継続して効果的な訓練を行っていく。

[現状] 県総合防災訓練の実施状況：年1回

(2) 避難行動の支援（復興防災部）

- ・ 高齢者や障がい者などの災害発生時の避難支援などが迅速かつ的確に行われるよう、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供し、発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくりを促すとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別避難計画の策定を促進する必要がある。

(3) 支援物資の供給等に係る連携体制の構築（復興防災部、保健福祉部、商工労働観光部）

《支援物資の供給等に係る応援協定等の締結》

- ・ 災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等に関する応援協定等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について協力要請することとしている。
- ・ 災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数（民間企業、団体）：14 者（商工関係：R7）

《協定締結団体の協力による救援物資の受入れや緊急輸送》

- ・ 災害時の救援物資等に係る緊急輸送の円滑化を図るため、平時から物資集積拠点の管理・運営に係る事業者（岩手産業文化センター）や物流を担う団体（県トラック協会、赤帽岩手県軽自動車運送協同組合等）との協力体制を継続していく必要がある。
- ・ 災害時に迅速に救援物資等に係る緊急輸送体制を構築するため、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアル等を適宜更新し、定期的に訓練を行う必要がある。

[現状] 災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定件数：2 件（R7.6 月末現在）

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》

- ・ 災害時において、緊急車両等（物資運搬用トラックを含む）への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合との間で協定を締結している。
- ・ 協定が災害時に有効に機能するよう、随時、防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

〔現状〕 応援協定等の締結件数（県石油商業協同組合・石油連盟）：2 者（R7）

《避難所等への燃料等供給の確保》

- ・ 災害時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合と協定を締結しているほか、L P ガスや資機材の確保について協力を要請するため、県高圧ガス保安協会とも協定を締結している。
- ・ 県石油商業協同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。
- ・ 災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、避難所、病院等に設置する災害時に活用可能な石油製品・L P ガスの貯槽等の導入を進める必要がある。

〔現状〕 応援協定等の締結件数（県石油商業協同組合・石油連盟・県高圧ガス保安協会）：3 者（R7）

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

- ・ 災害等による電力不足に備えて、在宅で人工呼吸器等を使用している患者に貸与するための非常用電源装置について、難病医療拠点・協力病院が整備するための補助を行っている。
- ・ 災害時の在宅難病患者等の療養の確保に必要な非常用電源装置について、随時、充足状況等の実態把握に努め、必要に応じて医療機関へ整備・更新の働きかけを行っていく必要がある。
- ・ 災害時における透析患者への支援について、透析医療の確保を図るため「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」を策定し、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保についての具体的な対策等を定めている。
- ・ 今後も、随時、マニュアルの見直し等を実施するなど、透析医療関係機関・団体の連携強化を図る必要がある。

〔現状〕 非常用電源装置の充足率：59.7%（R6）

《災害用医薬品等の確保》

- ・ 災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、「災害時医薬品等供給体制構築のための行動マニュアル」を策定するとともに、県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会東北地域本部岩手県支部及び県薬剤師会と協定を締結するなど災害用医薬品の供給体制等を整備している。
- ・ 協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

〔現状〕 災害時協定の締結件数：4 者（R6）

(4) 応急給水の確保に係る連携体制の整備（環境生活部）

《応急給水》

- ・ 災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者に対し、応急給水資機材の整備の促進を図っている。
- ・ 災害時における飲料の確保に関する協定において、飲料水メーカーに、災害時の飲料水の確保について協力要請することとしている。
- ・ 災害時に、応急給水活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応急給水関係の協定件数（民間企業）：3社（R6）

《水道施設の応急復旧》

- ・ 円滑な応急対策のため、水道事業者による応急復旧用資機材の備蓄の促進を図っている。
- ・ 災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定において、水道工事業の団体を通じ応急復旧について協力要請することとしている。
- ・ 災害時に、応急復旧活動が円滑に行われるよう、防災訓練を継続し、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 水道施設の応急復旧に係る協定件数：2団体（R6）

(5) 災害廃棄物処理対策（環境生活部）

- ・ 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- ・ 災害が発生した場合、県と関係団体（県産業資源循環協会及び県環境整備事業協同組合）が締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理やし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

(6) 災害に備えた道路交通環境の整備（警察本部）

- ・ 災害発生時の緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等の道路障害物の除去に関し、日本自動車連盟東北本部岩手支部と覚書を取り交わし、道路障害物の排除活動に係る支援体制を確立している。
- ・ 災害発生時の信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事の実施に関し、全国交通信号工事技術普及協会及び全国道路標識・標示業協会東北支部岩手県協会と協定を締結し、被災施設の機能確保及び回復を図るための支援体制を確立している。
- ・ 今後も、災害発生時における支援・協力体制を確保するため、事業者との連携を強化する必要がある。

[現状] 道路障害物の排除活動に係る協力要請団体：1事業所（H27～）

交通安全施設の被害調査・応急復旧に係る協力要請団体：2団体（H27～）

(7) 鉄道の耐災害性確保・体制整備（ふるさと振興部）

- ・ 発災時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による橋梁や高架の耐震補強など、鉄道施設の耐災害性をより一層確保する必要がある。

(8) 情報通信利用環境の整備（ふるさと振興部）

- ・ 発災後の情報通信基盤の障害状況を把握するため、通信事業者・放送事業者と引き続き連絡体制を維持する必要がある。

(9) 防災ボランティアの活動支援（保健福祉部）

- ・ 「岩手県防災ボランティア活動推進指針」に基づく関係機関・団体とのネットワークにより、平成 28 年台風第 10 号災害や令和元年東日本台風災害、令和 7 年大船渡市林野火災では、災害ボランティアセンターを設置する社会福祉協議会と被災地で支援活動を行う N P O が連携して防災ボランティア活動を行い、被災者の生活再建に大きな役割を果たした。
- ・ 防災ボランティアによる支援が効率的に行われるよう、地域でボランティアを受け入れる力（受援力）を高めるため、行政、社会福祉協議会、N P O 等の民間団体による三者連携のネットワークの構築について、各市町村における取組を促進する必要がある。

[現状] 防災ボランティア活動推進に係る研修への参加関係機関・団体数：29 団体（R6）

(10) 災害時連携体制整備（県土整備部）

- ・ 県が所管する公共土木施設等が災害により被災した場合等における被災情報の収集や障害物除去等の応急対策業務等の実施について、建設業関連団体に協力を要請するための協定を締結し、災害時における応急対策の実施体制を構築している。
- ・ 引き続き、災害時の連携が必要とされる団体との協定の締結に取り組んでいく必要がある。
- ・ 道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた道路啓開訓練の実施を行っていく必要がある。
- ・ T E C - F O R C E（国土交通省緊急災害対策派遣隊）による被災状況把握等の高度化に対応するため、連携した取組が必要。

[現状] 災害協定締結数（県土整備部関係）：8 団体（R6）

道路啓開訓練実施数：0 回（R6）

(11) 技術職員等による応援体制の構築（農林水産部）

- ・ 大規模な災害発生時における、農地・農業用施設の被災状況調査など、市町村のみで初期対応が困難な場合の支援のため、引き続き、県と県土地改良事業団体連合会など官民共同による「農地・農業用施設災害復旧支援隊（N S S）」と M A F F - S A T（農林水産省サポート・アドバイザー・チーム）による連携した取組が必要。

[現状] 災害協定締結数（農林水産部関係）：1 団体（R1）

2-6 デジタル活用分野

(1) 災害対処能力の向上（復興防災部、警察本部）

《防災DXの推進》

- ・ 災害時に活用が想定されるドローン等を保有する県内自治体は 19 市町村（57.6%）に留まっており、人材の育成・確保や具体的な活用方策の提案等の導入支援が必要である。
- ・ 紙ベースで受付を行っている避難所対応業務など、防災分野ではアナログな仕組みが多く、災害発生時に膨大な事務が発生しており、改善策を検討する必要がある。

《警察業務における防災DXの推進》

- ・ 大規模災害発生時における救出救助活動においては、警察のほか消防・自衛隊と連携した対応が不可欠であるため、県総合防災訓練や各機関が主催する訓練に相互に参加している。
- ・ 今後も、災害対処能力の向上を図るため、訓練を通じて警察・消防・自衛隊等との関係強化を図っていく必要がある。
- ・ 各警察署において災害警備活動の中核となる人材を育成するため、全警察署の災害警備業務担当者等に対し、専門的災害警備教養・訓練を行っている。
- ・ 今後も、職員の災害警備に係る知識・技能の向上、災害に係る危機意識の醸成、受傷事故防止を図るため、施設や資機材を整備の上、教養・訓練を継続する必要がある。
- ・ 災害発生時は、災害現場の状況把握が必要不可欠であるが、これを安全かつ適切に行うため、デジタル技術を活用し、災害対応力を強化する必要がある。

[現状] 広域緊急援助隊による関係機関と連携した訓練の実施回数：年 2 回（R6）

警察署等における災害警備に係る人材の育成：年 16 人（R6）

(2) 大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等

（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

《大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等》

- ・ 盛土等に伴う災害から人命を守るため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を行うことが重要である。

(3) 医療情報のバックアップ体制の構築（保健福祉部）

《全県的な医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化》

- ・ 災害時に医療機関に保管されていた紙のカルテやサーバ等の機器が流出した経験を踏まえ、災害時においても適切な医療が提供できるよう、遠隔地へバックアップする体制構築をさらに推進していくとともに、医療情報のバックアップ体制の前提となる電子カルテの導入を推進する必要がある。

[現状] 県内の病院の電子カルテ導入状況（一部導入を含む）

: 57.1%（R5）全国 62.5%（R5）

(4) 災害に備えた道路交通環境の整備（県土整備部）

《交通安全施設等の整備》

- ・ 緊急時に円滑な通行状況を把握するため、必要な区間に路面監視カメラの設置を進める必要がある。

(5) 円滑な通行の確保（県土整備部）

《道路の通行止めや迂回路などの情報共有・運用》

- ・ 道路通行規制時における円滑な通行の確保を図るため、道路通行規制等の情報を提供・発信していく必要がある。

(6) 津波防災施設の整備等（農林水産部、県土整備部）

《海岸水門等操作の遠隔化・自動化》

- ・ 遠隔化・自動化された海岸水門等による津波防災対策をより確実なものとするため、施設整備後も適切な管理を継続していく必要がある。

(7) 港湾の耐震・耐津波強化・体制整備（県土整備部）

《港湾施設の耐震・耐津波強化対策等》

- ・ 県内の港湾が、災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を果たすことができるよう、平時より、岸壁の耐震・対津波性能の強化など、県内港湾の機能強化を推進することが必要である。

〔現状〕耐震強化を計画している岸壁の整備割合：25.0%（R6） 全国 51.6%（R4）

《港湾における機能継続体制の整備》

- ・ 県内にある重要港湾4港において、港湾機能継続計画（港湾BCP）を策定した。

〔現状〕重要港湾における港湾機能継続計画（港湾BCP）が策定されている割合
：100.0%（R6） 全国 100.0%（R6）

(8) デジタル技術の活用（県土整備部）

- ・ 国土強靱化の取組を効率的に進めるために、現場におけるドローン、AI等の活用、ICT施工の実施、遠隔監視、自動施工技術の活用等のデジタル技術の活用を推進する必要がある。

(9) 洪水ハザードマップの作成（県土整備部）

- ・ 水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定された場合には、関係市町村は洪水ハザードマップの作成が義務付けられており、全33市町村で洪水ハザードマップ（防災マップ等を含む）を作成済みである。そのうち想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成が完了した市町村は3市町村となっている。
- ・ 今後、想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの見直しについて、市町村へ助言等を行っていく必要がある。

〔現状〕洪水ハザードマップを作成した市町村：33市町村（R6）

想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成が完了した市町村：3市町村（R6）

(10) 道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（農林水産部、県土整備部）

《道路施設の老朽化対策》

- ・ 道路施設の個別施設計画は策定済みであるが、今後、新たに整備された施設を計画に追加する必要があるほか、定期点検結果等を踏まえ、計画を更新していく必要がある。
- ・ 異状が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、早期に修繕等が必要な施設が存在しており、個別施設計画に基づいて計画的な修繕等を推進する必要がある。
- ・ その他、舗装や法面、交通安全施設、道路付属物等の道路施設についても、適切な維持管理を行っていく必要がある。また、新技術やD X等を活用し、効果的・効率的な点検や修繕に取り組む必要がある。

[現状] 早期に修繕が必要な道路施設の修繕完了数（累計）

※令和7年度直近の過去5年の点検結果を基に算出

- ・ 道路橋：107 橋（R6）
- ・ 道路トンネル：36 施設（R6）
- ・ 大型道路構造物：8 施設（R6）

(11) 河川管理施設、海岸保全施設及び砂防関係施設の老朽化対策（農林水産部、県土整備部）

《河川管理施設・ダム施設の老朽化対策》

- ・ 河川管理施設及びダム施設の個別施設計画を策定済みであるが、今後新たに整備する施設等については、随時、計画に盛り込んでいく必要がある。
- ・ 策定した個別施設計画に基づき、河川管理施設及びダム施設の計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《海岸保全施設の老朽化対策》

- ・ 策定した個別施設計画に基づき、海岸保全施設の計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《砂防関係施設の老朽化対策》

- ・ 砂防関係施設の適切な機能の維持を図るため、令和2年度に個別施設計画を策定し、点検や計画的な修繕を進めている。
- ・ 今後も、点検や計画的な修繕を進めるほか、新技術やD X等を活用し、効果的・効率的な点検や修繕に取り組む必要がある。

(12) 建設業等の担い手の確保・育成（県土整備部）

《建設業の担い手の確保・育成》

- ・ 地域の建設企業が、良質な社会資本の整備や維持管理、災害時の緊急対策等の役割を果たしていくためには、機械の維持・更新や人材の確保等について安定して取り組んでいくことや、社会経済情勢に応じた経営力・営業力の強化等が必要である。
- ・ 近年、大規模な自然災害が多発しており、地域の建設企業が災害発生時に即時に対応できる体制を確保、維持していく必要がある。

《デジタル技術を活用した人材の確保・育成》

- ・ 建設業における担い手の確保・育成のため、ＩＣＴの活用等による生産性の向上や、建設キャリアアップシステム活用による処遇の改善、週休２日工事の促進等による働き方改革の一層の推進が必要である。
- ・ 高度経済成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化が加速度的に進行する中、維持管理業務を担う地方公共団体の技術系職員は減少を続けており、インフラメンテナンスを効率的・効果的に推進していく必要がある。

[現状] 県営建設工事におけるＩＣＴ活用工事の実施件数（累計）：212 件（R6）

(13) 災害時連携体制整備（県土整備部）

《災害時の連携が必要とされる団体との協定締結》

- ・ 県が所管する公共土木施設等が災害により被災した場合等における被災情報の収集や障害物除去等の応急対策業務等の実施について、建設業関連団体に協力を要請するための協定を締結し、災害時における応急対策の実施体制を構築している。
- ・ 引き続き、災害時の連携が必要とされる団体との協定の締結に取り組んでいく必要がある。
- ・ 道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた道路啓開訓練の実施を行っていく必要がある。
- ・ T E C－F O R C E による被災状況把握等の高度化に対応するため、連携した取組が必要。

[現状] 災害協定締結数（県土整備部関係）：8 団体（R6）

道路啓開訓練実施数：0 回（R6）

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

第4章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、岩手県の強靱化に向けて、主に県が取り組むべき、「起きてはならない最悪の事態」ごとの対応方策は別紙3（197 ページ）、施策分野ごとの対応方策（119 施策）は次のとおりです。

対応方策として掲げた施策のうち、影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用の視点を踏まえ、計画期間において優先して取り組む施策を総合的に勘案し、44 の重点施策として選定しました。

なお、施策分野ごとの指標一覧は別紙4（239 ページ）のとおりです。また、44 の重点施策に対応する81 の目標指標をK P Iに位置付け、毎年度の進捗管理を行っていきます。

第3期岩手県国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業一覧は、別冊のとおりです。

＜重点施策の選定の視点＞

① 影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時に、どの程度重大な影響を及ぼすか
② 緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか
③ 進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか、これまで以上に向上させる必要があるか
④ 平時の活用	災害時のみならず、平時において、どの程度活用できるか

※ 重点施策については、**重点**と表示しています。

1 個別施策分野

1-1 行政機能・情報通信・防災教育分野

<取組の方向>

- ・ 大規模自然災害発生時に行政・警察・消防機能や情報通信機能を維持するため、災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化、避難体制整備、災害警備本部機能の強化、災害に備えた道路交通環境の整備、地域の消防力の強化、消防機関の連携体制整備、情報通信利用環境の整備などに取り組みます。
- ・ 学校施設等の安全性を確保し、避難場所としての防災機能を強化するため、学校施設・公立社会体育施設等の耐震化などに取り組むとともに、災害発生時に的確な判断・行動をできる力を育成するため、防災教育の推進などに取り組みます。
- ・ 近年の災害を踏まえ、孤立集落を想定した防災訓練の実施などに取り組みます。
- ・ 行政機能・情報通信・防災教育分野においては、これら 29 施策を推進します。

1 行政機能

(1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化（総務部、県土整備部） **重点**

《県庁舎の強化》

- ・ 地区合同庁舎については、令和 6 年度末現在において 19 棟すべてが耐震化済みとなっている。
- ・ 県庁舎については、令和 5 年度の耐震診断結果から、知事局棟、渡り廊下棟、議会棟のいずれについても現行の耐震診断基準及び防災拠点としての耐震性能を有していないことから、耐震化・長寿命化に向けて、県庁舎再整備の検討を進める。
- ・ 防災拠点としての機能を強化するため、上下水道管等ライフラインの耐震診断についても検討を進める。
- ・ 電力供給停止の長期化に備え、72 時間以上の稼働時間を確保するために必要な燃料を常時確保する。
- ・ 浸水時の土嚢や排水ポンプ等を用いた応急対策を推進する。
- ・ 大規模改修時に、上層階への電気室及び機械室の移設等を検討する。

《市町村庁舎の強化》

- ・ 大地震等の大規模災害時における市町村の災害対策本部機能を確保するため、市町村に対し助言等を行い、市町村が国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用して実施する庁舎の耐震化を促進する。

(2) 避難体制整備（復興防災部） **重点**

《防災体制の強化及び避難行動の周知》

- ・ 市町村が全庁をあげて役割分担する防災体制を構築できるよう、市町村職員防災対応研修において県の災害対策本部支援室の概要を説明するなど、市町村の体制整備を促進する。
- ・ 災害時にとるべき避難行動について、県広報誌等により住民への周知を行う。

《避難指示等発令基準の策定》

- ・ 洪水災害へ対応するため、避難指示等発令基準の策定を働きかけるとともに、発災時に円滑に市町村が避難指示等の発令を行えるよう、継続して助言等を行っていく。

(3) 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（復興防災部）

《広域防災拠点の配置、防災拠点の充実》

- ・ 「広域防災拠点運用マニュアル」に基づく広域防災拠点の運用を行う。

《非常物資の備蓄体制の強化》

- ・ 令和5年度（6年3月）に、復興道路の整備や復興まちづくりの進捗に伴う広域防災拠点配置計画等の見直しを行い、広域的な防災体制の充実を図ったところであり、引き続き、現在拠点として位置付けている施設において、各施設の緊急時対応者一覧の整備、災害備蓄物資の維持管理など、適切な運用を図る。
- ・ 能登半島地震など近年頻発する災害における教訓等を踏まえ、避難所環境及び多様なニーズに応じた物資の整備等に係る「岩手県災害備蓄指針」の見直し等を行う。

(4) 県外自治体との広域応援・受援体制の整備（復興防災部）

《北海道・東北8道県相互応援ガイドラインに係る組織・実施体制等の検討》

- ・ 広域応援・受援に係る組織や実施体制の改善について、平成27年3月に策定した「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援ガイドライン」を令和4年4月に改正し、連絡会議を開催するなど平時から連携体制の構築を行っていく。
- ・ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」の見直しの動向や熊本地震、能登半島地震の支援等の際に得られた教訓や課題を踏まえ実態に即した応援が適切に行えるよう、岩手県災害時受援応援計画の見直しを検討していく。

(5) 技術職員等による応援体制の構築（ふるさと振興部）

《必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みの構築に向けた国への働きかけ》

- ・ 現在の法律に基づく職員派遣制度を有効に機能させるため、国による任期付職員の一括採用や、令和2年度から導入された復旧・復興技術支援職員確保システムの効果的な運用や、保健師等への対象職種の拡大など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、引き続き国に働きかけていく。

(6) 災害対処能力の向上（復興防災部）

《災害対応に係る行政職員の人材育成》

- ・ 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。

《防災DXの推進》

- ・ 新たな災害情報システム等の情報収集・研究や災害時のドローンの利用促進など、災害対応に係る様々な場面でデジタル技術を活用し、災害対応力を強化する防災DXに取り組む。

(7) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進（復興防災部）

《犠牲者ゼロを目指した総合的な地震・津波防災対策の推進》

- ・ 市町村における津波防災体制の充実・強化を図るため、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく各種計画の作成や津波避難計画、避難情報発令基準などの見直しを支援する。
- ・ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などの今後起こり得る地震・津波に備え、迅速な避難行動や、防寒着やカイロ等を非常時の持出品に加えるなどの避難時における防寒対策など、いざという時に自らの身を自らで守れるよう、防災上必要な教育及び広報により、県民の避難意識や防災意識の向上を図る。
- ・ 令和7年7月に発生したカムチャツカ半島地震により本県に発令された津波警報対応において、暑い中での避難や避難所等での対策が課題となったことから、暑さ対策を検討する。
- ・ 市町村が地震津波対策に円滑に取り組むことができるよう、国の予算編成等の動向を注視しつつ、国の交付金の活用など、市町村の財政負担を軽減しながら地震・津波対策を推進する。
- ・ 自主防災組織等が主体となった避難訓練や、避難行動要支援者の個別避難計画、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等への支援、避難場所、避難経路等の整備の促進など、あらゆる主体と連携しながら、自助・共助・公助の取組を組み合わせ、総合的な地震・津波防災対策を推進する。

2 警察

(1) 災害警備本部機能の強化（警察本部） **重点**

《警察本部及び警察署における災害警備計画の策定》

- ・ 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成する。

《警察施設の整備》

- ・ 警察施設が、大規模災害発生時における災害警備活動及び治安維持活動拠点として必要な機能を果たすことができるよう、施設の老朽度に応じて、計画的な建替え又は修繕による整備を推進する。

《代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練》

- ・ 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態に備え、代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練を行う。

《職員の非常招集訓練》

- ・ 執務時間外に災害が発生した場合であっても、迅速に災害警備体制の確立が図られるよう、職員の非常参集訓練、安否確認訓練を行う。

(2) 災害対策用装備資機材等の更新整備（警察本部）

《衛星携帯電話の機能維持》

- ・ 災害時の非常連絡手段として警察本部（通信指令課、警備課及び機動隊）及び全警察署に配備している衛星携帯電話について、非常時において適切に使用できるよう機能維持を図る。

《非常食の備蓄》

- ・ 災害発生初期から現場で活動する職員に、後方支援体制が整うまでの間に支給する非常食について、災害発生時に迅速・的確に供給できるよう、更新計画に基づき、備蓄を行う。

(3) 災害対処能力の向上（警察本部）

《警察・消防・自衛隊の関係強化》

- ・ 大規模災害発生時における救出救助活動において、警察・消防・自衛隊の連携した対応が不可欠であることから、県総合防災訓練や各機関主催の合同訓練への参加を通して、相互の関係強化による災害対処能力の向上を図る。

《警察署等の災害警備担当者等に対する訓練の実施》

- ・ 災害警備活動の中核となる人材を育成するとともに、職員の災害警備に係る知識・技能の向上及び災害に対する危機意識の醸成を図るため、専門的災害警備訓練に係る施設や資機材を整備し、警察署等の災害警備担当者等に対する教養・訓練を行う。

《警察業務における防災DXの推進》

- ・ 災害現場におけるドローンを活用した災害関連情報収集など、デジタル技術を活用し、災害対応力を強化する防災DXに取り組む。

(4) 災害に備えた道路交通環境の整備（警察本部）

重点

《信号機電源付加装置の整備》

- ・ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、停電時に自動的に信号機へ電力を供給する信号機電源付加装置（以下「装置」という。）について、国の特定交通安全施設等整備事業に係る補助金を活用し、主要幹線道路又は主要幹線道路と災害応急対策の拠点とを連絡する道路に設置されている信号機を対象に、交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路から優先して整備を進める。

また、老朽化による停電時の動作不良を防止するため、装置の更新整備を合わせて推進する。

《事業者等との協定締結等による連携強化》

- ・ 災害発生時、緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等道路障害物の排除活動や、信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事に係る支援体制を確立するため、現在事業者等と結んでいる協定を継続し、より連携を強化する。

《緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導》

- ・ 災害発生により、車両の通行を禁止又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等への指導を行う。

(5) 被留置者の逃走・事故防止（警察本部）

《留置場非常計画の策定、護送訓練の実施》

- ・ 大規模災害等の非常時における被留置者の逃走等を防止するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律と関係規程に基づき、県内留置施設（本部直轄留置施設及び11 警察署留置施設）において、個別に「留置場非常計画」を策定し、同計画に基づき護送訓練を行う。

3 消防

(1) 地域の消防力の強化（復興防災部） **重点**

《消防本部・消防署等庁舎の強化》

- ・ 消防本部・消防署等の庁舎については、地震等の災害発生時においても防災拠点としての役割を果たすことができるよう、設置する市町村等に対して財政支援制度等について情報提供を行いながら、耐震化を促進するとともに、電力・ガスなどのエネルギーの確保等を強化する。

《消防団活動の充実強化》

- ・ 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や効果的な活動に向けた装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

(2) 防災ヘリコプターの円滑な運航の確保（復興防災部）

《防災関係機関相互の連携体制の確立》

- ・ 岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するとともに、大規模災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図る。

(3) 救急・救助活動等の体制強化（復興防災部）

《救急救命士に対する研修会の開催》

- ・ 救急救命士の処置範囲の拡大に的確に対応した講習等を実施するほか、救急救命士の資質向上を図るための研修会を実施する。

(4) 防火対策（復興防災部）

《消防設備士、危険物取扱者の免状業務や講習の実施》

- ・ 消防設備士、危険物取扱者の免状業務や技術向上等を図るための講習の実施を通じて、火災や危険物事故の未然防止を図る。

《消火資機材の充実強化》

- ・ 市町村及び消防本部に対し、国の緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用により、消火活動に使用する車両資機材の整備を促していく。

(5) 消防機関の連携体制整備（復興防災部） **重点**

《緊急消防援助隊ブロック合同訓練等への参加》

- ・ 毎年度実施されている緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練等に参加し、他県部隊との連携や災害対応力の向上を図る。

《緊急消防援助隊増隊の促進》

- ・ 大規模な災害発生に備え、国の「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の改正を踏まえ、令和10年度末までに目標とされる登録隊数に増隊するとともに、その隊数の維持に努める。

(6) 林野火災警報の適切な運用（復興防災部）

《林野火災警報の適切な運用》

- ・ 市町村又は消防本部が林野火災警報等を発令した場合、必要に応じて県においても広報・周知を図る。

4 教育

(1) 学校施設・公立社会体育施設等の耐震化

（ふるさと振興部、商工労働観光部、教育委員会事務局） **重点**

《公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化等》

- ・ 学校施設の安全確保及び避難場所としての防災機能強化を図るため、県立学校（中学校・高等学校・特別支援学校）の老朽化対策や長寿命化改修等を推進するとともに、公立小中学校施設等の耐震対策や吊り天井等非構造部材の落下防止対策等の取組を促進する。

《私立学校の耐震化》

- ・ 私立学校施設の安全性を確保するため、国の補助制度等を活用し、私立学校が行う計画的な耐震診断や耐震改修（補強）等の取組を支援する。

《県立職業能力開発施設の耐震化》

- ・ 老朽化した県立職業能力開発施設（耐震診断の結果、改築を視野に入れた総合的な検討が必要とされた宮古高等技術専門校の体育館等）について、必要な改修工事等の検討を進める必要がある。

(2) 学校防災体制の確立（教育委員会事務局）

《危機管理マニュアルの見直し・検証》

- ・ 学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかける。

《学校防災に関わる指導助言、専門家派遣》

- ・ 学校防災に関わる指導助言を行うとともに、学校に防災の専門家を派遣し、学校防災体制の充実を図る。

《学校における継続的な防災訓練や防災教育等の推進》

- ・ 学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育を推進する。

《災害時学校支援体制構築事業の充実》

- ・ 災害時の学校運営に関する専門的知識や実践的な対応力を備える教職員を育成する。

- ・ 学校支援チームを設置し、教職員間でのノウハウの共有や連携強化を図る。

(3) 防災教育の推進（復興防災部）

《防災教育に携わる教員への研修》

- ・ 防災教育を推進するため、毎年度、県内県立学校や小中学校の管理職等を対象に、防災教育研修会を開催する。

(4) 「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進（教育委員会事務局）

《復興教育副読本を活用した学習促進》

- ・ 災害発生時に児童生徒が的確な判断・行動をできる力を育成するため、各学校における復興教育副読本を積極的に活用した学習を促進する。

《地域連携型の防災教育の推進》

- ・ 学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を進める。

5 情報通信

(1) 行政情報通信基盤の耐災害性強化（ふるさと振興部）

《市町村の行政情報通信基盤の耐災害性強化》

- ・ 庁舎被災時においても行政機能が停止することがないように、対応方策等について必要な情報提供を行う。

《県の行政情報通信基盤の耐災害性強化》

- ・ 災害による行政データ消失に備え、確実なデータ保管・バックアップを行うため、県が保有する行政データの遠隔地バックアップ体制のあり方について、必要性を含め検討する。

(2) 情報通信利用環境の整備（ふるさと振興部） **重点**

《携帯電話等エリア整備》

- ・ 災害時に有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消するため、国の携帯電話等エリア整備事業を活用して携帯基地局を整備する市町村を支援するとともに、通信事業者への働きかけを行う。

《民放ラジオ難聴解消》

- ・ 災害時に多くの住民に対し情報伝達を行うため、国の民放ラジオ難聴解消支援事業を活用して中継局の整備を行う市町村を支援するなど、ラジオの難聴解消に取り組む。

《ブロードバンド利用環境整備》

- ・ 国の高度無線環境整備推進事業を活用して超高速ブロードバンドを整備する市町村を支援するとともに、条件不利地域の超高速ブロードバンド整備や設備の維持について、国に継続的な財政支援を求めていく。

《通信事業者・放送事業者との連携》

- ・ 発災後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、引き続き通信事業者・放送事業者との連絡体制を維持する。

6 訓練・連携体制

(1) 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携（復興防災部）

《関係機関の連携強化、総合防災訓練の実施》

- ・ 東日本大震災津波を契機に、複数市町村を対象とした広域的な県総合防災訓練を行っており、県・市町村・防災関係機関・NPO・ボランティア等の多様な主体が連携し、市町村における避難指示等の発令から避難、避難生活に至るまでの多項目の訓練を実施する。
- ・ また、災害対策本部においては、防災関係機関（通信会社、電力会社等）を現地情報連絡員として受け入れ、防災対応を行っており、引き続き、県総合防災訓練等を通じて連携の強化を図っていく。

(2) 防災訓練の推進（復興防災部）

《市町村の災害対応能力向上や住民の防災意識の醸成》

- ・ 県総合防災訓練を通じて、訓練実施地域の市町村の災害対応能力向上や住民の防災意識の醸成を図る。

《市町村の図上訓練等に係る支援》

- ・ 市町村における災害対応力強化に向け、県職員派遣により、市町村職員防災対応研修会の開催に係る支援を行う。

(3) 学校における継続的な防災訓練や防災教育等の推進（教育委員会事務局）

《継続的な防災訓練や防災教育の推進》

- ・ 学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育を推進する。

(4) 孤立集落を想定した防災訓練の実施等（復興防災部） **重点**

《県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練の実施》

- ・ 県総合防災訓練において、孤立可能性集落からの救助を想定した訓練を実施する。

《孤立可能性集落対策》

- ・ 国が実施する孤立集落に係る調査も踏まえ、詳細な実態調査を進め、集落ごとのリスクの見える化を図り、市町村の取組を促進する。

(5) 水道災害訓練（環境生活部）

《防災訓練による連携強化》

- ・ 防災訓練により水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧・応急給水の協定締結先と情報連絡体制の確認を行い、連携の強化を図る。

【指標（14 指標）】 ■（指標名）：（目標値）【（現状値）】

■市町村庁舎の耐震化率：98.8%【2023 年度実績 92.9%】

■津波避難対策緊急事業計画を策定している沿岸市町村の数（累計）

：8 市町村【2024 年度実績 4 市町村】

■災害警備拠点警察施設整備数（累計）：171 箇所【2024 年度実績 159 箇所】

■災害警備に係る教養・訓練修了者数（累計）：350 人【2024 年度実績 260 人】

■停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数（累計）

：120 台【2024 年度実績 97 台】

■救急救命士の生涯教育における県単位研修会への参加人数（累計）

：1,000 人【2023 年度実績 228 人】

■消防設備士講習の受講者数（累計）：2,750 人【2024 年度実績 566 人】

■緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加回数（累計）：5 回【2024 年度実績 1 回】

■緊急消防援助隊登録数：114 隊【2024 年度実績 105 隊】

■私立学校の耐震化率：96.5%【2024 年度実績 93.0%】

■携帯電話不感地域人口：268 人【2024 年度実績 364 人】

■県総合防災訓練の実施回数（累計）：5 回【2024 年度実績 1 回】

■県総合防災訓練実施地域市町村数（累計）：17 市町村【2024 年度実績 2 市町村】

■県総合防災訓練における孤立可能性集落からの救助を想定した訓練の実施回数（累計）

：5 回【2024 年度実績 1 回】

1－2 住宅・都市分野

＜取組の方向＞

- ・ 大規模自然災害発生時に住宅被害を最小限に抑え、都市機能を維持するため、住宅・大規模建築物の耐震化、市街地整備、水道施設の防災機能の強化、内水危険箇所の対策などに取り組めます。
- ・ 近年の災害を踏まえ、下水道施設の防災機能の強化などに取り組めます。
- ・ 住宅・都市分野においては、これら 10 施策を推進します。

(1) 住宅・大規模建築物の耐震化等（復興防災部、県土整備部） 重点

《住宅・ブロック塀等の耐震化等》

- ・ 住宅の耐震化を一層促進するため、所有者に対する耐震化の啓発や周知を行うほか、国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、市町村と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施するとともに、倒壊のおそれのあるブロック塀等の耐震化や除却等の安全対策を促進する。

《住宅・建築物の耐震・耐風対策》

- ・ 地震や強風時における屋根ふき材等の落下や飛来物による被害を抑制するため、国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、市町村と連携しながら安全対策を促進する。

《大規模建築物の耐震化》

- ・ 大規模建築物の耐震化を促進するため、所有者に対する耐震化の啓発や周知を行うほか、国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、市町村と連携を図りながら、民間所有の大規模建築物への耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施する。

《発災時の応急仮設住宅の確保等》

- ・ 発災時において速やかな応急仮設住宅の供給が可能となるよう、プレハブ建築協会をはじめとした建設関係団体との協定を継続し、情報共有を図る。
- ・ 被災者への速やかな住宅情報等の提供が可能となるよう、県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会岩手本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定を継続し、情報共有を図る。
- ・ 発災時において速やかに応急仮設住宅の建設用地が確保できるよう、市町村における災害リスクの有無を含めた応急仮設住宅建設候補地の指定を促進する。

(2) 公営住宅の老朽化対策等（県土整備部）

《個別施設計画の策定と老朽化対策等》

- ・ 国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づき、公営住宅の計画的で効率的な維持管理と老朽化対策を推進する。
- ・ 水害や土砂災害等により被害を受けるおそれのある既存公営住宅について、国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等を活用して、移転や防災対策等を推進する。

(3) 市街地整備（県土整備部） **重点**

《幹線街路整備》

- ・ 市街地における避難路の確保及び火災の延焼拡大防止等のため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、国や市町村と連携を図りながら都市計画道路の整備を推進する。

《都市公園における防災対策》

- ・ 発災時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備促進のため、市町村が実施する整備事業に対して、助言等を実施する。

《市街地等の幹線道路の無電柱化》

- ・ 電柱の倒壊による交通の遮断を防ぐため、国の補助金等を活用し、電線管理者の理解と協力を得ながら市街地等の幹線道路における電線共同溝の整備を推進する。

《災害に強い市街地の形成等》

- ・ 災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、立地適正化計画の強化（防災を主流化）や防災移転支援計画制度の活用等による移転を推進する。
- ・ 津波避難タワー等の整備や市街地再開発事業等による不燃化促進、緊急車両のアクセシビリティの向上、都市機能や居住の移転、防災機能強化を促進する。
- ・ 市街地開発事業の計画策定段階における合意形成の徹底と、事業計画の適正化を図るよう助言等を行っていく。

(4) 都市公園施設の老朽化対策（県土整備部）

《都市公園施設の老朽化対策》

- ・ 計画的で効率的な維持管理等を推進していくため、国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等を活用し、計画に基づく老朽化対策や適切な維持管理を着実に推進する。

(5) 空き家対策（県土整備部）

《不良住宅等の解体》

- ・ 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村が国の密集市街地総合防災事業や空き家対策総合支援事業等を活用して実施する不良住宅等の解体について支援する。

《空き家の活用》

- ・ 不良住宅等の発生抑制のため、利用可能なものは活用するとの考えのもと、空き家対策総合支援事業等を活用して、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進等のまちづくり・住まいづくり、空き家活用の取組を担う人材育成やサポート体制の構築等の総合的な空き家対策を支援する。

(6) 水道施設の防災機能の強化（環境生活部） **重点**

《水道施設の計画的な老朽化・耐震化対策》

- ・ 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を促進する。

(7) 災害時等における下水道復旧支援に関する協定（県土整備部）

《県と市町村との連絡体制強化》

- ・ 災害時の支援が有効に機能するよう、平時より情報連絡訓練を行うなど、県と市町村との連絡体制強化を図る。

(8) 下水道施設の防災機能の強化（環境生活部、県土整備部） **重点**

《下水道施設の地震対策》

- ・ 下水道施設の地震による被害を防止するため、国の補助制度を活用し、市町村下水道や県流域下水道が行う計画的な耐震診断や耐震改修（補強）等の取組を支援（実施）する。

《下水道施設の浸水対策》

- ・ 下水道施設の浸水による機能停止を防止するため、浸水防止対策について、改築時に実施を検討するとともに、市町村に対しても助言等を実施する。

《下水道BCPの見直し》

- ・ 国土交通省より示された「下水道BCPマニュアル 2022 年版（自然災害編）」を基に各市町村で実施する下水道BCPの見直しについて助言等を行う。

《下水道施設の老朽化対策》

- ・ 公衆衛生確保のため、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する老朽化対策事業の促進を図られるよう、必要な助言等を実施する。

《ストックマネジメント計画の見直し》

- ・ 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、ストックマネジメント計画の見直しを行う。

《合併浄化槽への転換及び浄化槽台帳システムの整備》

- ・ 公衆衛生確保及び生活環境の保全のため、市町村が国の循環型社会形成推進交付金及び県の補助金を活用して実施する浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業により、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換及び浄化槽処理促進区域への合併浄化槽の導入の促進を図られるよう、必要な助言等を実施する。
- ・ 浄化槽の設置及び維持管理状況について正確に把握するため浄化槽台帳システムを整備し、災害対応能力強化を図る。

(9) 内水危険箇所の対策（県土整備部） **重点**

《内水危険箇所のソフト対策》

- ・ 内水ハザードマップの作成に向け、市町村による国の防災・安全交付金等を活用した浸水区域図の作成を促進するため、作成勉強会等の開催等により、市町村の取組を支援する。
- ・ 作成済み市町村に対しては、既存ハザードマップの見直し等を支援する。

《内水危険箇所のハード対策》

- ・ 浸水被害の可能性のある家屋の解消のため、市町村が行う国の防災・安全交付金等を活用して実施する事業に対して、助言等を実施する。

《内水に対する住宅等の安全対策》

- ・ 内水により被害を受けるおそれのある住宅について、市町村と連携して、所有者に対して危険性の周知を行うほか、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、危険住宅の除却及び移転住宅の建設への補助等を実施する。

(10) 大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等（環境生活部、農林水産部、県土整備部）
《大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等》

- ・ 盛土等に伴う災害から人命を守るため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を進める。

【指標（9指標）】 ■（指標名）：（目標値）【（現状値）】

- 住宅の耐震化率（推計値）：91.0%【2023年度実績 86.1%】
- 応急仮設住宅建設候補地について選定または選定に向けた検討をしている市町村数：33市町村【2025年度実績 21市町村】
- 防災公園数（累計）：76箇所【2023年度実績 73箇所】
- 電線共同溝整備延長（累計）：33.9km【2024年度実績 31.4km】
- 空家等対策計画策定市町村数（累計）：33市町村【2024年度実績 27市町村】
- 水道基幹管路の耐震適合率：55.7%【2023年度実績 49.7%】
- 耐震適合性のある水道基幹管路の整備延長：1,559,130m【2023年度実績 1,439,130m】
- 浄水場・配水場耐震化計画策定率：100%【2023年度実績 48.3%】
- 内水ハザードマップ作成勉強会の開催回数（累計）：5回【2024年度実績 1回】

＜取組の方向＞

- ・ 大規模自然災害発生時に病院や社会福祉施設等の機能を維持するため、病院・社会福祉施設等の耐震化、医療情報のバックアップ体制の構築などに取り組みます。
- ・ 災害時に円滑な避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿の作成・活用、要配慮者等への支援などに取り組みます。
- ・ 保健医療・福祉分野においては、これら 11 施策を推進します。

(1) 病院・社会福祉施設等の耐震化（保健福祉部） **重点**

《病院の耐震化》

- ・ 災害拠点病院については、全て耐震化済みであるが、未耐震の医療施設については、継続して国の医療提供体制施設整備交付金等を活用した施設改修等の促進を図る。

《社会福祉施設等の耐震化》

- ・ 災害発生時に避難が困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用した介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進する。

(2) 災害時における医療提供体制の構築（保健福祉部）

《災害拠点病院の体制強化》

- ・ DMA T機能強化のため、国主催の研修への参加や県独自の養成研修の実施を継続し、災害医療に対応できる人材の育成を図る。

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

- ・ 県内の非常用電源装置を必要とする在宅難病患者数や当該患者への非常用電源装置の確保状況を調査し、必要に応じて、患者に貸与するための非常用発電の整備について、医療機関への働きかけなどを行う。
- ・ 災害時における透析患者への支援を行うため、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保等について定めた「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」が災害時に有効に機能するよう、随時、見直しを実施するなど、透析医療関係機関・団体との連携強化を図る。

《災害時における医療機能の維持》

- ・ 医療機関において、非常電源施設の確保を進める。
- ・ 医療機能を支えるため、水や燃料が優先的に配分されるよう関係機関との協力体制を構築するとともに、事業継続計画の策定等により事業継続性を確保する。

《被災地内で対応が困難な重症患者の対応》

- ・ 被災地内で対応が困難な重症患者を治療するための拠点・施設等の強化に要する設備等について、平時活用策も含め整備の必要性を検討する。

(3) 医療情報のバックアップ体制の構築（保健福祉部） **重点**

《全県的な医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化》

- ・ 各保健医療圏における医療・健康情報の共有基盤整備や、国の医療DXによる電子カルテ情報共有サービスの活用促進など、県内の医療情報連携を推進するなかで、医療情報のバックアップ体制の前提となる電子カルテ導入が各病院で図られるよう取り組む。

(4) ドクターヘリの運航確保（保健福祉部）

《専用場外離着陸場の整備、ランデブーポイントの確保》

- ・ 救命率の向上を図るため、引き続き県全域でのドクターヘリの運用を行う。
- ・ ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、専用の場外離着陸場の整備やランデブーポイントの確保等を進める。

《他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援》

- ・ 他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援体制を強化し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の充実を図る。

《ドクターヘリ出動事例の事後検証会の定期的な開催》

- ・ ドクターヘリと消防機関との連携の緊密化及びヘリ運用の習熟を目的として、ドクターヘリ出動事例の事後検証会を今後も定期的に開催し、効果的な運用を図る。

(5) 災害ケースマネジメントの体制整備（復興防災部）

《相談支援体制の構築》

- ・ 災害ケースマネジメントガイドライン（R7 策定予定）に基づき、既存の福祉施策の体制の活用・連携の促進や、専門士業団体、NPO等民間団体と連携した相談支援体制の構築など市町村における災害ケースマネジメントの体制の一層の充実を図る。

(6) 避難所の環境改善（復興防災部）

《避難所運営マニュアル作成モデルの改定》

- ・ スフィア基準に基づく生活空間の確保、食事の質の確保など、避難所における良好な生活環境の確保を新たに盛り込んだ「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」の周知により、市町村における避難所の環境改善を促進する。

(7) 福祉避難所の指定・協定締結（復興防災部）

《市町村職員を対象とした研修会等の実施、市町村の取組促進》

- ・ 全ての市町村において、災害時に円滑な福祉避難所の設置・運営を行えるよう、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施するとともに、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を有する事業者との協議や福祉避難所の開設に備え、更なる福祉避難所の確保や必要な物資の確保等を促すなど、市町村の取組を促進する。

(8) 避難行動要支援者名簿の作成・活用（復興防災部） **重点**

《市町村職員を対象とした研修会等の実施、市町村の取組促進》

- ・ 災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会の開催等により、各市町村への情報提供や助言を行い、避難行動要支援者名簿の活用や、具体的な避難方法等を定めた個別避難計画の作成など、発災時に適切な避難支援を行うことができる体制づくりに向けた市町村の取組を促進する。

(9) 感染症対策（保健福祉部）

《感染制御支援チーム構成員の追加・拡充》

- ・ 感染症に係る専門研修機関等への計画的な派遣を行い、地域バランス等も考慮した、感染制御支援チーム構成員の追加・拡充を図る。

《県民への適切な情報提供》

- ・ 感染症の特性に応じた基本的な感染対策の実施や感染症に係る正しい知識など、健康管理に関し県民に適切な情報提供を行う。

《感染制御研修会、各種訓練への参加、DMATなど関係機関との連携》

- ・ 県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会、各種訓練への参加を通し、DMATなど関係機関との連携を図り、災害発生時の体制の構築を図る。

《医療提供体制、検査体制の整備・充実》

- ・ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた、新興・再興感染症への対応として、医療提供体制や検査体制の整備・充実を図る。

《保健所の体制強化》

- ・ 災害の発生や新興・再興感染症の発生・感染拡大を見据え、保健所の保健師の増員を図り、保健所の体制を強化する。
- ・ また、感染症に係る専門研修機関への派遣やICATによる研修等により、感染症対策の専門的な知識を有する保健師等の専門職の育成を図る。

(10) 要配慮者等への支援

（復興防災部、ふるさと振興部、環境生活部、保健福祉部、教育委員会事務局） **重点**

《要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における防災体制の強化》

- ・ 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）に対し、立地条件等の情報提供を行う。
- ・ 非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する定期的な点検と指導・助言を行う。
- ・ 非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について、要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の特徴に応じたマニュアルの作成や先進的取組事例の情報提供を行う。

《要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における避難行動の支援》

- ・ 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）に対する避難情報の正確な知識の周知を徹底する。
- ・ 地域と連携した避難体制整備に向け、先進的取組事例等の情報提供や、地域と連携した避難訓練等の実施に対する支援、協力を行う。
- ・ 同一市町村内に立地している県所管要配慮者利用施設（社会福祉施設等）と市町村等所管の同施設の間で、非常災害対策等について情報共有を行う。

《福祉避難所の指定・協定締結》

- ・ 全ての市町村において、災害時に円滑な福祉避難所の設置・運営を行えるよう、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施するとともに、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を有する事業者との協議や福祉避難所の開設に備え更なる福祉避難所の確保や必要な物資の確保等を促すなど、市町村の取組を促進する。

《福祉避難所等における福祉的支援》

- ・ 大規模災害時に、避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、研修や訓練等を実施し、チーム員の確保やスキルアップを図るほか、避難所を運営する市町村や関係団体にチームについて周知し、チームの活動する環境の整備を推進する。
- ・ 要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）への支援について明記した「市町村避難所運営マニュアル作成モデル（H26.3）」や「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン（R2.7）」の適時適切な改訂を通じて、市町村の円滑な避難所運営体制の構築に向けた取組（「避難所運営マニュアルの策定」、「住民と連携した避難所運営訓練の実施」等）を支援する。

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

- ・ 県内の非常用電源装置を必要とする在宅難病患者数や当該患者への非常用電源装置の確保状況を調査し、必要に応じて、患者に貸与するための非常用発電の整備について、医療機関への働きかけなどを行う。
- ・ 災害時における透析患者への支援を行うため、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保等について定めた「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」が災害時に有効に機能するよう、随時、見直しを実施するなど、透析医療関係機関・団体との連携強化を図る。

《要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援》

- ・ 住民主体の介護予防や通いの場の充実に向けた市町村の取組を支援し、高齢者の自発的な参加意欲に基づく、継続性のある、効果的な介護予防の取組を促進する。
- ・ 認知症の人を見守り、支え合う地域づくりを進めるため、県高齢者総合支援センターによる認知症サポーター養成講座の開催を継続し、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図る。
- ・ 災害時等において介護老人福祉施設や障害福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援する。
- ・ 特別養護老人ホームの計画的整備や、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護事業所などの居住系サービス基盤の整備を行う市町村の取組を支援する。
- ・ 災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金を活用した障害福祉施設等整備への支援を行う。
- ・ 障がい者及びその家族が安心して避難生活を送れるよう「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の積極的な周知を図るなど、広く県民に障がいの理解を深める取組を推進する。

《災害時における福祉機能の維持》

- ・ 福祉施設において、給水設備及び非常用自家発電設備等の確保を進める。
- ・ 福祉機能を支えるため、関係機関と連携し、水や燃料、支援に必要な資器材が優先的に配分されるような協力体制の構築やBCPの策定等により事業継続性を確保する。

《男女のニーズの違いに配慮した支援》

- ・ 避難所等では、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏ることや男女のニーズの違い等による様々な困難が生じることから、男女共同参画の視点を取り入れた対応策が必要であり、平時から、防災に係る政策・施策決定過程において男女共同参画が図られるよう市町村に働きかけを行っていく。
- ・ 被災した女性の様々な不安や悩み、ストレス及び性差別的取扱いに関する相談に対応するため、平時から岩手県男女共同参画センターの相談窓口において、気軽に相談できる体制を整える。また、男性や性的マイノリティ（LGBT等）の悩みや困りごとに関する相談にも対応する。

《外国人への支援》

- ・ やさしい日本語や多言語による防災情報の提供、災害時情報の伝達、災害時に対応するボランティア育成や派遣等の体制整備を行う。

《福祉関係機関の連携体制の構築》

- ・ 発災時に被災地への支援が迅速、円滑かつ効果的に行われるよう、災害時総合支援協定に基づく連携の取組を継続する。

《災害用医薬品等の確保》

- ・ 県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会東北地域本部岩手県支部及び県薬剤師会の4者との協定の締結を継続し、協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る。

《こころのケア体制の確保》

- ・ 大規模災害等の発生時に専門的な精神医療の提供及び精神保健活動の支援等を目的とする災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣体制の整備を進めるとともに、チーム員の資質向上のための研修を実施する。
- ・ 東日本大震災津波の被災地域におけるこころのケアを含め、将来的にも持続可能なこころのケアの支援体制を構築する。

《児童生徒の心のサポート》

- ・ 小・中学校、県立学校（高等学校・特別支援学校）へのスクールカウンセラーの配置・派遣、教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置及び児童生徒の心とからだの健康観察等により、きめ細かい心のサポートに取り組む。
- ・ 児童生徒の心のサポートに係る資質向上に向けた教員研修を推進する。

《動物救護対策》

- ・ 防災訓練の実施等を通じて関係機関との連携を強化するとともに、訓練の結果や動物の飼養状況等を踏まえ、随時、協定及び「災害時の動物救護マニュアル」の見直しを行う。
- ・ 災害時の対応力の強化の観点から、災害時の同行避難に関する訓練等の実施について、市町村等に働きかける。

(11) 災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成（保健福祉部）

《災害医療に携わる人材の育成》

- ・ DMA Tの派遣体制の整備・強化を進めるとともに、新興感染症等の発生時や感染拡大時にもDMA Tが対応できるよう、研修等を通じて隊員の養成を進める。

《災害医療コーディネーターの育成研修等の実施》

- ・ 災害医療コーディネーターの育成を図るため、年1回程度の研修等の実施を継続し、災害医療を担う人材を確保する。

《災害派遣福祉チームの派遣体制の整備・強化》

- ・ 大規模災害時に、避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、チーム員の募集や研修・訓練等の実施を通じてチーム員の確保やスキルアップを図るほか、避難所を運営する市町村や関係団体にチームについて周知し、チームの活動する環境の整備を推進する。

《災害医療の情報発信》

- ・ 災害医療における本県の体制や取組等をホームページ等により情報発信する。

【指標（11 指標（再掲除く））】 ■（指標名）：（目標値）【（現状値）】

- 病院の耐震化率：83.9%【2023 年度実績 78.3%】
- 災害拠点病院における DMAT 数：40 チーム【2024 年度実績 40 チーム】
- オンライン診療実施体制整備医療機関数（累計）：180 施設【2024 年度実績 103 施設】
- 病院の電子カルテ導入率：90%【2023 年度実績 57.1%】
- 災害ケースマネジメントに係る市町村等担当者研修会の参加者数
：66 人【2024 年度実績 80 人】
- 災害リスクが高い地域に居住する避難行動要支援者の個別避難計画を作成している
市町村数：33 市町村【2024 年度実績 19 市町村】
- 災害派遣福祉チーム数：48 チーム【2024 年度実績 48 チーム】
- 認知症サポーター養成数：15,080 人【2024 年度実績 11,853 人】
- 女性委員が2割以上参画する市町村防災会議の割合：48.5%【2024 年度実績 21.2%】
- 災害時外国人サポーター認定者数（累計）：137 人【2024 年度実績 77 人】
- 災害時の同行避難に関する訓練等参加者数（累計）：1,312 人【2024 年度実績 502 人】
- 災害派遣福祉チーム数【再掲】：48 チーム【2024 年度実績 48 チーム】

1-4 産業分野

＜取組の方向＞

- ・ 大規模自然災害発生時においても地域が一定のエネルギーを賄えるよう、地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進などに取り組みます。
- ・ 将来にわたって地域の基幹産業を維持・発展させるため、農林水産業の生産基盤・経営の強化などに取り組みます。
- ・ 近年の野生鳥獣による農作物被害を踏まえ、野生鳥獣による農作物被害防止に取り組みます。
- ・ 産業分野においては、これら 14 施策を推進します。

(1) 支援物資の供給等に係る応援協定等の締結（復興防災部、商工労働観光部）

《物資調達協定等に基づく物資の調達》

- ・ 市町村が被災し、市町村において物資の調達ができないと推測される場合に、県災害対策本部と調整の上、物資調達協定等に基づき物資の調達を行う。

《協定締結企業者との連絡体制の更新》

- ・ 災害発生時に物資を速やかに調達するため、協定締結企業者との連絡体制を常に最新のものになるよう更新を行う。

(2) 物流機能の維持・確保（復興防災部、商工労働観光部）

《協定締結団体の協力による救援物資の受入れや緊急輸送》

- ・ 災害の発生により、救援物資を緊急に輸送する必要があると認められる場合に、県災害対策本部と調整の上、協定に基づき協定締結団体に協力を要請し、救援物資の受入れや緊急輸送等を行う。
- ・ 救援物資の受入れや緊急輸送の円滑化のため、協定締結団体と定期的に協議を行い、緊急輸送業務に係る情報伝達方法等について確認する。

《岩手産業文化センターにおける拠点開設に係る対応マニュアル等の整備》

- ・ 広域支援拠点として、救援物資の受入れや分配機能を担う岩手産業文化センターが迅速に体制を構築できるよう、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアルの適切な運用について、指定管理者や関係団体と定期的に協議を実施する。

(3) 企業における業務継続体制の強化（商工労働観光部）

《中小企業の事業継続計画の策定促進》

- ・ 中小企業の事前の防災・減災対策を促進するため、商工団体等と連携し、事業継続力強化計画の普及啓発や策定支援を行う。

(4) 被災企業への金融支援（商工労働観光部）

《制度融資による円滑な資金供給》

- ・ 災害発生後、罹災した中小企業者が早期に事業を再開できるよう、県の融資制度として「中小企業災害復旧資金」の取扱いを開始する。
- ・ 貸付対象は、原則として災害救助法の適用を受けた市町村区域にある被災企業であるが、対象区域を限定することが適当でない場合には、引き続き弾力的な運用を図る。

《甚大な災害発生時における相談対応》

- ・ 災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置する。
- ・ 金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う。

(5) 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（復興防災部、商工労働観光部）

《避難所等への燃料等供給の確保》

- ・ 県石油商業協同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、防災訓練の実施等により連携強化を図る。

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》

- ・ 協定が災害時に有効に機能するよう、防災訓練の実施等により連携強化を図る。

(6) 石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実（復興防災部）

《計画の適切な見直し、定期的な防災訓練の実施》

- ・ 「岩手県石油コンビナート等防災計画」について、適切な見直しを図るとともに、計画に基づく防災体制の充実を図るため、防災訓練を定期的に実施する。

(7) 再生可能エネルギーの導入促進（環境生活部、農林水産部、県土整備部、企業局） **重点**

《風力発電や地熱発電導入の理解促進、事業者の円滑な取組促進》

- ・ 風力発電や地熱発電の導入について、セミナー等の開催による理解促進を図るとともに、市町村と連携しながら、事業者が円滑に事業化を図る取組を促進する。

《自立・分散型エネルギー供給体制整備》

- ・ 地域が災害時においても一定のエネルギーを賄えるよう、再生可能エネルギーを最大限活用した自立・分散型エネルギー供給システムの構築を推進する。

《水力や風力を活用した県営発電所の建設推進》

- ・ 再生可能エネルギー導入量の維持・拡大を図るため、水力や風力を活用した県営発電所の建設や再開発を推進する。

《木質バイオマス利用機器の導入促進、木質燃料の安定供給》

- ・ 公共施設及び民間施設における木質バイオマス利用機器の導入促進のための技術指導等の実施などに取り組むとともに、木質燃料の安定供給に向け、関係者間での原木等の需給情報の共有と未利用間伐材等の有効活用を推進する。

《港湾・空港の脱炭素化推進》

- ・ 港湾・空港の脱炭素化推進を通じ、活用可能なエネルギーの多様化と供給源の分散化を図る。

(8) 電力系統の接続制約の改善等（環境生活部）

《国に対する系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化の要望》

- ・ 再生可能エネルギー発電設備の導入における接続制約の解消に向け、引き続き、国に対し系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化を要望していく。

(9) 建設業の育成（県土整備部）

《地域建設企業の安定的な確保》

- ・ 将来にわたって地域維持事業を担う地域建設企業の安定的な確保を図るため、「地域維持型契約方式」の拡大について、地域の実情を考慮しながら取り組む。

(10) 人材育成を通じた産業の体質強化（商工労働観光部）

《産業人材の育成基盤強化》

- ・ 各産業におけるネットワークの連携を進め、産業人材の育成基盤を強化するとともに、内陸と沿岸の企業連携を支援し、本県産業を担う人材の育成や足腰の強い産業の体質強化を促進する。

(11) 農林水産業の生産基盤・経営の強化（農林水産部） 重点

《農地利用の最適化支援》

- ・ 市町村、農業委員会及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地の集積・集約化、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援する。

《効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備》

- ・ 農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進する。

《効率的かつ安定的な林業経営の確立》

- ・ 効率的かつ安定的な林業経営の確立に向け、森林施業の集約化を促進するとともに、計画的な路網整備を推進し、森林整備事業等による伐採跡地への造林、間伐などを継続して進める。

《漁業生産基盤の有効かつ効率的な活用》

- ・ 水産物を安定的に供給するため、水産基盤整備事業等を活用し、機能保全計画に基づく適時・適切な補修・更新など、漁港施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る計画的な保全管理を推進する。

(12) 災害発生時の復旧支援体制・対応能力の強化（農林水産部）

《農林漁業者に対する経営再開支援》

- ・ 震災や気象災害を受けた地域においては、農業者や市町村の意見を踏まえながら、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動を支援する。

《園芸産地における非常時の対応能力の強化》

- ・ 自然災害発生に備え災害に強い園芸産地を形成するため、園芸産地における事業継続強化対策等を活用し、複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定やBCPの実践に必要な取組を推進する。

(13) 県産食料品の供給体制の強化（商工労働観光部）

《食料品製造事業者への総合的な支援》

- ・ 事業者間連携を促進するため、今後の経営の担い手となる若手人材を対象とした他地域・他業種との交流・マッチングに取り組む。
- ・ 食料品製造事業者の経営力を強化するため、産業創造アドバイザー等の専門家派遣により生産性向上の取組を支援するほか、県内外での食の商談会等による販路拡大に取り組む。
- ・ 水産加工業における主要魚種の不漁の課題に対応するため、関係機関と連携しながら水揚量が増加しているマイワシ、サワラ、ブリ等の魚種や養殖魚を有効利用した商品開発や販路開拓を支援する。

(14) 野生鳥獣による農作物被害防止（環境生活部、農林水産部） 重点

《野生鳥獣による農作物被害防止》

- ・ 野生鳥獣による農作物被害防止に向け、有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置、里山周辺の除間伐等の地域ぐるみの被害防止対策について、市町村や関係団体と連携して継続的に推進する。

《クマによる被害防止》

- ・ 個体数管理、生息環境管理、被害防除対策、モニタリングに取り組む。

【指標（11 指標）】 ■（指標名）：（目標値）【（現状値）】

- 災害時の燃料供給に係る訓練への参加回数（累計）：5 回【2024 年度実績 1 回】
- 東日本大震災津波からの復旧以降に実施した石油コンビナート等総合防災訓練の回数（累計）：3 回【2024 年度実績 0 回】
- 再生可能エネルギー導入量：2,569MW【2024 年度実績 1,997MW】
- 再生可能エネルギーを活用した県営発電所数：20 箇所【2024 年度実績 20 箇所】
- チップの利用量：241,900BD t【2024 年度実績 238,866 BD t】
- 担い手への農地集積率：70%【2024 年度実績 56%】
- 荒廃農地面積：1,550ha【2023 年度実績 3,580ha】
- 水田整備面積（累計）：18,500ha【2024 年度実績 16,821ha】
- 再造林面積：1,200ha【2024 年度実績 872ha】
- 漁港施設の長寿命化対策実施施設数（累計）：64 施設【2024 年度実績 36 施設】
- ニホンジカ最小捕獲頭数：25,000 頭【2024 年度実績 27,485 頭】

＜取組の方向＞

- ・ 大規模自然災害発生時にライフラインや緊急輸送等を確保するため、道路施設の整備、冬の道路交通確保、円滑な通行の確保、港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備などに取り組むとともに、東日本大震災津波からの復旧・復興事業により整備された津波防災施設による津波防災対策を確実なものとするため、津波防災施設の整備などに取り組めます。
- ・ 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、河川改修等の治水対策などに取り組めます。
- ・ 自然災害に強い農山漁村づくりに向け、農山村地域における防災対策、農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化などに取り組めます。
- ・ 災害が発生した場合において円滑に処理が進むよう、平時から災害廃棄物処理対策に向けた取組を進めます。
- ・ 国土保全・交通分野においては、これら 22 施策を推進します。

(1) 道路施設の整備等（復興防災部、農林水産部、国土整備部） **重点**

《道路施設の防災対策》

- ・ 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進するとともに、必要に応じて危険箇所の再点検を実施する。
- ・ 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する。また、近年の強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。
- ・ 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路や孤立を長期化させるおそれのある道路の法面・盛土等において、災害リスクを把握するとともに、道路区域外からの土砂流入等の近年の被災事例等を踏まえた耐災害性評価（リスクアセスメント）等も活用し、効率的・効果的に対策を推進する。
- ・ 緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所の整備を推進する。
- ・ 防災上の位置付けがある道の駅の建物の無停電化及び災害時も活用可能なトイレの確保を推進する。
- ・ 農林道トンネル等の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等の取組を支援する。

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》

- ・ 大規模災害発生時等における緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路上の落橋等のおそれがある橋梁の耐震補強を推進する。また、交通麻痺により物資を運べない事態を抑制するため、道路構造物の液状化対策を推進する。
- ・ 災害時における避難活動や救急物資輸送、救護活動等を安全かつ円滑に行うため、高規格道路の整備促進を図るとともに、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、重要物流道路や代替・補完路、緊急輸送道路等の整備を推進し、防災機能の強化を図る。

- ・ 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、道路ネットワークの強化を図る。

《避難路の機能を有する道路整備や沿道建築物の耐震化》

- ・ 地震発生時の避難路や人命救助・被災者支援活動のための交通ルートを確認するため、積雪寒冷地等の地域特性を踏まえながら、避難路の機能を有する道路整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の沿道建築物について、倒壊による道路閉塞を未然に防ぐため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図る。
- ・ 災害時の広域避難や救援物資輸送にも資する高規格道路等へのアクセス性の向上を図る。

《交通安全施設等の整備》

- ・ 道路利用者の安全安心を確保するため、また、災害や事故発生時に迅速に道路利用者が避難・退避できるようにするため、歩行者や自転車、自動車等が適切に分離された安全な道路空間の整備や防護柵・標識・路面表示の充実等、交通安全対策を推進する。
- ・ 災害発生時に被災者を受け入れるため、また、被災地に向かう自衛隊・警察・消防等の後方支援基地とするため、道の駅などの道路休憩施設の整備を行う。「防災道の駅」や「防災拠点自動車駐車場」を中心に「道の駅」の防災機能強化を図るとともに、BCPの策定等、災害対応の体制構築を推進する。
- ・ 災害発生時に円滑な通行の確保を図るため、市町村における自転車を活用した計画の策定を促進する。
- ・ 緊急時に円滑な通行状況を把握するため、緊急輸送道路の必要な区間に路面監視カメラの設置を推進する。

《液状化ハザードマップの作成》

- ・ 各市町村で液状化ハザードマップの作成に向けた取組が進むように、検討マニュアルの周知や助言等を行っていく。

(2) 冬期の道路交通確保（県土整備部） **重点**

《冬期の道路交通確保》

- ・ 冬期の道路交通確保のため、国と連携し、主要国道等の4車線化、付加車線や登坂車線の設置、バイパス等の迂回路整備等の基幹的な道路ネットワークの強化を図るとともに、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生しないよう、消融雪施設、スノーシェッド、防雪柵、堆雪帯、効率的な除雪作業のための除雪ステーション等の整備を進める。また、やむを得ず車両滞留が発生した場合に備え、中央分離帯開口部やUターン路等の整備を進める。あわせて、大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、冬期道路交通確保に向けた各道路管理者との更なる連携を強化する。
- ・ 幹線道路における除排雪を適切に実施するとともに、除雪機械の増強や積雪寒冷地特有の舗装損傷への対策等を進める。

(3) 円滑な通行の確保（県土整備部） **重点**

《道路の通行止めや迂回路などの情報共有・運用》

- ・ 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、発災後おおむね1日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね1週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、暫定2車線区間の

4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する国道等とのダブルネットワークを強化し、災害に強い道路ネットワークの機能確保を図る。また、災害時の迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送等を支えるため、国の代行制度も活用し、道路啓開や災害復旧の迅速化を図る。

- ・ 道路通行規制時における円滑な通行の確保を図るため、道路通行規制等の情報を提供・発信していく。
- ・ 大規模災害時、被災地への初期移動が困難な状況下の、路面監視カメラによる迅速な道路情報の提供を継続して実施することに加え、更なる利活用について検討していく。

《災害時の連携が必要とされる団体との協定締結》

- ・ 災害発生時に機動的・効率的な活動ができるよう、道路等の啓開に必要な体制の整備を図る。

(4) 鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備（ふるさと振興部）

《鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援》

- ・ 第3セクター鉄道に対し、国の補助制度等を活用した安全確保対策等の取組について必要な費用等に対する支援を行う。

《バス事業者に対する支援》

- ・ バス事業者に対し、国の補助等制度等を活用したバス車両確保等について必要な支援を行う。

《関係機関との連携強化》

- ・ 災害発生時における救援物資等の輸送手段を確保するため、引き続き関係機関との連携強化を図る。

《被災鉄道施設の復旧に対する支援》

- ・ 第3セクター鉄道に対し、被災鉄道施設の速やかな復旧を図るために必要な費用等に対する支援を行う。

(5) 津波防災施設の整備等（農林水産部、国土整備部） 重点

《津波防災施設の整備》

- ・ 東日本大震災津波からの復旧・復興事業により整備された防潮堤等の津波防災施設による津波防災対策をより確実なものとするため、防潮堤等の耐震化を推進するとともに、施設整備後も適切な管理を継続していく。
- ・ 人命と暮らしを守る安全で安心な防災のまちづくりを進めるため、国と連携して、湾口防波堤の整備を推進する。

《海岸水門等操作の遠隔化・自動化》

- ・ 遠隔化・自動化された海岸水門等による津波防災対策をより確実なものとするため、施設整備後も適切な管理を継続していく。

《津波ハザードマップの作成》

- ・ 避難を中心としたソフト対策により被害の軽減を図るため、津波ハザードマップの作成に必要な、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル等を踏まえた最大クラスの津波によ

る浸水想定に基づき、令和５年８月に津波災害警戒区域を指定したところであり、引き続き、市町村が実施する津波ハザードマップの作成に関する助言等を行う。

《津波に対する住宅等の安全対策》

- ・ 津波により被害を受けるおそれのある住宅について、市町村と連携して、所有者に対して危険性の周知を行うほか、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、危険住宅の除却及び移転住宅の建設への補助等を実施する。

(6) 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備（農林水産部、県土整備部） **重点**

《港湾施設の耐震・耐津波強化対策等》

- ・ 県内の港湾が、災害時における経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を果たすことができるよう、気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震に対応するため、耐震強化岸壁の整備促進等により港湾施設の機能強化を図る。
- ・ 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかに復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」の防波堤や避難施設の整備等、港湾における津波対策を進める。
- ・ 物流・産業・生活機能が集積し、多様な関係者が存在する臨海部において、岸壁・防潮堤等の被災リスクや堤内地・堤外地の浸水リスク、漂流物により海上輸送の大動脈が機能不全に陥るリスク、一つの港湾における被災の影響が広域的に波及するリスク等の増大に対応するため、官民が連携し、気候変動等を考慮した臨海部の強靱化を推進する。その際、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を図るカーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）の取組とも連携し、強靱化を推進する。
- ・ 災害発生時に遠隔により被災状況を把握し、被災した港湾施設の損壊箇所の特定や技術支援を速やかに実施するため、港湾工事における３次元データ活用やデータ共有を推進する。

《港湾における機能継続体制の整備》

- ・ 大規模な地震・津波の発生時において、ある一定の港湾機能を継続させ、迅速な機能復旧を行うため、港湾ＢＣＰに基づく訓練や内容の見直しなどを継続的に実施する。
- ・ 発災時に緊急物資や救援部隊等の海上輸送を速やかに実施し、港湾機能の早期復旧により社会経済活動への影響を最小化するため、衛星やドローン等の活用により港湾における被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図るとともに、サイバーポートを通じた関係者間の共有体制を構築する。
- ・ 自然災害時に閉塞した航路の早期回復を図るため、被災後の最低水面決定に必要な基礎情報を整備する。
- ・ 災害時の支援物資輸送拠点等として港の機能を最大限活用する「命のみなとネットワーク」形成に向けた取組を進める。
- ・ 海上交通ネットワークの機能停止により、物流・人流へ甚大な影響が及ぶことを防ぐため、港湾における走錨事故の防止等に関する対策を推進する。

《漁港施設の耐震・耐津波強化対策》

- ・ 災害時において、近隣漁業集落への緊急物資や人員の輸送拠点としての役割を果たすため、水産基盤整備事業等を活用し、防波堤・岸壁等の機能強化を推進する。

《漁港における機能継続体制の整備》

- ・ 災害発生後において、漁業活動をはじめとした地域の水産業の可能な限りの継続又は早期の再開を図るため、水産物の流通拠点となる漁港の業務継続計画（水産業BCP）策定等を支援し、漁業地域の防災力向上を推進する。

(7) 港湾・漁港における避難対策（農林水産部、県土整備部）

《避難誘導施設及び避難看板等の設置等の整備》

- ・ 港湾利用者の避難対策推進のため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、地元自治体の避難計画に合わせ、港湾就労者や交流施設利用者を安全な高台へと誘導する施設及び避難看板等の設置等の整備を推進する。

《避難誘導施設等の整備》

- ・ 漁業地域の防災力向上を図るため、水産基盤整備事業等を活用し、漁港からの避難誘導や操業中の漁船の避難ルールの策定支援など、ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策を推進する。

(8) 河川改修等の治水対策（県土整備部） 重点

《河川整備》

- ・ 気候変動に伴い激甚化・頻発化する洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、施設の能力を超える洪水に対しても堤防を決壊しにくくするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備や、関係機関との連携強化による治水上支障となっている河川横断施設の改修と併せ、河川改修等の整備を推進する。
- ・ 将来的な降雨量の増加、潮位の上昇等の気候変動による変化の予測も考慮し、河川の整備に係る計画等の作成・見直しを進める。
- ・ 自然災害によって被災した防災インフラの原形復旧のみでは再度災害の防止が十分でない場合において、被災箇所を含む一連区間で施設の機能向上を図る改良復旧を行うなど、状況に応じた適切な対応を図る。

《立木伐採と堆積土砂の除去》

- ・ 洪水災害に対する安全度を確保するため、河川内の立木伐採及び堆積土砂の除去を継続して実施する。

《「流域治水」の取組》

- ・ 気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害等への対策として、流域全体のあらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水である「流域治水」に取り組み、事前防災対策を推進する。
- ・ 「流域治水プロジェクト」に基づき、関係者等との緊密な連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。
- ・ 特に水害リスクの高い河川においては、特定都市河川の指定を進め、ハード整備の加速に加え、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等を推進する。
- ・ 洪水、内水、高潮、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、

雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの活用、ハザードマップの作成促進、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、強力に実施する。また、流域治水を進めるに当たって、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを推進し、関係機関と連携の下、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献する。

《洪水に対する住宅等の安全対策》

- ・ 洪水により被害を受けるおそれのある住宅について、市町村と連携して、所有者に対して危険性の周知を行うほか、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、危険住宅の除却及び移転住宅の建設への補助等を実施する。

(9) 砂防関係施設の整備等による土砂災害対策（県土整備部）

《砂防関係施設の整備》

- ・ 被災履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所など保全対象の重要性や緊急性を踏まえ重点化を図りながら、国の防災・安全交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。
- ・ 林野火災により林地が荒廃した地域で、降雨による土砂災害から避難所等を保全するため、砂防堰堤の整備等を推進する。

《堆積土砂の撤去》

- ・ 土砂災害に対する安全度を確保するため、砂防堰堤に堆積した土砂等の除石や樹木伐採を推進する。

《火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定》

- ・ 火山噴火時の迅速かつ効果的な緊急対策を実施し、土砂災害による被害の軽減を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、緊急減災砂防計画を策定する。
- ・ 火山噴火の状況に応じて土砂災害のリスクが及ぶ範囲をリアルタイムで想定する「火山噴火リアルタイムハザードマップ」の整備及び精度向上、火山噴火緊急減災対策砂防計画の整備及びこれに基づいてハード・ソフト両面から機動的に対策を実施できる体制の整備を進める。

《土砂災害等に対する住宅等の安全対策》

- ・ 土砂災害等により被害を受けるおそれのある住宅について、市町村と連携して、所有者に対して危険性の周知を行うほか、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、危険住宅の除却及び移転住宅の建設への補助等を実施する。

(10) 農山村地域における防災対策（農林水産部） 重点

《農地や農業水利施設等の生産基盤整備》

- ・ 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。

《ため池等の保全対策》

- ・ 大雨や地震等による、ため池等の決壊などを未然に防止するため、ため池や農業用ダムの点検・調査を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行う。

《山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備》

- ・ 大雨等による土石流の発生などの災害を防止するため、点検等による山地災害危険地区の把握と、治山施設の整備及び森林整備を計画的に推進する。
- ・ 林野火災により林地が荒廃した地域で、降雨による土砂災害から人家や道路等を保全するため、治山施設の整備を推進する。

《土地改良施設管理者の業務継続体制の整備・強化》

- ・ 災害発生時において、早期の営農再開を図るため、基幹的な土地改良施設の施設管理者に対し、業務継続計画の点検・見直し等に係る指導・助言を行う。

(11) 空港の体制整備（復興防災部、県土整備部）

《大規模災害時の空港運用体制の構築》

- ・ 地震・台風等、想定される各種の自然災害が発生した場合でも、航空輸送機能に甚大な影響が及ばないよう、滑走路の耐震対策等のハード対策を進めるとともに、「花巻空港A2-B C P」に基づく訓練の実施による実効性強化のソフト対策を進める。
- ・ 大規模自然災害時においても基幹的航空交通ネットワーク機能を確保するため、空港施設の老朽化対策や滑走路等の耐震対策を実施する。

《広域防災拠点としての受入体制の整備》

- ・ 大規模災害時に空港が広域防災拠点として、応援への受入れや災害医療活動、支援物資受入業務を迅速かつ適切に行えるよう、連絡体制の整備や各種訓練を継続的に実施する。

(12) 県営発電施設の災害対応力の強化（企業局）

《県営発電施設の耐震化》

- ・ 引き続き、電力の長期供給停止を発生させないため、県営発電所の建築物等について、施設の重要度・発電所運転への影響などを考慮しながら、耐震診断・耐震化を推進する。

(13) 工業用水道施設の耐震化（企業局）

《配管更新基本計画の定期的な見直し、工業用水道施設（管路）の耐震化》

- ・ 配管更新基本計画を定期的に見直しながら、工業用水道施設（管路）の耐震化を進める。

(14) 旧松尾鉱山新中和処理施設の稼働の継続（環境生活部）

《施設の維持管理と防災機能の強化》

- ・ 旧松尾鉱山からの強酸性の坑廃水が赤川に流入し、北上川本川を汚染することを防止するため、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を活用し、稼働の継続を図る。
- ・ 災害発生時にも稼働停止にならないよう、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を活用し、本施設の維持管理と防災機能の強化を推進する。

(15) 森林資源の適切な保安全管理（環境生活部、農林水産部）

《適切な森林整備》

- ・ 森林の有する国土保全や洪水緩和等の多面的機能の維持・増進を図るため、市町村と連携し、継続して造林や間伐等の森林整備を進める。
- ・ 林野火災により被災した森林の早期復旧に向け、国の森林災害復旧事業を活用し、被害木の伐採・搬出と再造林等を支援する。

《県民への普及啓発》

- ・ 県民参加の森林づくり促進事業やいわて森のゼミナール推進事業等により、広く県民を対象に森林・林業に対する理解の醸成を図る。
- ・ 山火事防止に係る普及啓発を図るとともに、山火事の初期消火体制の整備を進める。

《地域住民等の活動支援》

- ・ 国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、地域住民等による里山林の保安全管理活動等を支援する。

《シカによる被害防止》

- ・ 関係機関が連携し、シカの生息域の拡大を監視するとともに、生息域や被害状況の分析を進め、捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成などにより捕獲を促進する。
- ・ シカによる食害を防止するため、森林整備事業により市町村や森林組合等による忌避剤の散布及び防護柵の設置を支援する。

《自然公園等の整備・長寿命化対策》

- ・ 自然環境を保全しつつ活用していくために、自然公園等の整備・長寿命化対策を推進する。

(16) 農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化（農林水産部） **重点**

《農業水利施設等の整備、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策》

- ・ 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。
- ・ 農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修更新などを推進する。
- ・ 水産物の供給基地としての役割を果たすため、水産基盤整備事業等を活用し、漁港施設の高波対策や地震・津波対策に取り組むとともに、機能保全計画に基づく適時・適切な補修・更新などの長寿命化対策を推進する。

《農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施》

- ・ 農林道トンネル等の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等の取組を支援する。

(17) 災害廃棄物処理対策（環境生活部、保健福祉部） **重点**

《協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築》

- ・ 災害が発生した場合において、県や市町村、関係団体（県産業資源循環協会、県環境整備事業協同組合）が協定等に基づき円滑に災害廃棄物処理を実施するため、平時においても当該協定等の締結・確認を図り、機動的な連携体制の構築を推進する。

《市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制の構築》

- ・ 市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制を構築するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づく「災害廃棄物処理計画」の策定について助言等を行う。

《アスベスト粉じんばく露防止対策》

- ・ 災害により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民がばく露する危険性があるため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく解体方法等を周知するなど、ばく露防止対策を推進する。

《毒物及び劇物流出時の応急措置実施の徹底》

- ・ 毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物を取り扱う者に対する指導等を実施し、流出時の応急措置実施の徹底を図る。

《P C B早期処理のための対策》

- ・ 保管事業者及び所有事業者による低濃度P C B廃棄物の計画的かつ効率的な処理を促進する。

(18) 地籍調査の実施（農林水産部）

《市町村が行う国土調査事業の計画的な実施への支援》

- ・ 事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興を円滑に実施するため、市町村が行う国土調査事業の計画的な実施を支援する。

(19) 海岸漂着物等対策（環境生活部）

《海岸漂着物等の処理の推進》

- ・ 海岸漂着物等が地域住民の生活、漁業や観光業等の経済活動に支障を及ぼすことがないよう、市町村や住民、N P O等と連携し海岸漂着物等の処理を推進する。
- ・ ごみ等の分別収集及び3 Rの推進や、投棄の防止、水域への流出や飛散の防止により、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制を図る。

(20) 渇水対策（環境生活部）

《渇水に係る情報共有等》

- ・ 現行の用水供給整備水準を超える渇水等については、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと見込まれるため、関係者による情報共有を緊密に行う。
- ・ 渇水時等における代替水源としての雨水・再生水等の活用について、各関係機関に必要な応じ、情報提供を行っていく。

(21) 温泉供給の維持（環境生活部）

《温泉事業者を通じた確認体制の構築》

- ・ 災害時における源泉及び温泉供給施設等の被災状況について、温泉事業者を通じて確認できる体制の構築を推進する。

《平常時の温泉供給に関する基礎データの蓄積》

- ・ 県内の主要温泉地域における定点源泉において、年2回の定点調査を実施し、平常時の温泉供給に関する基礎データの蓄積を図る。

(22) デジタル技術の活用（県土整備部）

《インフラ分野におけるデジタル技術の活用》

- ・ 測量設計調査のD X化等、災害時の早期復旧や事業継続を図るための取組を推進する。
- ・ 国土強靱化の取組を効率的に進めるため、デジタル技術の活用を推進する。
- ・ 建設従事者の高齢化の進行や建設業に適用された時間外労働の上限規制等を踏まえ、I C T技術等を活用し、建設業における働き方改革や生産性向上など建設D Xの取組を推進する。

【指標（18 指標（再掲除く））】 ■（指標名）：（目標値）【（現状値）】

- 緊急輸送道路における道路防災対策完了箇所数（累計）：39 箇所【2024 年度実績 23 箇所】
- 基幹農道の保全対策整備延長（累計）：25.6km【2024 年度実績 22km】
- 林道橋・林道トンネルを対象とした保全整備率：71%【2024 年度実績 26%】
- 緊急輸送道路における耐震化完了橋梁数（累計）：47 橋【2024 年度実績 37 橋】
- 緊急輸送道路の整備延長：50.4 km【2024 年度実績 40.6 km】
- 災害時の自転車活用が位置付けられた自転車活用推進計画の策定数（累計）
：5 自治体【2024 年度実績 0 自治体】
- 道路啓開訓練実施数（累計）：5 回【2024 年度実績 0 回】
- 海上輸送拠点漁港における防波堤・岸壁等の整備延長の割合
：50%【2024 年度実績 43%】
- 漁港からの避難誘導計画策定漁港数（累計）：20 漁港【2024 年度実績 2 漁港】
- 河川整備率（県管理）：53.1%【2024 年度実績 52.8%】
- 農業用ため池の機能診断（耐震性評価）実施箇所数（累計）
：251 箇所【2024 年度実績 191 箇所】
- 山地災害防止機能が確保された集落数（累計）：1,040 集落【2024 年度実績 1,010 集落】
- 県工業用水道施設（管路）耐震化率：77%【2024 年度実績 73%】
- 再造林面積【再掲】：1,200ha【2024 年度実績 872ha】
- 農業用排水路等の長寿命化対策着手施設数（累計）：123 施設【2024 年度実績 105 施設】
- 漁港施設の防災・減災対策実施施設数（累計）：45 施設【2024 年度実績 39 施設】
- 漁港施設の長寿命化対策実施施設数（累計）【再掲】：64 施設【2024 年度実績 36 施設】
- 基幹農道の保全対策整備延長（累計）【再掲】：25.6km【2024 年度実績 22km】
- 林道橋・林道トンネルを対象とした保全整備率【再掲】：71%【2024 年度実績 26%】
- 地籍調査進捗率：87.8%【2024 年度実績 86.8%】

2 横断的分野

2-1 リスクコミュニケーション分野

<取組の方向>

- ・ 大規模自然災害発生時の被害の軽減を図るため、ハザードマップによる災害危険箇所等の周知などに取り組みます。
- ・ 住民の避難行動等に活用するため、防災情報提供・普及啓発の充実などに取り組みます。
- ・ 学校における防災教育等の推進、関係機関との連携の促進などに取り組みます。
- ・ リスクコミュニケーション分野においては、4施策を推進します。

(1) ハザードマップによる災害危険箇所等の周知

(復興防災部、農林水産部、県土整備部) **重点**

《津波避難計画の策定》

- ・ 令和4年3月に公表した新たな津波浸水想定に基づき、津波避難計画の更新を行う。

《津波ハザードマップの作成》

- ・ 避難を中心としたソフト対策により被害の軽減を図るため、津波ハザードマップの作成に必要な、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル等を踏まえた最大クラスの津波による浸水想定に基づき、令和5年8月に津波災害警戒区域を指定したところであり、引き続き、市町村が実施する津波ハザードマップの作成に関する助言等を行う。

《洪水浸水想定区域の指定》

- ・ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、家屋倒壊等氾濫想定区域の指定等の災害リスク情報の充実を図る。

《洪水ハザードマップの作成》

- ・ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、洪水ハザードマップの作成に必要な想定最大規模の降雨に対応した浸水想定区域の指定を推進するとともに、これに対応した市町村の洪水ハザードマップの見直しを促進するための助言等を行う。
- ・ 市町村のハザードマップ等については、デジタル技術を活用し、位置情報や音声読み上げに対応した機能等、障がい者も含め全ての人に配慮した整備を促進する。

《土砂災害ハザードマップの作成》

- ・ 土砂災害ハザードマップの作成に必要な土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、市町村に対し、土砂災害ハザードマップの情報更新等に必要な情報提供や助言を行う。

《内水ハザードマップの作成》

- ・ 内水ハザードマップの作成に向け、市町村による国の防災・安全交付金等を活用した浸水区域図の作成を促進するため、作成勉強会等の開催等により、市町村の取組を支援する。
- ・ 作成済み市町村に対しては、既存ハザードマップの見直し等を支援する。

《ため池ハザードマップの作成》

- ・ ため池や農業用ダムの浸水想定図に基づいた、市町村が行うハザードマップの作成・見直し及び地域住民への周知を支援する。

《火山ハザードマップの作成及び周知》

- ・ 常時観測 3 火山（岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山）の全てにおいて火山ハザードマップを作成済みであり、今後は、登山者等への周知を行う。

(2) 防災情報提供・普及啓発の充実（復興防災部、県土整備部） **重点**

《土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定》

- ・ 高精度な地形情報を用いて抽出した、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」（9,992 箇所）の土砂災害警戒区域等の指定に向けて、引き続き関係市町村と連携して区域指定を進める。
- ・ 既指定箇所については、二巡目以降の調査を計画的に進める。

《土砂災害警戒情報の周知》

- ・ 住民の避難行動等に活用するため、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害警戒情報の精度を高めるとともに、住民にとってわかりやすい情報の提供を推進する。あわせて、土砂災害警戒区域等の認知度の向上等により、地域住民等の円滑な避難を促進するとともに、人工衛星やドローン等を活用して、土砂災害の実態把握を迅速化することにより、二次災害防止対策の早期実施や警戒避難体制の構築を支援する。

《土砂災害警戒区域等を明示した標識の設置》

- ・ 住民等が日常から土砂災害の危険性を認識できるよう、土砂災害警戒区域等を明示した標識を現地に設置する。

《水位周知河川の指定》

- ・ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、優先度を考慮しながら、水位周知河川の指定を計画的に進める。

《登山者の安全対策》

- ・ 登山者の安全確保のため、気象庁が提供する火山情報を SNS 等を活用して周知を行う。

《防災意識向上に向けた地域住民等への普及啓発》

- ・ 県民の防災意識向上のため、県総合防災訓練において備蓄品の展示等の実施などにより普及啓発を行う。

《水害に関する情報提供等の強化》

- ・ 水害による被害の軽減を図るため、国、県及び市町村で構成する「大規模氾濫減災協議会」を通じ、水害に関する情報提供等に係る具体的な取組を推進する。
- ・ 洪水時等における迅速な避難行動を支援するため、要配慮者利用施設等における避難確保・浸水防止計画やハザードマップ等の作成促進、いわてモバイルメール等を活用したプッシュ型配信、水害対応タイムラインの作成等を進める。
- ・ 防災情報の更なる高度化を図るため、水害リスク情報の充実、浸水センサ設置等によるきめ細かな情報提供、水位予測情報の提供や精度向上とともに、オープンデータ化を含めた河川情報の提供により、官民連携による避難行動を促すサービスや洪水予測技術の開発等を促進する。

《孤立可能性集落対策》

- ・ 国が実施する孤立集落に係る調査も踏まえ、詳細な実態調査を進め、集落ごとのリスクの見える化を図り、市町村の取組を促進する。

(3) 学校における防災教育等の推進（復興防災部、県土整備部、教育委員会事務局）

《学校防災体制の確立》

- ・ 学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかける。
- ・ 学校防災に関わる指導助言を行うとともに、学校に防災の専門家を派遣し、学校防災体制の充実を図る。

《災害時学校支援体制構築事業の充実》

- ・ 災害時の学校運営に関する専門的知識や実践的な対応力を備える教職員を育成する。
- ・ 学校支援チームを設置し、教職員間でのノウハウの共有や連携強化を図る。

《防災教育の推進》

- ・ 防災教育を推進するため、毎年度、県内県立学校や小中学校の管理職等を対象に、防災教育研修会を開催する。
- ・ 学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育を推進する。
- ・ 津波防災施設の効果と限界を伝えつつ、多重防災型まちづくりの考え方について理解を深めることで津波防災意識を啓発するため、小学校等を対象に継続的に出前講座等を実施する。

《学校における継続的な防災訓練や防災教育等の推進》

- ・ 学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育を推進する。

《「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進》

- ・ 災害発生時に児童生徒が的確な判断・行動をできる力を育成するため、各学校における復興教育副読本を積極的に活用した学習を促進する。
- ・ 学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を進める。

(4) 関係機関との連携の促進（環境生活部、教育委員会事務局）

《世界遺産登録資産の防災対策》

- ・ 所有者（管理責任者）による管理のほか、文化財保護指導員による文化財パトロールを、世界遺産関連地域を重点地域として実施する。
- ・ 世界遺産登録資産が地震等により被害を受けた場合に、国の文化財保存事業補助金を活用し、復旧を支援する。

《文化財の保存対策》

- ・ 文化財について、構造の安全性を保持するための適切な周期での必要な修理・耐震診断・耐震補強工事や、防火性向上のための消火栓・放水銃等防火設備の整備、石垣等の地盤崩落防止措置等を支援することにより、当該文化財への被害を軽減するとともに、見学者等の安全を確保する。
- ・ 博物館に展示・収蔵されている文化財の被害を最小限にとどめるため、免震台の導入など展示方法・収蔵方法等の点検を進め、文化財の保存対策を講じる。

《特定動物の逸走防止》

- ・ 特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じられるよう、引き続き、特定動物飼養施設への立入調査を実施し、飼養施設の点検の定期的な実施、飼養又は保管の状況の定期的な確認等必要な指導を行う。

《クマによる被害防止》

- ・ 個体数管理、生息環境管理、被害防除対策、モニタリングに取り組む。

【指標（4指標）】 ■（指標名）：（目標値）【（現状値）】

- 令和4年3月に公表した新たな津波浸水想定に基づく津波避難計画を策定した市町村数（累計）：12市町村【2024年度実績5市町村】
- 土砂災害基礎調査結果公表箇所数（累計）：23,297箇所【2024年度実績17,111箇所】
- 県管理河川における水位周知河川の指定河川数（累計）：60河川【2024年度実績47河川】
- 文化財パトロールの実施回数：148回【2024年度実績129回】

2-2 老朽化対策分野

＜取組の方向＞

- ・ 大規模自然災害発生時に災害対策本部機能を維持するため、公共施設等の総合的・計画的な管理の推進などに取り組みます。
- ・ 公営住宅、上下水道施設、都市公園施設、公共土木施設、空港施設等の老朽化対策に取り組みます。
- ・ 県営発電所施設の長寿命化対策に取り組みます。
- ・ 老朽化対策分野においては、10 施策を推進します。

(1) 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進（総務部、警察本部） 重点

《公共施設等総合管理計画の策定》

- ・ 将来に向けた財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、老朽化等の現状及び将来見通しを整理・分析し、施設の更新・長寿命化など総合的かつ計画的な管理に関する基本方針となる「第2期岩手県公共施設等総合管理計画」に基づいて、学校施設も含め、施設類型別の老朽化比率を明示し、計画に定める整備の優先度と財政見通しを連動させるなど、より実効的な公共施設マネジメントを推進する。

《県庁舎等の老朽化対策》

- ・ 県庁舎は令和7年4月で建築から60年が経過し、老朽化や耐震性能の不足が課題となっていることから、大規模災害時に防災拠点としての機能を維持できるよう、耐震化や長寿命化に向けた再整備の検討を行っていく。
- ・ 地区合同庁舎については、大規模災害時においても災害対策本部機能を維持できるよう、老朽化対策の観点も含めた長寿命化に資する計画的な保全、補修、修繕等を実施する。

《警察施設等の老朽化対策》

- ・ 警察施設が、大規模災害発生時における災害警備活動及び治安維持活動拠点として必要な機能を果たすことができるよう、施設の老朽度に応じて、計画的な建替え又は修繕による整備を推進する。

(2) 公営住宅の老朽化対策等（県土整備部）

《個別施設計画の策定と老朽化対策等》

- ・ 国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づき、公営住宅の計画的で効率的な維持管理と老朽化対策を推進する。
- ・ 水害や土砂災害等により被害を受けるおそれのある既存公営住宅について、国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等を活用して、移転や防災対策等を推進する。

(3) 上下水道施設等の老朽化対策（環境生活部、県土整備部、企業局） 重点

《水道施設の老朽化対策》

- ・ 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を促進する。

《下水道施設の老朽化対策》

- ・ 公衆衛生確保のため、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する老朽化対策事業の促進が図られるよう、必要な助言等を実施する。

《ストックマネジメント計画の見直し》

- ・ 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、ストックマネジメント計画の見直しを行う。

《工業用水道施設の老朽化対策》

- ・ 配管のみならず、工業用水道施設全体についても維持管理要領に基づき、定期的な巡視、点検及び検査を行いながら、老朽化対策を進める。

(4) 都市公園施設の老朽化対策（県土整備部）

《都市公園施設の老朽化対策》

- ・ 計画的で効率的な維持管理等を推進していくため、国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等を活用し、計画に基づく老朽化対策や適切な維持管理を着実に推進する。

(5) 道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（農林水産部、県土整備部） 重点

《道路施設の老朽化対策》

- ・ 計画的で効率的な維持管理を推進するため、新たに整備された道路施設を個別施設計画に追加するほか、定期点検結果等を踏まえて計画を更新する。
- ・ 施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じる事後保全型メンテナンスから、不具合が発生する前に対策を講じる予防保全型メンテナンスへ早期に移行し、ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理を実現するため、必要な措置を集中的かつ計画的に実施する。
- ・ 異状が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、個別施設計画に基づき、早期に修繕等の措置が必要な施設の老朽化対策を推進する。
- ・ また、舗装や法面、交通安全施設、道路付属物等の道路施設についても、新技術やDX等を活用し、適切な維持管理を行っていく。

《農林道等の老朽化対策》

- ・ 農林道トンネル等の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等の取組を支援する。

(6) 港湾施設の老朽化対策（県土整備部）

《港湾施設の老朽化対策》

- ・ 大規模自然災害による港湾施設の被害を軽減するため、既に老朽化が進行している施設の性能回復を図る。
- ・ 計画的で効率的な維持管理を推進するため、国の防災・安全交付金等を活用し、新たに整備する港湾施設の個別施設計画を策定する。
- ・ 個別施設計画に基づき、港湾施設の計画的で効率的な維持管理を推進する。

(7) 河川管理施設、海岸保全施設及び砂防関係施設の老朽化対策（農林水産部、県土整備部）

《河川管理施設・ダム施設の老朽化対策》

- ・ 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、今後新たに整備する河川管理施設について、個別施設計画を策定する。
- ・ 策定した個別施設計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用し、計画的で効率的な維持管理を推進する。
- ・ 水門・樋門・排水機場・ダム等の自動化・遠隔操作化等の施設管理の高度化を進める。
- ・ ダムの貯水池機能の回復等のための堆積土砂の撤去、土砂流入量の低減対策、施設改造等、既存ダムの機能の回復・増強を行うダム再生に取り組む。さらに、利水ダム等との情報網の整備、A Iの活用等による雨量やダムへの流入量の予測精度の向上、同技術を活用したダムの運用の改善・高度化等を進め、事前放流を含めたダムによる洪水調節と水力発電の両機能を最大化するとともに地域振興にも資する「ハイブリッドダム」の取組を推進する。

《海岸保全施設の老朽化対策》

- ・ 策定した個別施設計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用し、計画的で効率的な維持管理を推進する。

《砂防関係施設の老朽化対策》

- ・ 個別施設計画については、定期的な点検結果や新技術、D X等の活用を反映した改定を行い、より一層、効果的・効率的な点検や修繕を進める。
- ・ また、個別施設計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用し、計画的で効率的な維持管理を推進する。

(8) 農地・農業用施設、漁港施設等の老朽化対策（農林水産部）

《農業・水産業の生産基盤の老朽化対策》

- ・ 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。
- ・ 農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修更新などを推進する。
- ・ 水産物の供給基地としての役割を果たすため、水産基盤整備事業等を活用し、漁港施設の高波対策や地震・津波対策に取り組むとともに、機能保全計画に基づく適時・適切な補修・更新などの長寿命化対策を推進する。

《農業共同利用施設等の老朽化対策》

- ・ 農産物の供給基地としての役割を果たすため、新基本計画実装・農業構造転換支援事業等を活用し、老朽化した農業共同利用施設等の再編・整備を推進する。

《治山施設の老朽化対策》

- ・ 治山施設の老朽化対策のため、治山調査事業等による治山施設点検や機能診断を行い、老朽化により補修等が必要な箇所については、計画的に保全対策を推進する。

(9) 空港施設の老朽化対策（県土整備部）

《空港施設の老朽化対策》

- ・ 花巻空港の個別施設計画については、定期的な点検結果を反映させ、内容の修正をしていく。
- ・ また、計画的・効率的な維持管理を推進するため個別施設計画に基づいた維持管理を推進する。
- ・ 大規模自然災害時においても基幹的航空交通ネットワーク機能を確保するため、空港施設の老朽化対策や滑走路等の耐震対策を実施する。

(10) 県営発電施設の長寿命化対策（企業局）

《県営発電施設の長寿命化対策》

- ・ 県営発電施設により発電する電力量の約4分の3は、運転開始後40年以上経過した施設に依存していることから、老朽化による長期供給停止を発生させないよう長寿命化対策を推進する。
- ・ 長寿命化対策は、「企業局電力土木施設維持管理方針」により定期的な機能診断及び優先度評価を行い、計画的に推進する。

【指標（12指標）】 ■（指標名）：（目標値）【（現状値）】

■公共施設（学校施設を含む）の延床面積の削減率（令和2年度比）

：5.5%【2024年度実績2.5%】

■水道基幹管路の耐震適合率【再掲】：55.7%【2024年度実績49.7%】

■耐震適合性のある水道基幹管路の整備延長【再掲】：1,559,130m

【2023年度実績1,439,130m】

■浄水場・配水場耐震化計画策定率【再掲】：100%【2023年度実績48.3%】

■早期に修繕が必要な橋梁の修繕完了数（累計）：203橋【2024年度実績107橋】

■早期に修繕が必要なトンネルの修繕完了数（累計）：49施設【2024年度実績36施設】

■早期に修繕が必要な大型道路構造物の修繕完了数（累計）：10施設【2024年度実績8施設】

■基幹農道の保全対策整備延長（累計）【再掲】：25.6km【2024年度実績22km】

■林道橋・林道トンネルを対象とした保全整備率【再掲】：71%【2024年度実績26.0%】

■農業用排水路等の長寿命化対策着手施設数（累計）【再掲】

：123施設【2024年度実績105施設】

■漁港施設の防災・減災対策実施施設数（累計）【再掲】：45施設【2024年度実績39施設】

■漁港施設の長寿命化対策実施施設数（累計）【再掲】：64施設【2024年度実績36施設】

2-3 人口減少・少子高齢化対策分野

＜取組の方向＞

- ・ 大規模自然災害発生時の地域防災力の強化を図るため、共助機能の維持・強化などに取り組みます。
- ・ 災害発生後においても地域コミュニティ機能が分断されず、維持・再生が図られるよう、地域コミュニティ力の維持・強化などに取り組みます。
- ・ 人口減少・少子高齢化対策分野においては、3施策を推進します。

(1) 共助機能の維持・強化（復興防災部）

《消防団機能の充実強化》

- ・ 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や効果的な活動に向けた装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

《自主防災組織の結成及び活性化支援》

- ・ 組織化及び活動の活性化を図るため、自治会を対象とした市町村主催の研修会等に「岩手県地域防災サポーター」を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行う等、市町村等の取組を支援していく。
- ・ 「自主防災組織リーダー研修会」の開催等を通じて、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る。

《地域コミュニティにおける防災体制の強化》

- ・ 有識者等で構成する「地域防災力のあり方に関する検討会（仮称）」からの意見を踏まえ、自主防災組織・消防団の活動の活性化を図りながら、多様な主体が参画する持続可能な共助の体制を構築していく。
- ・ 災害対策基本法の一部改正に伴い創設された「被災者援護協力団体登録制度」を活用し、自主防災組織等の補完的役割を担う NPO を育成する取組を検討していく。

(2) 要配慮者等への支援（保健福祉部）

《要配慮者（高齢者）への福祉的支援》

- ・ 住民主体の介護予防や通いの場の充実に向けた市町村の取組を支援し、高齢者の自発的な参加意欲に基づく、継続性のある、効果的な介護予防の取組を促進する。
- ・ 認知症の人を見守り、支え合う地域づくりを進めるため、県高齢者総合支援センターによる認知症サポーター養成講座の開催を継続し、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図る。
- ・ 災害時等において介護老人福祉施設や障害福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援する。
- ・ 特別養護老人ホームの計画的整備や、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護事業所などの居住系サービス基盤の整備を行う市町村の取組を支援する。

(3) 地域コミュニティの維持・強化

(ふるさと振興部、農林水産部、県土整備部、教育委員会事務局)

重点

《地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発》

- ・ 地域コミュニティ活動のモデルとなる団体を「元気なコミュニティ特選団体」として引き続き選定し、関係団体の活動促進を図るとともに、県内外の先進的な事例を紹介し、地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発を行う。

《地域づくり関連セミナー等の開催、地域外人材の活用促進》

- ・ 地域づくり活動の担い手の育成のため、地域づくり関連のセミナー等を開催するとともに、地域おこし協力隊などの地域外の人材の活用を進める。

《コミュニティ助成制度等による活動支援》

- ・ 地域コミュニティ機能の維持・再生のため、各種コミュニティ助成制度等の有効活用を図りながら、市町村や地域づくり団体が行う地域の課題解決に向けた取組を支援する。
- ・ 災害発生時における、地域住民の対応能力の向上や、地域コミュニティ機能の迅速な再構築を図られるよう、多面的機能支払制度等の活用による農地や農業水利施設等の保全管理活動など、農山漁村における共同活動の取組を維持・活性化する。

《森林保全等の活動支援》

- ・ 国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、地域住民等による里山林の保全管理活動等を支援する。

《都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化》

- ・ 農山漁村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの地域資源を活用した都市と地域住民の交流・連携活動を促進する。
- ・ 地域コミュニティの維持・活性化を図るため、県内各地域での農村RMOの形成・育成や活動支援に取り組む。

《学びを通じた地域コミュニティの再生支援》

- ・ 学校を核とした協働の取組を通じ、予期せぬ災害に対応するための地域コミュニティの強化、再構築を図る。
- ・ 学校を核とした協働の取組を通じ、将来を担う人材育成を推進し、自立した地域社会の基盤構築に向けた取組を進める。
- ・ 関係機関と連携し、地域住民の学びの場や交流の機会を確保するなど、地域コミュニティを強化するための支援等の充実を図る。
- ・ 子ども・学校・家庭・地域・行政の5者の役割分担と連携により、地域の教育課題の解決と、学校を核とした地域づくりを推進する。

《農林水産業の担い手の確保・育成》

- ・ リーディング経営体をはじめ、地域計画に位置づけられた担い手等について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化、農地の集積・集約化など、経営基盤の強化を促進することにより、地域農業の核となる経営体を育成する。
- ・ 地域農業の核となる経営体の安定的な雇用の確保や、多様な働き手の確保を促進する。
- ・ 農家子弟、若者・女性や新規学卒者、他産業からのU・Iターン者など、新規就農者の確保・育成に取り組む。

- ・ 意欲と能力のある林業経営体等の能力向上や新規就業者の確保、現場技術者の育成などに取り組む。
- ・ 漁業経営体の技術力・経営力の向上を促進するとともに、研修・雇用機会の創出や住居確保など受入環境の整備、就業先とのマッチング、生活面のきめ細かな支援などにより、地域漁業をけん引する中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保・育成に取り組む。

《建設業の担い手の確保・育成》

- ・ 県内建設企業が、取り巻く社会経済情勢の変化においても、地域から期待される役割を将来にわたって果たしていけるよう、「若者や女性等の担い手の確保・育成」、「働き方改革の推進」、「生産性の向上」を重点事項としている「いわて建設業振興中期プラン 2023」に基づく取組を推進する。
- ・ 将来にわたって地域維持事業を担う地域建設企業の安定的な確保を図るため、「地域維持型契約方式」の拡大について、地域の実情を考慮しながら取り組む。
- ・ 被災地における速やかな災害復旧等のため、ICT施工やBIM/CIM導入、自動施工技術の活用等による一連の建設生産プロセスの効率化、インフラ分野のDXを推進するとともに、防災・減災の担い手となる建設産業の担い手の確保・育成等を進める。
- ・ 地方公共団体や民間事業者等と連携し、効率的・効果的なインフラメンテナンスの推進に取り組む。

《空き家対策》

- ・ 空き家対策における利用可能なものは活用するとの考えのもと、空き家対策総合支援事業等を活用して、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進等のまちづくり・住まいづくり、空き家活用の取組を担う人材育成やサポート体制の構築等の総合的な空き家対策を支援する。

【指標（11 指標）】 ■（指標名）：（目標値）【（現状値）】

- 認知症サポーター養成数【再掲】：15,080 人【2024 年度実績 11,853 人】
- 活動中の元気なコミュニティ特選団体数：321 団体【2024 年度実績 241 人】
- 地域共同活動による農地等の保全管理への参加人数：85,900 人【2024 年度実績 84,894 人】
- 農林漁家民泊等利用者数：75,000 人【2024 年度実績 61,895 人】
- 放課後の公的な居場所がある小学校区の割合：98.8%【2024 年度実績 98.9%】
- リーディング経営体の育成数（累計）：255 経営体【2024 年度実績 163 経営体】
- いわてアグリフロンティアスクールの修了生数（累計）：750 人【2024 年度実績 557 人】
- 新規就農者数：300 人【2024 年度実績 288 人】
- いわて林業アカデミーの修了生数（累計）：216 人【2024 年度実績 126 人】
- 中核的漁業経営体数：376 経営体【2024 年度実績 358 経営体】
- 新規漁業就業者数：50 人【2024 年度実績 35 人】

2-4 人材育成分野

＜取組の方向＞

- ・ 大規模自然災害発生時に被災者の生活の迅速な復旧を図るため、地域の防災に関する人材育成などに取り組めます。
- ・ 農林水産業、建設業等の担い手の確保・育成に取り組むとともに医療・福祉等に関する人材の育成などに取り組めます。
- ・ 人材育成分野においては、6施策を推進します。

(1) 地域の防災に関する人材育成（復興防災部、警察本部） 重点

《防災人材の育成》

- ・ 組織化及び活動の活性化を図るため、自治会を対象とした市町村主催の研修会等に「岩手県地域防災サポーター」を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行う等、市町村等の取組を支援していく。
- ・ 「自主防災組織リーダー研修会」の開催等を通じて、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る。
- ・ 地域防災力の向上を図るためには、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策が重要であり、防災人材の育成に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。
- ・ 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や効果的な活動に向けた装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

《消防設備士、危険物取扱者の免状業務や講習の実施》

- ・ 消防設備士、危険物取扱者の免状業務や技術向上等を図るための講習の実施を通じて、火災や危険物事故の未然防止を図る。

《警察・消防・自衛隊の関係強化》

- ・ 大規模災害発生時における救出救助活動において、警察・消防・自衛隊の連携した対応が不可欠であることから、県総合防災訓練や各機関主催の合同訓練への参加を通して、相互の関係強化による災害対処能力の向上を図る。

《警察署等の災害警備担当者等に対する訓練の実施》

- ・ 災害警備活動の中核となる人材を育成するとともに、職員の災害警備に係る知識・技能の向上及び災害に対する危機意識の醸成を図るため、専門的災害警備訓練に係る施設や資機材を整備し、警察署等の災害警備担当者等に対する教養・訓練を行う。

《災害対応に係る行政職員の人材育成》

- ・ 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》

- ・ 災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会の開催等により、各市町村への情

報提供や助言を行い、避難行動要支援者名簿の活用や、具体的な避難方法等を定めた個別避難計画の作成など、発災時に適切な避難支援を行うことができる体制づくりに向けた市町村の取組を促進する。

(2) 医療・福祉等に関する人材育成（ふるさと振興部、保健福祉部、教育委員会事務局）

《災害医療・救急救護・介護に関わる人材の育成》

- ・ 災害医療コーディネーターの育成を図るため、年1回程度の研修等の実施を継続し、災害医療を担う人材を確保する。
- ・ 大規模災害時に、避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、チーム員の募集や研修・訓練等の実施を通じてチーム員の確保やスキルアップを図るほか、避難所を運営する市町村や関係団体にチームについて周知し、チームの活動する環境の整備を推進する。
- ・ DMA Tの派遣体制の整備・強化を進めるとともに、新興感染症等の発生時や感染拡大時にもDMA Tが対応できるよう、研修等を通じて隊員の養成を進める。

《災害ケースマネジメントに関わる人材の育成》

- ・ 発災時に、個別に被災者を訪問し見守りや相談支援等を行うアウトリーチ人材を育成し、災害ケースマネジメント推進体制の充実を図る。

《福祉避難所等における福祉的支援》

- ・ 大規模災害時に、避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、研修や訓練等を実施し、チーム員の確保やスキルアップを図るほか、避難所を運営する市町村や関係団体にチームについて周知し、チームの活動する環境の整備を推進する。

《要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援》

- ・ 認知症の人を見守り、支え合う地域づくりを進めるため、県高齢者総合支援センターによる認知症サポーター養成講座の開催を継続し、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図る。

《外国人への支援》

- ・ やさしい日本語や多言語による防災情報の提供、災害時情報の伝達、災害時に対応するボランティア育成や派遣等の体制整備を行う。

《こころのケア体制の確保》

- ・ 大規模災害等の発生時に専門的な精神医療の提供及び精神保健活動の支援等を目的とする災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣体制の整備を進めるとともに、チーム員の資質向上のための研修を実施する。

《児童生徒の心のサポート》

- ・ 児童生徒の心のサポートに係る資質向上に向けた教員研修を推進する。

《感染制御研修会、各種訓練への参加、DMA Tなど関係機関との連携》

- ・ 県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会、各種訓練への参加を通し、DMA Tなど関係機関との連携を図り、災害発生時の体制の構築を図る。

(3) 防災教育等の推進（復興防災部、県土整備部、教育委員会事務局）

《防災教育の推進》

- ・ 防災教育を推進するため、毎年度、県内県立学校や小中学校の管理職等を対象に、防災教育研修会を開催する。

《学校における継続的な防災訓練や防災教育等の推進》

- ・ 学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育を推進する。

《「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進》

- ・ 災害発生時に児童生徒が的確な判断・行動をできる力を育成するため、各学校における復興教育副読本を積極的に活用した学習を促進する。
- ・ 学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を進める。

《出前講座等の実施》

- ・ 津波防災施設の効果と限界を伝えつつ、多重防災型まちづくりの考え方について理解を深めることで津波防災意識を啓発するため、小学校等を対象に継続的に出前講座等を実施する。

《災害時学校支援体制構築事業の充実》

- ・ 災害時の学校運営に関する専門的知識や実践的な対応力を備える教職員を育成する。
- ・ 学校支援チームを設置し、教職員間でのノウハウの共有や連携強化を図る。

(4) 中小企業の担い手の確保・育成（商工労働観光部）

《民間事業者の人材育成》

- ・ 民間事業者による自助・共助の取組を強化するため、民間事業者の内部でのBCPの担い手に加えて、商工会及び商工会議所が作成する事業継続力強化支援計画を通じ、地域をけん引する専門人材を各地域に育成するなど、民間における人材育成に取り組み、地域力を高める。

(5) 農林水産業の担い手の確保・育成（農林水産部） **重点**

《リーディング経営体や新規就農者の確保・育成》

- ・ リーディング経営体をはじめ、地域計画に位置づけられた担い手等について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化、農地の集積・集約化など、経営基盤の強化を促進することにより、地域農業の核となる経営体を育成する。
- ・ 地域農業の核となる経営体の安定的な雇用の確保や、多様な働き手の確保を促進する。
- ・ 農家子弟、若者・女性や新規学卒者、他産業からのU・Iターン者など、新規就農者の確保・育成に取り組む。

《林業における経営体の育成、新規就業者の確保》

- ・ 意欲と能力のある林業経営体等の能力向上や新規就業者の確保、現場技術者の育成などに取り組む。

《水産業における経営体の育成、新規就業者の確保》

- ・ 漁業経営体の技術力・経営力の向上を促進するとともに、研修・雇用機会の創出や住居確保など受入環境の整備、就業先とのマッチング、生活面のきめ細かな支援などにより、地域漁業をけん引する中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保・育成に取り組む。

(6) 建設業等の担い手の確保・育成（県土整備部） **重点**

《建設業の担い手の確保・育成》

- ・ 県内建設企業が、取り巻く社会経済情勢の変化においても、地域から期待される役割を将来にわたって果たしていけるよう、「若者や女性等の担い手の確保・育成」、「働き方改革の推進」、「生産性の向上」を重点事項としている「いわて建設業振興中期プラン 2023」に基づく取組を推進する。

《デジタル技術を活用した人材の確保・育成》

- ・ 事前防災や復旧復興を担う建設業における技能労働者の高齢化の進展等を要因とする担い手不足に対応し、優れた技術を次世代に継承するため、建設キャリアアップシステム活用による処遇の改善や週休2日工事の促進等の働き方改革の一層の推進による人材の確保・育成を推進する。また、最新のデジタル技術の活用による生産性の向上等に係る取組や、適正な請負契約の推進といった環境づくりを進める。
- ・ 被災地における速やかな災害復旧等のため、ICT施工やBIM/CIM導入、自動施工技術の活用等による一連の建設生産プロセスの効率化、インフラ分野のDXの推進により、防災・減災の担い手となる建設産業の担い手の確保・育成等に取り組む。

【指標（13 指標）】 ■（指標名）：（目標値）【（現状値）】

- 県地域防災サポーターの地域への派遣回数（累計）：200 回【2024 年度実績 63 回】
- 消防設備士講習の受講者数（累計）【再掲】：2,750 人【2024 年度実績 566 人】
- 災害派遣福祉チーム数【再掲】：48 チーム【2024 年度実績 48 チーム】
- 災害ケースマネジメントに係る市町村等担当者研修会の参加者数【再掲】
：66 人【2024 年度実績 80 人】
- 認知症サポーター養成数【再掲】：15,080 人【2024 年度実績 11,853 人】
- リーディング経営体の育成数（累計）【再掲】：255 経営体【2024 年度実績 163 経営体】
- いわてアグリフロンティアスクールの修了生数（累計）【再掲】
：750 人【2024 年度実績 557 人】
- 新規就農者数【再掲】：300 人【2024 年度実績 288 人】
- いわて林業アカデミーの修了生数（累計）【再掲】：216 人【2024 年度実績 126 人】
- 中核的漁業経営体数【再掲】：376 経営体【2024 年度実績 358 経営体】
- 新規漁業就業者数【再掲】：50 人【2024 年度実績 35 人】
- 県営建設工事における ICT 活用工事の実施件数（累計）：392 件【2024 年度実績 212 件】
- 災害情報伝達合同訓練等の実施回数（累計）：195 回【2024 年度実績 32 回】

＜取組の方向＞

- ・ 大規模災害発生時に適切な対応が可能となるよう、県総合防災訓練の実施による関係機関との連携などに取り組みます。
- ・ 支援物資の供給等に係る連携体制の構築、応急給水の確保に係る連携体制の構築、鉄道の耐災害性確保・体制整備、情報通信利用環境の整備、技術職員等による応援体制の構築などに取り組みます。
- ・ 官民連携分野においては、11 施策を推進します。

(1) 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携（復興防災部）

《関係機関の連携強化、総合防災訓練の実施》

- ・ 東日本大震災津波を契機に、複数市町村を対象とした広域的な県総合防災訓練を行っており、県・市町村・防災関係機関・NPO・ボランティア等の多様な主体が連携し、市町村における避難指示等の発令から避難、避難生活に至るまでの多項目の訓練を実施する。
- ・ また、災害対策本部においては、防災関係機関（通信会社、電力会社等）を現地情報連絡員として受け入れ、防災対応を行っており、引き続き、県総合防災訓練等を通じて連携の強化を図っていく。

(2) 避難行動の支援（保健福祉部）

《要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における避難行動の支援》

- ・ 地域と連携した避難体制整備に向け、先進的取組事例等の情報提供や、地域と連携した避難訓練等の実施に対する支援、協力を行う。

(3) 支援物資の供給等に係る連携体制の構築

（復興防災部、保健福祉部、商工労働観光部） **重点**

《支援物資の供給等に係る応援協定等の締結》

- ・ 市町村が被災し、市町村において物資の調達ができないと推測される場合に、県災害対策本部と調整の上、物資調達協定等に基づき物資の調達を行う。
- ・ 災害発生時に物資を速やかに調達するため、協定締結企業者との連絡体制を常に最新のものになるよう更新を行う。

《協定締結団体の協力による救援物資の受入れや緊急輸送》

- ・ 災害の発生により、救援物資を緊急に輸送する必要があると認められる場合に、県災害対策本部と調整の上、協定に基づき協定締結団体に協力を要請し、救援物資の受入れや緊急輸送等を行う。
- ・ 救援物資の受入れや緊急輸送の円滑化のため、協定締結団体と定期的に協議を行い、緊急輸送業務に係る情報伝達方法等について確認する。

- ・ 広域支援拠点として、救援物資の受入れや分配機能を担う岩手産業文化センターが迅速に体制を構築できるよう、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアルの適切な運用について、指定管理者や関係団体と定期的に協議を実施する。

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》

- ・ 協定が災害時に有効に機能するよう、防災訓練の実施等により連携強化を図る。

《避難所等への燃料等供給の確保》

- ・ 県石油商業協同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、防災訓練の実施等により連携強化を図る。

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

- ・ 県内の非常用電源装置を必要とする在宅難病患者数や当該患者への非常用電源装置の確保状況を調査し、必要に応じて、患者に貸与するための非常用発電の整備について、医療機関への働きかけなどを行う。
- ・ 災害時における透析患者への支援を行うため、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保等について定めた「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」が災害時に有効に機能するよう、随時、見直しを実施するなど、透析医療関係機関・団体との連携強化を図る。

《災害用医薬品等の確保》

- ・ 県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会東北地域本部岩手県支部及び県薬剤師会の4者との協定の締結を継続し、協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る。

(4) 応急給水の確保に係る連携体制の整備（環境生活部）

《応急給水》

- ・ 防災訓練により協定締結先の飲料水メーカー等関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急給水活動が円滑に行われるよう連携の強化を図る。

《水道施設の応急復旧》

- ・ 防災訓練により協定締結先の水道工事業の団体等関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急復旧が円滑に行われるよう連携の強化を図る。

(5) 災害廃棄物処理対策（環境生活部）

《協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築》

- ・ 災害が発生した場合において、県や市町村、関係団体（県産業資源循環協会、県環境整備事業協同組合）が協定等に基づき円滑に災害廃棄物処理を実施するため、平時においても当該協定等の締結・確認を図り、機動的な連携体制の構築を推進する。

(6) 災害に備えた道路交通環境の整備（警察本部）

《事業者等との協定締結等による連携強化》

- ・ 災害発生時、緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等道路障害物の排除活動や、信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事に係る支援体制を確立するため、現在事業者等と結んでいる協定を継続し、より連携を強化する。

(7) 鉄道の耐災害性確保・体制整備（ふるさと振興部）

《関係機関との連携強化》

- ・ 災害発生時における救援物資等の輸送手段を確保するため、引き続き関係機関との連携強化を図る。

(8) 情報通信利用環境の整備（ふるさと振興部）

《通信事業者・放送事業者との連携》

- ・ 発災後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、引き続き通信事業者・放送事業者との連絡体制を維持する。

(9) 防災ボランティアの活動支援（保健福祉部）

《防災ボランティア支援ネットワークの構築》

- ・ 防災ボランティアによる支援が効果的に行われるよう、地域の受援力を高めるため、平成28年台風第10号災害や令和元年東日本台風災害、令和7年大船渡市林野火災等への対応を踏まえ、「岩手県災害ボランティア活動推進指針」の改訂を行うとともに、市町村、社会福祉協議会、NPO等の民間団体等を対象とした研修や連絡会議を開催し、各市町村における三者連携ネットワークの構築を推進する。

(10) 災害時連携体制整備（県土整備部）

《災害時の連携が必要とされる団体との協定締結》

- ・ 災害時における公共土木施設等の応急対策業務等が速やかに実施できるよう、平時から、災害時の協力が必要とされる建設業関連団体との協定を締結していく。
- ・ 大規模災害発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。
- ・ 道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた道路啓開訓練を実施する。
- ・ T E C - F O R C E による被災状況把握等の高度化に対応するため、関係機関との連携を密にする。

(11) 技術職員等による応援体制の構築（農林水産部）

《官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」による支援の取組継続》

- ・ 大規模な農地・農業用施設災害が発生した場合における、被災市町村からの応援要請に対応するため、官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」による支援の取組を継続する。

【指標（2指標）】 ■（指標名）：（目標値）【（現状値）】

■災害時の燃料供給に係る訓練への参加回数（累計）【再掲】：5回【2024年度実績1回】

■道路啓開訓練実施数（累計）【再掲】：5回【2024年度実績0回】

2-6 デジタル活用分野

<取組の方向>

- ・ 大規模災害発生時にの対応力を強化するため、デジタル技術を活用して、災害対処能力の向上、医療情報のバックアップ体制の構築、円滑な通行の確保、公共土木施設等の老朽化対策などに取り組みます。
- ・ デジタル活用分野においては、13 施策を推進します。

(1) 災害対処能力の向上（復興防災部、警察本部）

《防災DXの推進》

- ・ 新たな災害情報システム等の情報収集・研究や災害時のドローンの利用促進など、災害対応に係る様々な場面でデジタル技術を活用し、災害対応力を強化する防災DXに取り組む。

《警察業務における防災DXの推進》

- ・ 災害現場におけるドローンを活用した災害関連情報収集など、デジタル技術を活用し、災害対応力を強化する防災DXに取り組む。

(2) 大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等

（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

《大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等》

- ・ 盛土等に伴う災害から人命を守るため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を進める。

(3) 医療情報のバックアップ体制の構築（保健福祉部） **重点**

《全県的な医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化》

- ・ 各保健医療圏における医療・健康情報の共有基盤整備や、国の医療DXによる電子カルテ情報共有サービスの活用促進など、県内の医療情報連携を推進するなかで、医療情報のバックアップ体制の前提となる電子カルテ導入が各病院で図られるよう取り組む。

(4) 災害に備えた道路交通環境の整備（県土整備部）

《交通安全施設等の整備》

- ・ 災害発生時に被災者を受け入れるため、また、被災地に向かう自衛隊・警察・消防等の後方支援基地とするため、道の駅などの道路休憩施設の整備を行う。「防災道の駅」や「防災拠点自動車駐車場」を中心に「道の駅」の防災機能強化を図るとともに、BCPの策定等、災害対応の体制構築を推進する。
- ・ 緊急時に円滑な通行状況を把握するため、緊急輸送道路の必要な区間に路面監視カメラの設置を推進する。

(5) 円滑な通行の確保（県土整備部） **重点**

《道路の通行止めや迂回路などの情報共有・運用》

- ・ 道路通行規制時における円滑な通行の確保を図るため、道路通行規制等の情報を提供・発信していく。
- ・ 大規模災害時、被災地への初期移動が困難な状況下の、路面監視カメラによる迅速な道路情報の提供を継続して実施することに加え、更なる利活用について検討していく。

(6) 津波防災施設の整備等（農林水産部、県土整備部）

《海岸水門等操作の遠隔化・自動化》

- ・ 遠隔化・自動化された海岸水門等による津波防災対策をより確実なものとするため、施設整備後も適切な管理を継続していく。

(7) 港湾の耐震・耐津波強化・体制整備（県土整備部） **重点**

《港湾施設の耐震・耐津波強化対策等》

- ・ 災害発生時に遠隔により被災状況を把握し、被災した港湾施設の損壊箇所の特定や技術支援を速やかに実施するため、港湾工事における3次元データ活用やデータ共有を推進する。

《港湾における機能継続体制の整備》

- ・ 発災時に緊急物資や救援部隊等の海上輸送を速やかに実施し、港湾機能の早期復旧により社会経済活動への影響を最小化するため、衛星やドローン等の活用により港湾における被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図るとともに、サイバーポートを通じた関係者間の共有体制を構築する。
- ・ 自然災害時に閉塞した航路の早期回復を図るため、被災後の最低水面決定に必要な基礎情報を整備する。

(8) デジタル技術の活用（県土整備部）

《インフラ分野におけるデジタル技術の活用》

- ・ 測量設計調査のDX化等、災害時の早期復旧や事業継続を図るための取組を推進する。
- ・ 国土強靱化の取組を効率的に進めるため、デジタル技術の活用を推進する。

(9) 洪水ハザードマップの作成（県土整備部）

《洪水ハザードマップの作成》

- ・ 市町村のハザードマップ等については、デジタル技術を活用し、位置情報や音声読み上げに対応した機能等、障がい者も含め全ての人に配慮した整備を促進する。

(10) 道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（県土整備部） **重点**

《道路施設の老朽化対策》

- ・ 計画的で効率的な維持管理を推進するため、新たに整備された道路施設を個別施設計画に追加するほか、定期点検結果等を踏まえて計画を更新する。
- ・ 施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じる事後保全型メンテナンス

から、不具合が発生する前に対策を講じる予防保全型メンテナンスへ早期に移行し、ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理を実現するため、必要な措置を集中的かつ計画的に実施する。

- ・ また、舗装や法面、交通安全施設、道路付属物等の道路施設についても、新技術やDX等を活用し、適切かつ効率的な維持管理を行っていく。

(11) 河川管理施設、海岸保全施設及び砂防関係施設の老朽化対策（県土整備部）

《河川管理施設・ダム施設の老朽化対策》

- ・ 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、今後新たに整備する河川管理施設について、個別施設計画を策定する。
- ・ 策定した個別施設計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用し、計画的で効率的な維持管理を推進する。
- ・ 水門・樋門・排水機場・ダム等の自動化・遠隔操作化等の施設管理の高度化を進める。
- ・ ダムの貯水池機能の回復等のための堆積土砂の撤去、土砂流入量の低減対策、施設改造等、既存ダムの機能の回復・増強を行うダム再生に取り組む。さらに、利水ダム等との情報網の整備、AIの活用等による雨量やダムへの流入量の予測精度の向上、同技術を活用したダムの運用の改善・高度化等を進め、事前放流を含めたダムによる洪水調節と水力発電の両機能を最大化するとともに地域振興にも資する「ハイブリッドダム」の取組を推進する。

《海岸保全施設の老朽化対策》

- ・ 策定した個別施設計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用し、計画的で効率的な維持管理を推進する。

《砂防関係施設の老朽化対策》

- ・ 個別施設計画については、定期的な点検結果や新技術、DX等の活用を反映した改定を行い、より一層、効果的・効率的な点検や修繕を進める。
- ・ また、個別施設計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用し、計画的で効率的な維持管理を推進する。

(12) 建設業等の担い手の確保・育成（県土整備部）

《建設業の担い手の確保・育成》

- ・ 県内建設企業が、取り巻く社会経済情勢の変化においても、地域から期待される役割を将来にわたって果たしていけるよう、「若者や女性等の担い手の確保・育成」、「働き方改革の推進」、「生産性の向上」を重点事項としている「いわて建設業振興中期プラン2023」に基づく取組を推進する。
- ・ 地方公共団体や民間事業者等と連携し、効率的・効果的なインフラメンテナンスの推進に取り組む。

《デジタル技術を活用した人材の確保・育成》

- ・ 事前防災や復旧復興を担う建設業における技能労働者の高齢化の進展等を要因とする担い手不足に対応し、優れた技術を次世代に継承するため、建設キャリアアップシステム活用による処遇の改善や週休2日工事の促進等の働き方改革の一層の推進による人材の確

保・育成を推進する。

また、最新のデジタル技術の活用による生産性の向上等に係る取組や、適正な請負契約の推進といった環境づくりを進める。

- ・ 被災地における速やかな災害復旧等のため、ＩＣＴ施工やＢＩＭ／ＣＩＭ導入、自動施工技術の活用等による一連の建設生産プロセスの効率化、インフラ分野のＤＸの推進により、防災・減災の担い手となる建設産業の担い手の確保・育成等に取り組む。

(13) 災害時連携体制整備（県土整備部）

《災害時の連携が必要とされる団体との協定締結》

- ・ ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥによる被災状況把握等の高度化に対応するため、関係機関との連携を密にする。

【指標（２指標）】 ■（指標名）：（目標値）【（現状値）】

■病院の電子カルテ導入率【再掲】：90%【2023 年度実績 57.1%】

■県営建設工事におけるＩＣＴ活用工事の実施件数（累計）【再掲】
：392 件【2024 年度実績 212 件】

第6章 計画の推進と進捗管理

1 県民総参加の取組

計画の推進に当たっては、県民、企業、NPO、市町村や県など、地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれ主体性を持って、共に支え合いながら、みんなで協働で行動していくことが大切です。

本計画の内容を広く周知し、理解を深め、県民総参加の取組として、本計画に定めた取組を着実に推進していきます。

2 計画の進捗管理と見直し（PDCAサイクルの徹底）

(1) KPIの設定とPDCAサイクルの徹底

計画の実効性を高めていくためには、今回策定した計画に基づき、施策を着実に実施し、その進捗や成果、課題等の把握・分析を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。

県では、総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」における政策推進プランの進捗管理に当たり、政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクル¹⁰を確実に機能させ、取組の成果の評価結果を県民と共有し、計画の実行性を高め、政策を着実に推進することとしています。

本計画においても、本県におけるこうした政策評価の取組の実績を踏まえつつ、PDCA（「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「改善」）サイクルを確立し、設定したKPIに基づく徹底した進捗管理を行います。

(2) KPIの進捗管理

計画の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクルを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、その着実な推進を図ります。

具体的には、本計画において設定したKPIについて、年度ごとにその進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、有識者や県民からの意見等を踏まえ、更に必要な対策の追加や見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映します。

3 計画等の見直し

本計画は、岩手県の強靱化の観点から、県における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。

なお、総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」アクションプランとの整合性を図るため、必要に応じ、本計画の見直しを行う場合があります。

¹⁰ マネジメントサイクル：目的を達成するために多面的な計画を策定し、計画どおりに実行できたのかを評価し、次期行動計画へと結び付ける一連の管理システム。